

約款番号
E-8

旧エジソン生命 新医療保障付定期保険他契約用約款

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 **通話料無料**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日・祝・12/31～1/3を除く)

2022年4月版[®]



Gibraltar
ジブラルタ生命

目次

■普通保険約款

健康還付給付金付無配当医療保険普通保険約款	1
無配当長期傷害保険普通保険約款	32
新医療保障付定期保険普通保険約款	50
無配当医療保険10普通保険約款	68

■特約条項・特則

保険金等の支払時期変更特則	93	無配当先進医療保障特約10条項	232
保険契約の失効取消に関する特則（IV）	95	無配当移植医療保障特約10条項	240
未経過保険料の取扱に関する特則	97	無配当三大疾病治療保障特約10条項	249
入院一時給付特約条項	98	無配当特定損傷保障特約10条項	257
ガン保障特約条項	105	特定疾病診断保険料免除特約10条項	265
新手術保障特約条項	114	無配当年金支払特約	
新災害割増特約条項	124	（健康還付給付金付無配当医療保険用）条項	271
新通院特約条項	134	保険料口座振替特約条項	274
新災害通院特約条項	140	団体特別取扱特約条項	276
無配当災害入院保障特約（傷害保険用）条項	147	集団特別取扱特約条項	278
無配当災害通院特約（傷害保険用）条項	158	健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱特約条項	280
無配当追加障害年金特約（傷害保険用）条項	166	無配当長期傷害保険集団取扱特約条項	281
無配当家族災害入院保障特約（傷害保険用）条項	171	新医療保障付定期保険集団取扱特約条項	282
無配当家族災害通院特約（傷害保険用）条項	182	無配当医療保険10集団取扱特約条項	283
無配当入院初期保障特約10条項	190	クレジットカード払特約条項	284
無配当死亡保障特約10（定期型）条項	197	指定代理請求特約条項	286
無配当生存給付金付死亡保障特約10条項	206	給付金の受取人に関する特約条項	289
無配当ガン保障特約10条項	215	家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項	290
無配当女性医療保障特約10条項	221		

健康還付給付金付無配当医療保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期
第1条
 2. 保険期間の型
第2条
 3. 給付金および保険金の支払
第3条 給付の指定
第4条 入院給付金の型
第5条 給付金の支払限度
第6条 給付金および保険金の支払
 4. 保険料の払込免除
第7条
 5. 保険契約の取消および無効
第8条
 6. 告知義務
第9条 告知義務
第10条 告知義務違反による解除
第11条 保険契約を解除できない場合
 7. 重大事由による解除
第12条
 8. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効
第13条 保険料の払込
第14条 保険料の払込方法<経路>
第15条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
第16条 保険料払込の猶予期間中の保険事故
 9. 保険料の自動貸付
第17条
 10. 保険料の前納
第18条
 11. 保険契約の復活
第19条
 12. 契約者配当金
第20条
 13. 保険契約の解約
第21条
 14. 解約払戻金
第22条
 15. 給付金等の支払金の時期および場所
第23条
 16. 契約内容の変更
第24条 給付金日額の減額
第25条 保険契約者の変更
第26条 受取人の変更
第27条 遺言による受取人の変更
第28条 受取人の死亡
第29条 保険契約者、保険金受取人または健康還付給付金受取人の代表者
第30条 保険契約者の住所の変更
 17. 受取人による保険契約の存続
第31条
 18. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理
第32条 契約年齢の計算
第33条 契約年齢および性別の誤りの処理
 19. 保険契約の更新
第34条
 20. 請求手続
第35条
 21. 時効
第36条
 22. 契約内容の登録
第37条
 23. 管轄裁判所
第38条
 24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱
第39条
 25. 未経過保険料の取扱
第40条
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 備考
- 別表1 対象となる不慮の事故
 - 別表2 病院または診療所
 - 別表3 入院
 - 別表4 対象となる手術
 - 別表5 対象となる悪性新生物および上皮内新生物
 - 別表6 対象となる女性疾病
 - 別表7 通院

別表8 身体障害表

健康還付給付金付無配当医療保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の医療保障を目的として設計された保険で、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) 災害入院給付金
被保険者が不慮の事故による傷害により入院したとき支払います。
- (2) 疾病入院給付金
被保険者が疾病により入院したとき支払います。
- (3) 手術給付金
被保険者が不慮の事故による傷害または疾病等により所定の手術を受けたとき支払います。
- (4) 健康還付給付金
被保険者が健康還付給付対象期間満了時に生存しているとき支払います。
- (5) 死亡保険金
被保険者が死亡したとき支払います。
- (6) ガン入院給付金(ガン入院給付が指定されている場合)
被保険者がガンにより入院したとき支払います。
- (7) 女性疾病入院給付金(女性疾病入院給付が指定されている場合)
被保険者が所定の女性特有の疾病により入院したとき支払います。
- (8) 通院給付金(通院給付が指定されている場合)
被保険者が不慮の事故による傷害または疾病により入院した場合で、その退院後に通院したとき支払います。
- (9) 無事故給付金(無事故給付が指定されている場合)
被保険者が、健康還付給付対象期間中、無事故給付金支払日の前日の満了時に生存し、かつ、無事故給付金支払日前5年間に、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金または通院給付金のいずれの支払も行なわれなかったとき支払います。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
 1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)、保険料払込期間および健康還付給付対象期間
 6. 基本入院給付金日額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 各給付が指定されているときは、その保障の給付金日額
 11. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 12. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険期間の型

第2条 保険契約者は、この保険契約締結の際、保険期間に応じて次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 定期型(全期払)
2. 定期払(短期払)
3. 終身型

3. 給付金および保険金の支払

(給付の指定)

第3条 この保険契約の給付金および保険金は、次のとおりとします。

1. 災害入院給付金

2. 疾病入院給付金
3. 手術給付金
4. 健康還付給付金
5. 死亡保険金

② 保険契約者は、保険契約締結の際に申し出ることにより、前項に定める給付金および保険金に加えて、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、次の各給付をこの保険契約の給付として指定することができます。ただし、女性疾病入院給付は被保険者が女性の場合に限り指定できるものとします。また、ガン入院給付と女性疾病入院給付は重複して指定することができません。

1. ガン入院給付
2. 女性疾病入院給付
3. 通院給付
4. 無事故給付

③ 前項において指定されなかった給付の給付金のお支払はありません。

④ 第2項により指定された各給付は、以後取り消すことはできません。

⑤ 第2項により指定されたガン入院給付、女性疾病入院給付および通院給付の各給付金日額は、会社の定める範囲内で定めることを要します。

(入院給付金の型)

第4条 保険契約者は、この保険契約締結の際、災害入院給付金、疾病入院給付金および女性疾病入院給付金の支払限度に応じて会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 60 日型
2. 124 日型

(給付金の支払限度)

第5条 災害入院給付金、疾病入院給付金および女性疾病入院給付金の支払限度は、前条に定める入院給付金の型により次のとおりとします。

入院給付金の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
1. 60 日型	災害入院給付金	60 日	500 日
	疾病入院給付金	60 日	500 日
	女性疾病入院給付金	60 日	500 日
2. 124 日型	災害入院給付金	124 日	1000 日
	疾病入院給付金	124 日	1000 日
	女性疾病入院給付金	124 日	1000 日

② 手術給付金の支払限度は、支払回数を通算して 70 回とします。また、第6条(給付金および保険金の支払)第1項第3号(1)(イ)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

③ ガン入院給付金に支払限度日数はありません。

④ 通院給付金の支払限度は、次のとおりとします。

1. 1回の入院(1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下本項において同じ。)30 日とします。
2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して 700 日とします。

(給付金および保険金の支払)

第6条 この保険契約の給付金および保険金の支払は、次のとおりです。

給付金または保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金・保険金		受取人	給付金または保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因とした入院であること</p> <p>(2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること</p> <p>(3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院であること</p> <p>(4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること</p>	災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、基本入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とした入院であること</p> <p>(3) その入院が病院における入院であること</p>	疾病入院給付金	入院1回につき、基本入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

給付金または保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金・保険金		受取人	給付金または保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>3. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(ア) 責任開始時以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を目的とした手術であること</p> <p>(i) 不慮の事故による傷害</p> <p>(ii) 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(iii) 疾病</p> <p>(イ) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>(2) その手術が別表4に定めるいずれかの手術であること</p> <p>(3) その手術が病院における手術であること</p>	手術給付金	手術1回につき、基本入院給付金日額に10を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>
<p>4. 被保険者が、契約日から起算して一定の期間(以下「健康還付給付対象期間」といい、保険契約者が保険契約締結の際に保険料払込期間以上の会社の定める範囲内で指定するものとします。)満了時に生存しているとき</p>	健康還付給付金	<p>保険料払込期間満了時まで払い込むべき保険料に相当する金額(この普通保険約款に定める月払保険料に、保険料払込期間満了まで払い込むべき月払としての払込回数に乗じて計算される金額とします。)から、健康還付給付対象期間中に会社が支払った給付金(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金、通院給付金および無事故給付金をいい、健康還付給付対象期間中の会社が支払うべき給付金でまだ支払っていない給付金を含み、第14項および第20項の規定により保険期間中の入院および通院とみなされる入院および通院に対する給付金を含みません。)の合計額を差し引いた金額(この金額が零または負のときは、支払う金額はありません。)</p>	健康還付給付金受取人	—

給付金または保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金・保険金		受取人	給付金または保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
5. 被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金	基本入院給付金日額に100を乗じて得られる金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 責任開始時の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 保険契約者の故意

② 第3条(給付の指定)第2項の規定により、この保険契約に、ガン入院給付、女性疾病入院給付、通院給付および無事故給付を指定した場合の給付金の支払は、次のとおりです。

1. ガン入院給付が指定されている場合

支払事由	給付金		受取人	免責事由
	名称	支払額		
被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき (1) その入院が、責任開始時以後に発病した別表5に定める悪性新生物および上皮内新生物(以下「ガン」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院がガンの治療を目的とした入院であること (3) その入院が病院における入院であること	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	—

2. 女性疾病入院給付が指定されている場合

支払事由	給付金		受取人	免責事由
	名称	支払額		
被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき (1) その入院が責任開始時以後に発病した別表6に定める女性疾病(以下「女性疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が女性疾病の治療を目的とした入院であること (3) その入院が病院における入院であること	女性疾病入院給付金	入院1回につき、女性疾病入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	—

3. 通院給付が指定されている場合

支払事由	給付金		受取人	免責事由
	名称	支払額		
被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき (1) 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、前項に規定する災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的とした別表7に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき (2) その通院が病院への通院であること (3) その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき、通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

4. 無事故給付が指定されている場合

支払事由	給付金		受取人	免責事由
	名称	支払額		
健康還付給付対象期間中、次のいずれにも該当するとき (1) 被保険者が、契約日から起算して5年毎の年単位の契約応当日（以下「無事故給付金支払日」といいます。）の前日の満了時に生存していること（ただし、無事故給付金支払日が健康還付給付対象期間満了日の翌日以後となる場合は、無事故給付金は支払いません。） (2) 無事故給付金支払日前5年間に、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金または通院給付金のいずれの支払も行なわれなかったこと	無事故給付金	無事故給付金支払日毎に、無事故給付金額（無事故給付金額は、基本入院給付金日額に5、10 または 20 のいずれかを乗じて得られる金額とし、無事故給付の指定をする際に保険契約者の申出によって定めます。）	健康還付給付金受取人	—

- ③ 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
- 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
 - 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院
 - 責任開始時以後に開始した異常分娩（分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。）のための入院。
- ④ 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が同一の女性疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）を直接の原因として、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第2項第2号の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、その事故の日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。
- ⑦ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本条において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払われません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。
- ⑧ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。
- 疾病入院給付金の支払については次のとおりとします。
 - 併発しているそれらの疾病がいずれも別表5に定める悪性新生物および上皮内新生物または別表6に定める悪性新生物以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなして、疾病入院給付金を支払います。
 - 併発しているそれらの疾病が別表5に定める悪性新生物および上皮内新生物または別表6に定める悪性新生物とそれ以外の疾病の場合は、その入院を開始した時から別表5に定める悪性新生物および上皮内新生物または別表6に定める悪性新生物を直接の原因として継続して入院したものとみなして、疾病入院給付金を支払います。
 - ガン入院給付が指定されている場合のガン入院給付金の支払については次のとおりとします。

併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなして、ガン入院給付金を支払います。
 - 女性疾病入院給付が指定されている場合の女性疾病入院給付金の支払については次のとおりとします。
 - 併発しているそれらの疾病がいずれも女性疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった女性疾病によって継続して入院したものとみなして、女性疾病入院給付金を支払います。
 - 併発しているそれらの疾病が女性疾病と女性疾病以外の疾病の場合は、女性疾病の治療を開始した日からその女性疾病の治療を目的として入院したものとみなして、女性疾病入院給付金を支払います。
- ⑨ 次のいずれの場合でも、会社は、第1項および第2項にかかわらず、災害入院給付金と疾病による入院給付金（疾病入院給付金、ガン入院給付金および女性疾病入院給付金をいいます。）を重複しては支払いません。
- 疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病が別表5に定める悪性新生物および上皮内新生物または別表6に定める女性疾病以外の場合
 - 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。
 - 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。その場合の災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

2. 疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病が別表5に定める悪性新生物および上皮内新生物または別表6に定める女性疾病のとき
- (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金、ガン入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当し、疾病入院給付金、ガン入院給付金または女性疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。その場合の疾病入院給付金、ガン入院給付金および女性疾病入院給付金の支払額は、疾病・ガン・女性疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額、ガン入院給付金日額および女性疾病入院給付金日額のそれぞれを乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病入院給付金、ガン入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当し、疾病入院給付金、ガン入院給付金または女性疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、疾病入院給付金、ガン入院給付金または女性疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。
- ⑩ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合または手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときまたは手術を受けたときは、その入院または手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑫ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時に発病したガンまたは女性疾病を直接の原因として責任開始時以後にガン入院給付金または女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. そのガンまたは女性疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンまたは女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. そのガンまたは女性疾病について、責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、そのガンまたは女性疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑬ 被保険者が入院中に基本入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の基本入院給付金日額を基準として計算された金額を災害入院給付金または疾病入院給付金として支払います。基本入院給付金日額が減額されたことによって、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額または通院給付金日額が減額された場合、入院日各日現在または通院日各日現在の給付金日額を基準として計算された金額を、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金または通院給付金として支払います。
- ⑭ この保険契約が定期型(全期払)および定期型(短期払)の場合で、被保険者が第1項および第2項に規定する入院中に保険期間が満了したとき、保険期間満了時から継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
- ⑮ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表4に定める2以上の手術を受けた場合には、1回の手術とみなして手術給付金を支払います。
- ⑯ 健康還付給付金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかから、保険契約者が保険契約締結時に指定することを要します。
- ⑰ 健康還付給付対象期間中に基本入院給付金日額の減額が行なわれた保険契約については、当初より健康還付給付対象期間満了時の基本入院給付金日額、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額および通院給付金日額で加入したとみなして、第1項の規定を適用して健康還付給付金を支払います。
- ⑱ 第1項の規定により健康還付給付金を支払った後に、健康還付給付対象期間中の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金、通院給付金および無事故給付金(以下本項において「給付金等」といいます。)の支払の請求書類が会社に到達し、給付金等が支払われる場合には、すでに支払った健康還付給付金を返還してください。この場合、会社は、健康還付給付金が返還された後に、給付金等の受取人に給付金等を支払い、健康還付給付金から給付金等を差し引いた後の残額がある場合は、これを健康還付給付金の受取人に支払います。
- ⑲ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、1回の入院とみなされる入院については、通院給付金の支払において次のとおり取り扱いします。
1. 最終の入院(1回の入院の、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同じ。)の退院日を第2項第3号に定める退院日とします。
 2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第2項第3号に定める通院期間中の通院とみなします。
- ⑳ この保険契約が定期型(全期払)および定期型(短期払)の場合で、被保険者が第2項第3号および前項に規定する通院期間中に保険期間が満了したとき、保険期間満了時を含んで継続している通院期間中の通院は保険期間中の通院とみなします。

- ②① 被保険者が、災害入院給付金、疾病入院給付金、ガン入院給付金または女性疾病入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であるか否とにかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ②② 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、第2項第3号にかかわらず、通院給付金は重複して支払いません。
1. 被保険者が、同一の日に2回以上第2項第3号に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 2. 被保険者が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- ②③ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第2項第3号の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ②④ 第5条(給付金の支払限度)第4項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、前項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
1. 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき
 2. 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院が重複したとき
- ②⑤ 第3項および第11項の規定は、手術給付金および通院給付金の場合に準用します。
- ②⑥ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ②⑦ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、死亡保険金を上限として、この保険契約の責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に支払います。(第1項第5号免責事由2.に該当したことにより死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ②⑧ 被保険者が、無事故給付金支払日を含んで次の各号に定める入院および通院を継続している場合は、無事故給付金の支払においてその入院および通院は、無事故給付金支払日前5年間に於ける入院および通院とみなします。
1. 無事故給付金支払日を含んで第1項および第2項に規定する入院を継続している場合(第4項、第5項および第6項の規定により1回の入院とみなされる場合で、それらの最初の入院の入院日と最後の入院の退院日との間に無事故給付金支払日がある入院を含みます。)
 2. 無事故給付金支払日を含んで第2項第3号に規定する通院を継続している場合(前号に規定する1回の入院とみなされる入院をした場合で、その1回の入院に対する通院期間中の通院を含みます。)
- ②⑨ 無事故給付金を支払った後に、その無事故給付金の支払対象となった5年における災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金および通院給付金(以下本項において「給付金等」といいます。)の支払の請求書類が会社に到達した場合は、会社は、無事故給付金を支払わなかったものとして、給付金等を支払います。この場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、給付金等を支払います。
- ②⑩ 次の各号のいずれかによって入院、手術、通院し、または死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、給付金または保険金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および通院給付金の支払の場合に限ります。)
 2. 戦争その他の変乱(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、通院給付金および死亡保険金の支払の場合に限ります。)

4. 保険料の払込免除

第7条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
1. 被保険者が保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として別表8に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表8に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第13条(保険料の払込)第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
2. 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表8に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表8に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。		次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 第6条(給付金および保険金の支払)第3項および第11項の規定は、本条の場合に準用します。

③ 被保険者が次の第2号により第1項第1号に定める身体障害の状態に該当した場合、または次の各号のいずれかにより第1項第2号に定める身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

④ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

5. 保険契約の取消および無効

第8条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が給付金または保険金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金または保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

6. 告知義務

(告知義務)

第9条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第10条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 給付金もしくは保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、給付金および保険金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに給付金もしくは保険金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、給付金および保険金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、給付金および保険金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金もしくは保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
 - ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

- 第11条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。
1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第9条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第9条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 別表8に定める1. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき
 - (2) 第6条(給付金および保険金の支払)に定める入院を開始したときまたは別表4に定めるいずれかの手術を受けたとき
 - ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

7. 重大事由による解除

- 第12条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金、通院給付金および死亡保険金ならびに払込を免除される保険料をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の給付金(第1号の給付金ならびに健康還付給付金および無事故給付金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該

当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第13条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第14条(保険料の払込方法<経路>)第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金または保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
 - ⑤ 前2項の未払込保険料の払込については、第16条(保険料払込の猶予期間中の保険事故)第2項および第3項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第14条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りません。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りません。)
 6. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第15条(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
 - ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第15条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
 - ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
 - ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号から第6号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第15条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)

- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第 16 条 保険料払込の猶予期間中に給付金または保険金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社が支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金または保険金を支払いません。
- ③ 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

9. 保険料の自動貸付

第 17 条 この保険契約が終身型のときで、保険料が払い込まれないままで猶予期間が経過した場合には、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に対する貸付金とし、保険料の払込に充当して保険契約を有効に継続させます。ただし、その貸付金額と利息との合計額が、その保険料の払込があったものとして計算した第 22 条に規定する解約払戻金額(本条に規定する貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額。以下本項において同様とします。)をこえるときは、この取扱を行いません。

1. 月払契約の場合
払い込むべき月から3カ月分の保険料
 2. 半年払契約の場合
払い込むべき保険料
 3. 年払契約の場合
払い込むべき保険料。ただし、解約払戻金額が、払い込むべき保険料とその利息の合計額には足りないが、半年払契約の払い込むべき保険料とその利息の合計額に足りるときは、半年払契約に変更して本条の取扱を行いません。
- ② 本条の貸付金は、猶予期間満了の日に貸し付けたものとします。
- ③ 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率の複利で計算し、次回以後の保険料払込の猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れます。
- ④ 保険契約者は、いつでも、本条に規定する貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会社は、支払うべき金額または保険契約の内容の変更の際に充当すべき金額から、本条に規定する貸付金の元利金を差し引きます。
1. 保険契約が消滅したとき
 2. 保険契約の内容の変更等が行なわれるとき
 3. 健康還付給付金の支払事由が発生したとき
- ⑤ 本条に規定する貸付金の元利金が第 22 条に規定する解約払戻金額をこえた場合は、保険契約はその時から効力を失います。この場合、会社は、保険契約者に支払うべき金額をもって貸付金の元利金の返済に充当します。
- ⑥ 本条の貸付を行なった場合でも、保険料払込の猶予期間の満了日の翌日から起算して3カ月以内に保険契約者から第 21 条に規定する保険契約の解約(給付金日額の減額は除きます。)の請求があったときは、会社は、本条の貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱を行いません。

10. 保険料の前納

- 第 18 条** 保険契約者は、月払契約の場合、当月分以後 12 カ月分までの保険料を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、その受取人に支払います。
1. 保険契約が消滅したとき
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき

11. 保険契約の復活

- 第 19 条** 保険契約者は、第 15 条(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)第2項または第 17 条(保険料の自動貸付)第5項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して1年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。
- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。また、第 17 条第5項により効力を失った保険契約を復活させる場合には、会社所定の金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき

- 前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

12. 契約者配当金

第20条 この保険契約に対して、契約者配当金はありません。

13. 保険契約の解約

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

14. 解約払戻金

第22条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、払込年月数に応じて計算した金額を支払います。保険料払込期間経過後の保険契約については、以下のとおりとなります。

1. 終身型の場合は、第6条(給付金および保険金の支払)第1項に定める死亡保険金の金額と同額になります。
 2. 定期型(短期払)の場合は、健康還付給付対象期間満了日までは第6条(給付金および保険金の支払)第1項に定める死亡保険金の金額と同額、健康還付給付対象期間経過後は経過年月数に応じて計算した金額を支払います。
- ② 第34条(保険契約の更新)の規定により健康還付給付のないこの保険に変更された保険契約については解約払戻金はありません。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

15. 給付金等の支払金の時期および場所

第23条 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、健康還付給付金、死亡保険金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金、通院給付金および無事故給付金の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。ただし、無事故給付金支払請求に必要な書類が支払事由発生前に会社に到達した場合には、無事故給付金支払事由発生日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

- ② 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、死亡保険金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金および通院給付金(以下本条において「給付金」といいます。)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第12条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

16. 契約内容の変更

(給付金日額の減額)

- 第24条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、基本入院給付金日額を減額することができます。
- ② 保険契約者は、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額および通院給付金日額のみを減額することはできません。
 - ③ 基本入院給付金日額が減額された場合は、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額および通院給付金日額も同じ割合で減額されたものとします。
 - ④ 本条の規定によって、基本入院給付金日額、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額および通院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとします。

(保険契約者の変更)

- 第25条** 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

- 第26条** 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。また、健康還付給付金および無事故給付金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、健康還付給付金受取人を変更することができます。ただし、健康還付給付金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとなります。災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金および通院給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、健康還付給付金受取人または保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に、変更前の健康還付給付金受取人または保険金受取人に健康還付給付金、無事故給付金または死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の健康還付給付金受取人または保険金受取人から健康還付給付金、無事故給付金または死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

- 第27条** 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金、健康還付給付金および無事故給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人または健康還付給付金受取人を変更することができます。ただし、健康還付給付金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとなります。災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金および通院給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - ③ 前2項による健康還付給付金受取人または保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

- 第28条** 給付金(給付金および保険金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人としてします。
- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人としてします。
 - ③ 前2項により給付金の受取人になった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者、保険金受取人または健康還付給付金受取人の代表者)

- 第29条** 保険契約者、保険金受取人または健康還付給付金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者、保険金受取人または健康還付給付金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者、保険金受取人または健康還付給付金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

- 第30条** 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 受取人による保険契約の存続

第31条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、死亡保険金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金および通院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、健康還付給付金、無事故給付金または死亡保険金の支払事由が生じ、会社が健康還付給付金、無事故給付金または死亡保険金を支払うべきは次の各号のとおり取り扱います。
1. 死亡保険金の場合は、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の受取人に支払います。
 2. 健康還付給付金または無事故給付金の場合は、次のとおりとします。
 - (1) その支払うべき金額が第2項の金額より大きいときは、第2項の金額を債権者等に支払い、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、健康還付給付金受取人に支払います。この場合、第1項の解除の効力は生じないものとします。
 - (2) その支払うべき金額が第2項の金額より小さいときは、その支払うべき金額を債権者等に支払います。この場合、解除通知到達時から1カ月経過した時に解除の効力は発生し、解約通知到達時の解約払戻金相当額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額を限度に、債権者等に支払います。債権者等に支払った後の残額がある場合は、保険契約者に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第22条(解約払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

18. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

- 第32条** 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第33条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 2. 前号以外の場合は、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

19. 保険契約の更新

第34条 この保険契約が定期型(全期払)の場合、保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。

1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 2. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき
 3. この保険契約の保険料の払込が免除されているとき
 4. 保険契約に指定疾病・指定部位不担保特約(健康還付給付金付無配当医療保険用)が付加されているとき
 5. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば、前項の条件を満たすこととなる場合は、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新時に第1項第3号に該当している(第1項第4号および第5号に該当していないことを要します。)ことにより保険契約を更新できない場合には、会社の定める範囲内で、健康還付給付のないこの保険契約に更新させるものとします。

- ④ 第1項の規定により保険契約の更新ができる場合(第1項第2号のみに該当していることにより保険契約を更新できない場合も含みます。)であっても、保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに申出があるときは、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、健康還付給付のないこの保険契約に更新することができます。
- ⑤ 前2項の規定により健康還付給付のないこの保険契約に更新された契約は、以後、本条に定めるところにより、健康還付給付のないこの保険契約で更新されるものとします。この場合、第1項第3号の規定は適用しないものとします。
- ⑥ 健康還付給付のないこの保険契約に更新された契約の更新後の保険期間が6年に満たない場合には、無事故給付部分については更新されないものとします。
- ⑦ 更新の際に女性疾病入院給付金または通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達している保険契約の場合、その支払限度に達した女性疾病入院給付部分または通院給付部分については更新されないものとします。
- ⑧ 更新後の保険契約の基本入院給付金日額、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額および通院給付金日額は、更新前の保険契約の基本入院給付金日額、ガン入院給付金日額、女性疾病入院給付金日額および通院給付金日額と同額とします。
- ⑨ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑪ 保険契約が更新された場合に、第5条(給付金の支払限度)、第6条(給付金および保険金の支払)および第7条(保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ⑫ 保険契約が更新された場合に、健康還付給付金および無事故給付金の支払に際しては、更新前の保険契約の健康還付給付対象期間と更新後の保険契約の健康還付給付対象期間は継続した期間とはみなしません。更新後の保険契約の健康還付給付対象期間中に更新前の保険契約の保険期間中の入院および通院とみなされる入院および通院をした場合、第6条(給付金および保険金の支払)第1項の規定により、更新前の保険契約の健康還付給付金の計算において差し引く給付金等に含まれなかった入院および通院の給付金は、更新後の保険契約の健康還付給付金の計算において差し引くものとします。また、更新日を含んで入院または通院を継続している場合の無事故給付金の支払については、第6条第28項中「無事故給付金支払日」とあるのを「更新日」、「無事故給付金支払日前5年間」とあるのを「更新日前」と読み替えて適用します。
- ⑬ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
 1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および基本入院給付金日額
 3. 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑭ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑮ 第1項第5号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第1項第1号ないし第4号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第5条、第6条および第7条の規定の適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

20. 請求手続

第 35 条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の入院・手術証明書	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券				受取人	受取人	被保険者	被保険者	受取人	受取人			
1	災害入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○		不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	疾病入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	健康還付給付金の支払	○	○	○		○		○	○					会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本 入院・手術・通院についての確認書
5	死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○			会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
6	ガン入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
7	女性疾病入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
8	通院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
9	無事故給付金の支払	○	○	○		○		○	○					会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本 入院・手術・通院についての確認書
10	保険料の払込免除	○	○	○							○			
11	責任準備金の支払	○	○	○	○									
12	解約払戻金の支払	○	○	○	○									
13	保険契約の復活	○												会社所定の告知書
14	給付金日額の減額	○	○	○	○									
15	保険契約者の変更	○	○			○								旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続代表者の念書 (3) 相続代表者の印鑑証明書

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の 11・13 の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には保険契約者と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑤ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

21. 時効

第 36 条 給付金、保険金、責任準備金、解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利はその請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

22. 契約内容の登録

第 37 条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。))に登録します。

1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 2. 入院給付金の種類
 3. 入院給付金の日額
 4. 契約日(復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。)
 5. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。))は第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じとします。))の申込(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。))を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。))の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。))から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

23. 管轄裁判所

第 38 条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人(給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。))の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第 39 条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。))を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。))により払い込む場合
会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。))の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。))を使用するときは、利用票を作成した時
 2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。))により払い込む場合
会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。))にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- ② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかつたものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。
1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。))から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

25. 未経過保険料の取扱

第40条 年払契約および半年払契約は次の各号の取扱をします。なお、この取扱は主契約に付加された特約にも適用します。この場合、主約款は特約条項と読み替えます。

1. 保険契約の全部または一部の消滅時に責任準備金を支払う場合は、消滅時から消滅後最初に到来する、年払は年単位の、半年払いは半年単位の契約応当日前日までの月数(以下「残存月数」といいます。)に応じた保険料を未経過保険料として保険契約者に返還します。ただし、支払事由に基づいて保険金または給付金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、この取扱をしません。
2. 前号における未経過保険料が、免責事由への該当により責任準備金の支払により発生する場合は、責任準備金と合算した額を、死亡保険金額を上限として支払います。
3. 第1号における残存月数は、消滅後最初に到来する月単位での契約応当日より起算します。また、未経過保険料は、年払契約の場合は年払保険料を12等分した金額、半年払の場合は半年払保険料を6等分した金額に残存月数を乗じて算出します。
4. 未経過保険料を返還する場合、責任準備金の計算については、主約款における責任準備金の規定にかかわらず、保険料払込中は、保険料払込年月数および経過年月数により計算します。
5. 保険契約の消滅時に、支払うべき金額に加えてこの取扱による未経過保険料の返還がある場合、主約款の規定に基づく自動貸付金があるときは、消滅時に支払うべき金額に未経過保険料を含めて、その元利金を差し引きます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特例

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術などは、「治療を目的とした手術」には該当しません。

5. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

6. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合や日帰り手術を受けた場合などで、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類
§皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	
2. 乳房切断術	
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)	
3. 骨移植術	
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	
8. 脊椎・骨盤観血手術	
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	
10. 四肢切断術(手指・足指を除く。)	
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	
13. 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	
15. 喉頭全摘除術	

手術 番号	手術の種類
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)
17.	胸郭形成術
18.	縦隔腫瘍摘出術
§	循環器・脾の手術
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)
20.	静脈瘤根本手術
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)
22.	心膜切開・縫合術
23.	直視下心臓内手術
24.	体内用ペースメーカー埋込術
25.	脾摘除術
§	消化器の手術
26.	耳下腺腫瘍摘出術
27.	顎下腺腫瘍摘出術
28.	食道離断術
29.	胃切除術
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)
31.	腹膜炎手術
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術
33.	ヘルニア根本手術
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術
35.	直腸脱根本手術
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)
§	尿・性器の手術
38.	腎移植手術(受容者に限る。)
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)
42.	陰茎切断術
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術
44.	陰嚢水腫根本手術
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術
47.	帝王切開娩出術
48.	子宮外妊娠手術
49.	子宮脱・膣脱手術
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)
51.	卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く。)
52.	その他の卵管・卵巣手術
§	内分泌器の手術
53.	下垂体腫瘍摘除術
54.	甲状腺手術
55.	副腎全摘除術
§	神経の手術
56.	頭蓋内観血手術
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術
59.	脊髄硬膜内外観血手術
§	感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)
60.	眼瞼下垂症手術
61.	涙小管形成術
62.	涙嚢鼻腔吻合術
63.	結膜嚢形成術
64.	角膜移植術
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術
66.	虹彩前後癒着剥離術
67.	緑内障観血手術
68.	白内障・水晶体観血手術
69.	硝子体観血手術
70.	網膜剥離症手術

手術番号	手術の種類
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
72.	眼球摘除術・組織充填術
73.	眼窩腫瘍摘出術
74.	眼筋移植術
§	感覚器・聴器の手術
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術
76.	乳様洞削開術
77.	中耳根本手術
78.	内耳観血手術
79.	聴神経腫瘍摘出術
§	悪性新生物の手術
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)
§	上記以外の手術
83.	上記以外の開頭術
84.	上記以外の開胸術
85.	上記以外の開腹術
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
§	新生物根治放射線照射
88.	新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
§	骨髄幹細胞採取手術
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や器官、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表5 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物および上皮内新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表6 対象となる女性疾病

対象となる女性疾病の範囲は、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性疾病に含めることがあります。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
・乳房の上皮内癌	D05	
・子宮頸(部)の上皮内癌	D06	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の		
・子宮内膜	D07.0	
・外陰部	D07.1	
・膣	D07.2	
・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3	
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	
○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の		
・真正赤血球増加症<多血症>	D45	
・骨髄異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39	
・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の		
・乳房	D48.6	
血液の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害(E00～E07)中の	
	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症(E03)中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮(後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症]	E05
	・甲状腺炎	E06
・その他の甲状腺障害	E07	
○その他の内分泌腺障害(E20～E35)中の		
・卵巣機能障害	E28	
○代謝障害(E70～E90)中の		
・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の		
・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
・治療後卵巣機能不全(症)	E89.4	
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害(M05～M14)中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害(M12)中の	
・リウマチ熱後慢性関節障害[ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0	
生殖器系の疾患	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害(N80～N98)中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸(部)を除く	N85
	・子宮頸(部)のびらんおよび外反(症)	N86
	・子宮頸(部)の異形成	N87
	・子宮頸(部)のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
・女性不妊症	N97	
○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	O00～O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
	○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の	
・産科的破傷風	A34	

別表7 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表8 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

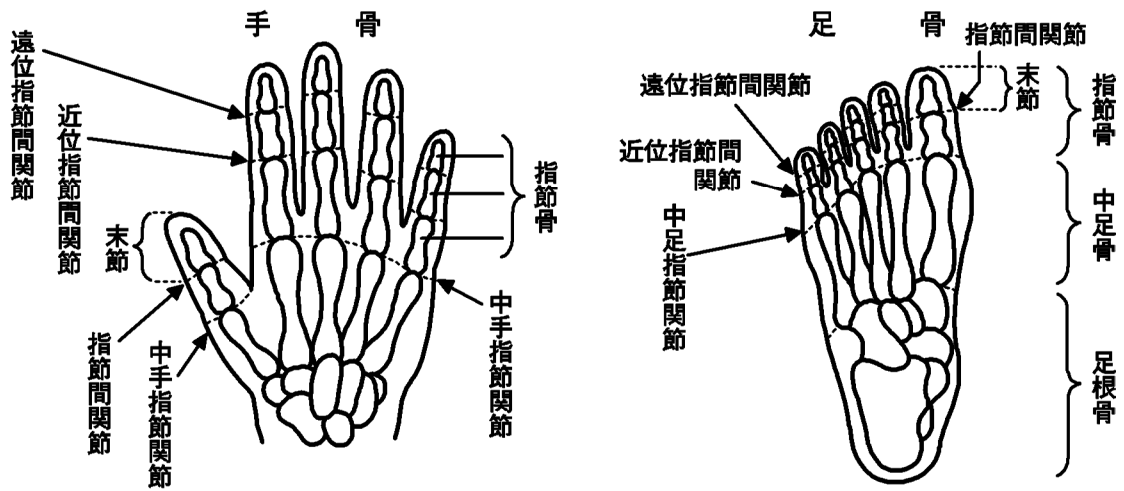
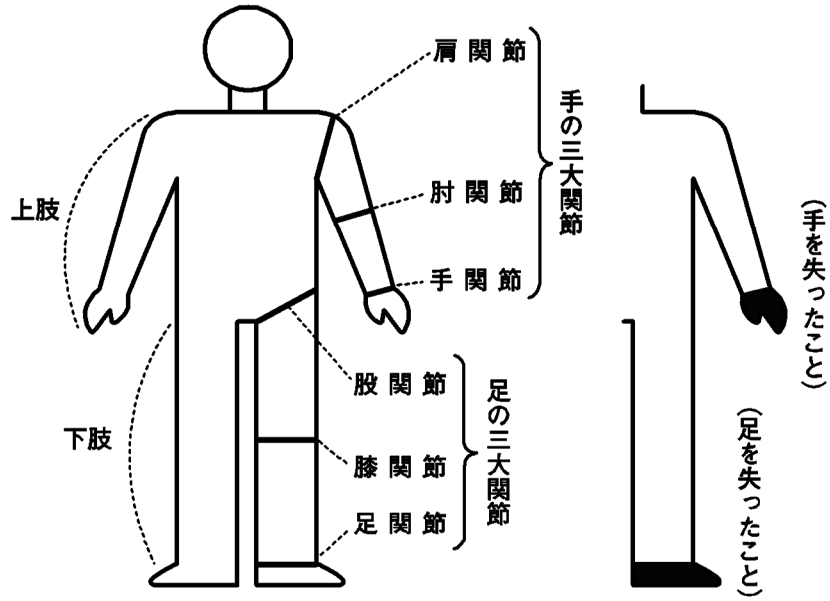
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当長期傷害保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 用語の意義

第1条

2. 会社の責任開始期

第2条

3. 保険期間の型

第3条

4. 保険金および給付金の支払

第4条 保険金および給付金の支払

第5条 保険金または給付金を支払わない場合

第6条 保険契約の消滅

5. 保険料の払込免除

第7条 保険料の払込免除

第8条 保険料の払込免除請求手続き

第9条 保険料の払込を免除しない場合

6. 保険契約の取消および無効

第10条

7. 告知義務

第11条 告知義務

第12条 告知義務違反による解除

第13条 保険契約を解除できない場合

8. 重大事由による解除

第14条

9. 保険料の払込、払込の猶予期間および保険契約の失効

第15条 保険料の払込

第16条 保険料払込方法<経路>

第17条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第18条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

10. 保険料の前納

第19条

11. 保険契約の復活

第20条

12. 契約者配当金

第21条

13. 保険契約の解約

第22条

14. 解約払戻金

第23条

15. 保険金または給付金支払の時期および場所

第24条

16. 契約内容の変更

第25条 災害死亡保険金額の減額

第26条 保険契約者の変更

第27条 受取人の変更

第28条 遺言による受取人の変更

第29条 受取人の死亡

第30条 保険契約者、保険金受取人または給付金受取人の代表者

第31条 保険契約者の住所の変更

17. 受取人による保険契約の存続

第32条

18. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第33条 契約年齢の計算

第34条 契約年齢または性別の誤りの処理

19. 保険契約の更新

第35条

20. 請求手続

第36条

21. 時効

第37条

22. 契約内容の登録

第38条

23. 管轄裁判所

第39条

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第40条

25. 未経過保険料の取扱

第41条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 対象となる身体障害の状態および障害給付割合表

別表3 身体の同一部位

別表4 対象となる運動等

別表5 感染症

無配当長期傷害保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が不慮の事故による傷害により死亡した場合または身体障害の状態になった場合に、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 災害死亡保険金
被保険者が、不慮の事故による傷害または所定の感染症により死亡したときに支払います。
2. 障害給付金
被保険者が、不慮の事故による傷害により所定の障害状態になったときに支払います。

1. 用語の意義

第1条 この普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)において「不慮の事故」とは、別表1に定めるものをいいます。
② この主約款において「障害状態」とは、別表2に定めるいずれかの身体障害の状態をいいます。

2. 会社の責任開始期

第2条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態等に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 災害死亡保険金額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 11. 保険証券の作成地および作成年月日

3. 保険期間の型

第3条 保険契約者は、この保険契約締結の際、保険期間に応じて次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 定期型
2. 終身型

4. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第4条 この保険契約において支払う災害死亡保険金および障害給付金は、次のとおりです。

名称	保険金および給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき 2. 責任開始時以後に発病した別表5に定める感染症を直接の原因として死亡したとき	災害死亡保険金額	死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内の保険期間中に障害状態(別表2)に該当したとき	災害死亡保険金額に、障害給付割合表(別表2)に定める給付割合を乗じて得られる金額	保険契約者

- ② 災害死亡保険金を支払う際に、障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、災害死亡保険金額にその該当する給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害死亡保険金額から差し引きます。
1. 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 2. 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金の請求を受け、支払うこととした障害給付金をまだ支払っていないとき
- ③ 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、障害給付金を支払いません。
- ④ この保険契約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して 100%をもって限度とします。
- ⑤ 障害給付金について次のとおり取り扱います。
1. 障害状態が障害給付割合表(別表2)の2種目以上に該当したときは、それぞれの障害状態が該当する種目に対応する割合の合計したものを給付割合とします。ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。)に生じた2種目以上の障害状態に関しては、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。
 2. すでに障害給付割合表(別表2)に該当する身体障害のあった身体の同一部位に新たに身体障害が生じたときは、すでにあった障害状態を含め新たな障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からすでにあった障害状態に対応する給付割合(2種目以上に該当するときは、その最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合をその障害状態の給付割合とします。
- ⑥ 保険期間満了の日において、障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより障害給付金が支払われない場合においても、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき(当該不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内であることを要します。)には、保険期間満了の日に障害状態に該当したものとして、障害給付金を支払います。

(保険金または給付金を支払わない場合)

第5条 会社は、次の場合には第4条(保険金および給付金の支払)の規定にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
2. 死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。(災害死亡保険金を支払う場合に限りです。)
3. 被保険者の犯罪行為または闘争行為によるとき
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
8. 地震、噴火または津波によるとき
9. 戦争その他の変乱によるとき
10. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下本号において同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によるとき
11. 前号以外の放射線照射または放射能汚染によるとき
12. 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないものによるとき
13. 次のいずれかに該当する間に生じた事故によるとき
 - (1) 被保険者が別表4に定める運動等を行なっている間
 - (2) 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能

試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた事故は除きます。

- (3) 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)に搭乗している間(被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。)
- ② 前項第8号または第9号の事由により災害死亡保険金または障害給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、会社は、災害死亡保険金または障害給付金を全額または削減して支払うことがあります。

(保険契約の消滅)

第6条 次のいずれかに該当した場合、その事由に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

1. 被保険者が死亡したとき
 2. 被保険者が障害状態(別表2)に該当したとき。ただし、その障害給付金が支払われたことにより、支払割合を通算して100%に達した場合に限りです。
- ② 前項第1号の場合、災害死亡保険金が支払われるときを除き、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ。)相当額を、保険契約者に支払います。(前条第1項第2号に該当したことにより災害死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害死亡保険金部分の責任準備金相当額を支払います。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを支払いません。
- ③ 第1項第1号に該当した場合(災害死亡保険金の支払事由が生じているときを除きます。)、保険契約者またはその承継人は、第36条に定める必要書類を、すみやかに会社に提出してください。

5. 保険料の払込免除

(保険料の払込免除)

第7条 会社は、被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、障害状態(別表2)のうち、第2級または第3級の障害状態(以下、「障害状態(第2級・第3級)」)に該当したとき(この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態(第2級・第3級)に該当したときを含みます。))は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。

- ② 保険料の払込が免除された保険契約については、免除事由発生時以後引き続き保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 保険料の払込が免除された保険契約については、第25条(災害死亡保険金額の減額)の規定は適用しません。

(保険料の払込免除請求手続き)

第8条 保険料払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、ただちに会社に通知してください。

- ② 保険契約者は、第36条に定める書類をすみやかに提出して保険料の払込免除を請求してください。

(保険料の払込を免除しない場合)

第9条 第7条(保険料の払込免除)の規定にかかわらず、被保険者が第5条(保険金または給付金を支払わない場合)に定めるいずれかの事由により障害状態(第2級・第3級)に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

- ② 第5条第1項第8号または第9号の事由により障害状態(第2級・第3級)に該当した場合でも、その被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

6. 保険契約の取消および無効

第10条 保険契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金もしくは給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社はすでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

7. 告知義務

(告知義務)

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第12条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合に、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由の発生または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定にかかわらず保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表2に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したときは保険契約を解除することができます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

8. 重大事由による解除

第14条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(災害死亡保険金、障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金もしくは給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

9. 保険料の払込、払込の猶予期間および保険契約の失効

(保険料の払込)

第15条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第16条第1項に定める保険料払込方法<経路>にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

1. 月払の保険契約(以下、「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)
 2. 半年払の保険契約(以下、「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下、「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに、保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、その支払うべき金額からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除事由が発生した場合もしくはその支払うべき金額が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者はその未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は支払うべき保険金または給付金の支払をせず、免除すべき保険料の払込を免除しません。
- ④ 前項の未払込保険料の払込については、第18条第2項の規定を準用します。

(保険料払込方法<経路>)

第16条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料払込方法<経路>を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体扱契約または集団扱契約が締結
されている場合に限りま
す。)
 6. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第17条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第17条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号から第6号までの保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、前項の規定により保険契約者は保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第17条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日からその末日まで
 2. 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第18条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に、会社が支払うべき金額が差し引くべき保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約者は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- ③ 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

10. 保険料の前納

第19条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、会社で定めた率で割り引きます。
2. 半年払契約または年払契約の場合
 - (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

11. 保険契約の復活

第20条 保険契約者は、第17条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して1年以内に限り、会社の承諾を得て、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

12. 契約者配当金

第21条 この保険契約に対する契約者配当金はありません。

13. 保険契約の解約

第22条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

14. 解約払戻金

第23条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過年月数によって計算します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

15. 保険金または給付金支払の時期および場所

第24条 保険金(保険金および給付金をいいます。本条において同じ。)の支払金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

- 支払事由に該当する事実の有無
2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

16. 契約内容の変更

(災害死亡保険金額の減額)

- 第25条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、災害死亡保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害死亡保険金額が会社の定める額に満たない場合には、減額を取り扱いません。
- ② 災害死亡保険金額を減額したときは、その減額した部分に対する解約払戻金については、第23条(解約払戻金)の規定を準用し、かつ、保険料払込期間中においては、減額後の災害死亡保険金額を基準に次の払込期月から保険料を改めます。

(保険契約者の変更)

- 第26条** 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

- 第27条** 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、死亡保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

- 第28条** 前条に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。障害給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。
- ② 前項の死亡保険金受取人変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

- 第29条** 保険金(保険金および給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者、保険金受取人または給付金受取人の代表者)

第30条 この保険契約において、保険契約者、保険金受取人または給付金受取人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者、保険金受取人または給付金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者、保険金受取人または給付金受取人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第31条 保険契約者が、住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 受取人による保険契約の存続

第32条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす災害死亡保険金または障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべき場合(災害以外の事由により被保険者が死亡した場合で、会社が責任準備金を支払うべきときを含みます。)において、保険金等を支払うことによって、この保険契約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害死亡保険金または障害給付金の受取人(責任準備金を支払う場合は保険契約者)に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第23条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

18. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第33条 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢または性別の誤りの処理)

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。

- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により処理します。

19. 保険契約の更新

第35条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに保険契約を更新しない旨の申出がない限り、保険契約は保険期間満了の日の翌日(以下本条において「更新日」といいます。)に、更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。

1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
3. 保険料の払込が免除されているとき
4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき

- ② 更新後の保険契約の保険期間および災害死亡保険金額は、更新前の保険契約の保険期間および災害死亡保険金額と同一とします。ただし、更新後の保険期間について、前項第2号に該当する場合には、その限度まで保険期間を短縮して保険契約を更新します。
- ③ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ④ 更新後の保険契約の第1回保険料については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
 1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
 3. 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 4. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑥ 第16条(保険料払込方法<経路>)、第18条(保険料払込の猶予期間中の保険事故)第1項、第33条(契約年齢の計算)および第34条(契約年齢または性別の誤りの処理)の規定は、本条の場合に準用します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合は、第23条(解約払戻金)第1項において「保険料を払い込んだ年月数」とあるのは「更新後の保険料を払い込んだ年月数」と、「その経過年月数」とあるのは「更新後のその経過年月数」と読み替えます。
- ⑧ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該更新日以後に更新する保険契約については、更新日以後の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑨ 保険契約を更新した場合には、第4条(保険金および給付金の支払)ならびに第7条(保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑩ 第1項第4号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第1項第1号から第3号までの規定に該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第4条(保険金および給付金の支払)ならびに第7条(保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

20. 請求手続

第 36 条 保険契約者もしくは保険金または給付金の受取人は、この約款にもとづく支払および変更等についての請求をする場合には、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類			印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	受取人	受取人	受取人	受取人	受取人			
1	災害死亡保険金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	障害給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	保険料の払込免除	○	○	○				○		○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○			○			
5	保険契約の復活	○									会社所定の復活告知書
6	災害死亡保険金額の減額	○	○	○	○						
7	保険契約者の変更	○	○		○						旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
8	被保険者の死亡の報告および責任準備金相当額の支払 (第6条第3項に該当する場合)	○	○	○	○			○		○	医師の死亡診断書または死体検案書 保険契約者の戸籍謄本(保険契約者が死亡している場合は保険契約者の相続人が判明する戸籍謄本および相続人の印鑑証明書)

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5・8の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 官公庁、会社、工場、その他の団体(団体の代表者を含む。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金の受取人とし、その団体に給与(役員報酬を含みます。)関係によって所属している者を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の災害死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、災害死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類を第1項に定める書類に加えて提出することを要します。ただし、これらの者が2人以上である場合にはそのうち1人からの提出で足りるものとします。
- 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - 保険契約者である団体が、死亡退職金等の受給者本人であることを確認した書類

21. 時効

第 37 条 保険金、給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

22. 契約内容の登録

第 38 条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 2. 災害死亡保険金の金額
 3. 契約日(復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同じとします。)
 4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。)の申込(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。)から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害給付金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

23. 管轄裁判所

第 39 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金受取人(保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第 40 条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合
会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)
 2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合
会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- ② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。
1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- ④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

25. 未経過保険料の取扱

第41条 年払契約および半年払契約は次の各号の取扱をします。なお、この取扱は主契約に付加された特約にも適用します。この場合、主約款は特約条項と読み替えます。

1. 保険契約の全部または一部の消滅時に解約払戻金または責任準備金を支払う場合は、消滅時から消滅後最初に到来する、年払契約は年単位の、半年払契約は半年単位の契約応当日前日までの月数(以下「残存月数」といいます。)に応じた保険料を未経過保険料として保険契約者に返還します。ただし、支払事由に基づいて保険金または給付金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、この取扱をしません。
2. 前号における残存月数は、消滅後最初に到来する月単位での契約応当日より起算します。また、未経過保険料は、年払契約の場合は年払保険料を12等分した金額、半年払契約の場合は半年払保険料を6等分した金額に残存月数を乗じて算出します。
3. 未経過保険料を返還する場合、解約払戻金または責任準備金の計算については、主約款における解約払戻金または責任準備金の規定にかかわらず、保険料払込中は、保険料払込年月数および経過年月数により計算します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(W01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
40～X49)	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 対象となる身体障害の状態および障害給付割合表

対象となる身体障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. まで、または次の①から⑤までのいずれかの身体障害を生じたもの ① 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ② 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ③ 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ④ 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ⑤ 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

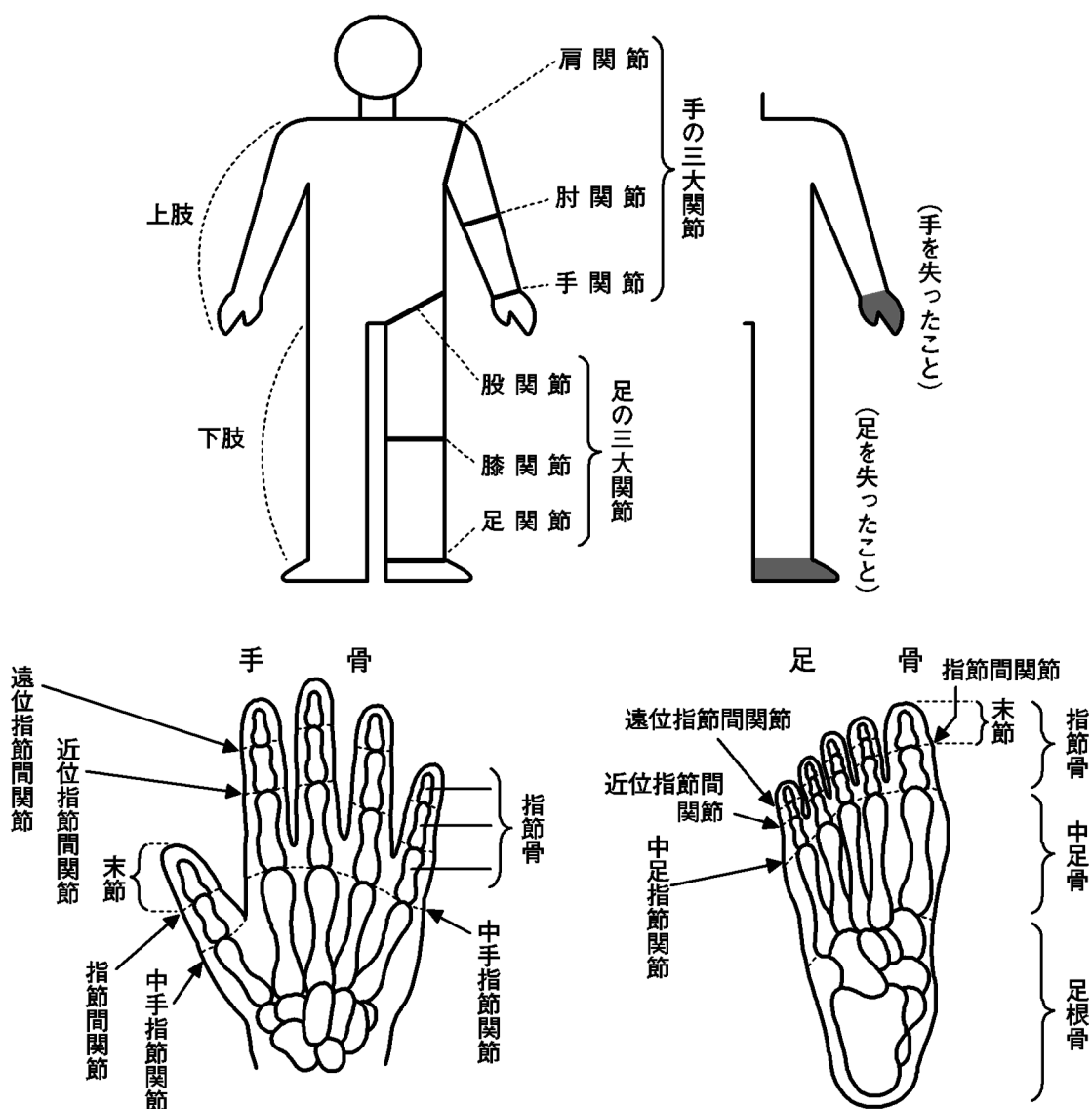
7. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

障害の図解



別表3 身体の同一部位

1. 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
2. 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
3. 眼については、両眼を同一部位とします。
4. 耳については、両耳を同一部位とします。
5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
6. (別表2)の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは 10. または第3級の 16. の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10 手指または 10 足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 対象となる運動等

対象となる運動等とは、次のいずれかのもをいいます。

1. 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
2. リュージュ、ボブスレー
3. スカイダイビング
4. ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
5. サーフィン、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング
6. その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動

別表5 感染症

「感染症」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)で定められている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

新医療保障付定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険契約の取消および無効

第4条

4. 告知義務

第5条 告知義務

第6条 告知義務違反による解除

第7条 保険契約を解除できない場合

5. 重大事由による解除

第8条

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法<経路>

第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

7. 保険料の前納

第13条

8. 保険契約の復活

第14条

9. 契約者配当金

第15条 契約者配当金の割当

第16条 契約者配当金の分配

10. 保険契約の解約

第17条

11. 解約払戻金

第18条

12. 給付金等の支払金の時期および場所

第19条

13. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 入院給付金日額の減額

第21条 保険契約者の変更

第22条 受取人の変更

第23条 遺言による受取人の変更

第24条 受取人の死亡

第25条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第26条 保険契約者の住所の変更

14. 受取人による保険契約の存続

第27条

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第30条

17. 請求手続

第31条

18. 時効

第32条

19. 契約内容の登録

第33条

20. 管轄裁判所

第34条

21. 保険料の一時払に関する取扱

第35条

22. 保険料の一部一時払に関する取扱

第36条

23. 無事故給付金支払特則

第37条 特則の内容

第38条 特則の付加

第39条 特則の給付金の支払

第40条 更新の取扱

第41条 更新の特別取扱

第42条 特則の減額

第43条 特則の解約

第44条 請求手続

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 病院または診療所

別表4 悪性新生物

新医療保障付定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の医療保障を主たる目的として設計された保険で、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
入院	被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として5日以上継続入院したとき。	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	災害入院給付金
	被保険者が疾病を原因として5日以上継続入院したとき。		疾病入院給付金
死亡	被保険者が死亡したとき。	入院給付金日額の100倍相当額	死亡保険金
高度障害	被保険者が所定の高度障害状態になったとき。		高度障害給付金

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 入院給付金日額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 給付金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 無事故給付金支払特則が付加されたときは、給付金額
 11. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 12. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>(1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因とした入院であること。</p> <p>(2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。</p> <p>(3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(4) その入院が5日以上継続した入院であること。</p> <p>(5) その入院が別表3に定める病院または診療所における入院であること。</p>	災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>(1) その入院が責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること。</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(3) その入院が5日以上継続した入院であること。</p> <p>(4) その入院が別表3に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。</p>	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>
<p>3. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。</p>	死亡保険金	入院給付金日額の100倍相当額	保険金受取人	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 責任開始時の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺</p> <p>2. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。</p> <p>3. 保険契約者の故意</p>
<p>4. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含みます。</p>	高度障害給付金	入院給付金日額の100倍相当額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為</p> <p>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p>

② 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

- 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院

2. 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
3. 責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
- ③ 入院給付金の支払限度は次のとおりとします。
 1. 災害入院給付金の場合
通算して1000日分を限度とし、かつ、同一の不慮の事故を直接の原因とした入院について通算して120日分を限度とします。
 2. 疾病入院給付金の場合
通算して1000日分を限度とし、かつ、1回の入院について120日分を限度とします。
- ④ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ⑥ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払われません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。
 1. 併発しているそれらの疾病がいずれも別表4に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
 2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑧ 次のいずれの場合でも、会社は、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複しては支払いません。
 1. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガン以外のとき
 - (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、第1項の規定にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。この場合、疾病入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金の支払額は、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 2. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガンのとき
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金の支払額は、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、第1項の規定にかかわらず、疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。この場合、災害入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑨ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 被保険者が、責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。

1. その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑫ 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を入院給付金として支払います。
- ⑬ 被保険者が、第1項、第4項および第5項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
 1. 保険期間が満了したとき。
 2. 高度障害給付金を支払うことによってこの保険契約が消滅したとき。
- ⑭ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して保険金を支払います。
- ⑮ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この保険契約の保険期間満了時に高度障害の状態に該当したものとみなして高度障害給付金を支払います。
- ⑯ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑰ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金(会社の定める方法によって計算される保険契約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を保険契約者に払い戻します。(第1項第3号免責事由2.に該当したことにより死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合はこれを払い戻しません。
- ⑱ 次の各号のいずれかによって入院し、死亡し、または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 1. 地震、噴火または津波(災害入院給付金および疾病入院給付金の支払の場合に限ります。)
 2. 戦争その他の変乱(災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金の支払の場合に限ります。)
- ⑲ 第2項および第11項の規定は、高度障害給付金の場合に準用します。

(高度障害給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

3. 保険契約の取消および無効

第4条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社はすでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

4. 告知義務

(告知義務)

第5条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第5条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第5条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 高度障害になったとき。
 - (2) 第2条に定める入院を開始したとき。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第5条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この保険契約の給付金(第1号の給付金および無事故給付金をいいます。以下本条において同じ)の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)を支払いません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第9条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第10条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで

2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
 - ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ④ 前項の未払込保険料の払込については、第12条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第10条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第11条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
 - ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第11条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
 - ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
 - ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第11条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
 - ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社が支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

7. 保険料の前納

第13条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%
9カ月分	1カ月分の保険料の35%
12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。

- (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

8. 保険契約の復活

- 第14条** 保険契約者は、第11条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。
- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

9. 契約者配当金

(契約者配当金の割当)

- 第15条** 会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に有効な保険契約に対して、その事業年度末に主務官庁の認可を得た方法で計算した契約者配当金の割当を行ないます。
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から起算して所定年数を経過した後に消滅する保険契約に対して、契約者配当金の割当を行なうことがあります。

(契約者配当金の分配)

- 第16条** 前条第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次の方法のうち、保険契約申込のとき保険契約者が指定した方法で分配します。ただし、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。
1. 保険料と相殺する方法
 - (1) 次の事業年度に始まる保険年度の保険料を払い込むときに、次のとおり定められた金額をその保険料と相殺します。
 - (ア) 月払契約の場合
契約者配当金を12等分した金額
 - (イ) 半年払契約の場合
契約者配当金を2等分した金額
 - (ウ) 年払契約の場合
契約者配当金の全額
 - (2) 保険料の前納中のため前(1)の取扱を行なうことができない契約者配当金は、会社の定める率の複利で蓄積し、第2号(2)の方法で支払います。
 - (3) 次の事業年度に始まる保険年度中に保険契約が消滅した場合において相殺されなかった契約者配当金があるときは、次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
 2. 利息をつけて蓄積する方法
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された契約者配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
- ② 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた契約者配当金を保険期間が満了したときに限り保険契約者に支払います。
- ③ 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、次のとおり支払います。
1. 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 2. その他のときは、保険契約者に支払います。

10. 保険契約の解約

- 第17条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

11. 解約払戻金

第 18 条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

12. 給付金等の支払金の時期および場所

第 19 条 災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金、高度障害給付金および無事故給付金(無事故給付金支払特則を付加した場合。以下同じ)の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。ただし、無事故給付金支払請求に必要な書類が支払事由発生前に会社に到達した場合には、無事故給付金支払事由発生日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

② 災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金(以下本条において「給付金」といいます。)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第8条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

13. 契約内容・保険金受取人等の変更

(入院給付金日額の減額)

第 20 条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。

② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約者の変更)

第 21 条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第 22 条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。災害入金給付金、疾病入院給付金、高度障害給付金および無事故給付金

の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第 23 条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。災害入金給付金、疾病入院給付金、高度障害給付金および無事故給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第 24 条 給付金(給付金および保険金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 25 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 26 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 受取人による保険契約の存続

第 27 条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金または高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金、高度障害給付金または無事故給付金の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うことによって、この保険契約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金、高度障害給付金または無事故給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 18 条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1ヵ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 28 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第29条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 2. 前号以外の場合は、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

第30条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。

1. 保険期間満了の日までに保険料が払い込まれていないとき。
 2. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
 4. 保険契約に指定疾病・指定部位不担保特約(医療保険用)が付加されているとき。
 5. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- ② 前項第2号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなる場合は、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑥ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ⑦ 更新前の保険契約の保険料払込方法が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。
- ⑧ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金額
 3. 更新された特約の名称および給付金額等
 4. 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金額等
 5. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑩ 第1項第5号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第1項第1号ないし第4号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第2条(保険金および給付金の支払)の規定を適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

17. 請求手続

第31条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類											その他の書類
	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	
				保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	災害入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	疾病入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	死亡保険金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	高度障害給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○							
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
7	保険契約の復活	○										会社所定の告知書
8	入院給付金日額の減額	○	○	○	○							
9	保険契約者の変更	○	○		○ 旧 保 険 契 約 者							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
10	蓄積配当金の支払	○	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5・7の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑤ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑥ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第32条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金または契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

19. 契約内容の登録

第 33 条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 2. 入院給付金の種類
 3. 入院給付金の日額
 4. 契約日(復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。)
 5. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じとします。)の申込(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。)から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

20. 管轄裁判所

第 34 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- ② この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21. 保険料の一時払に関する取扱

第 35 条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法を一時払とすることができます。

- ② 保険料の払込方法が一時払の保険契約については、次の各号に定めるところによります。
1. 第9条(保険料の払込)、第10条(保険料の払込方法<経路>)、第11条(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)、第13条、第14条、第20条(入院給付金日額の減額)の規定は適用しません。
 2. 第1条中、「第1回保険料」とあるのを「一時払保険料」と読み替えます。

22. 保険料の一部一時払に関する取扱

第 36 条 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合、その保険契約は次の各号の部分からなるものとします。

1. 保険料の一部一時払に対応する部分(以下この部分を「一時払保険部分」といいます。)
 2. 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分(以下この部分を「分割払保険部分」といいます。)
- ② 一時払保険部分がある保険契約については、次の各号に定めるところによります。
1. 第1条(会社の責任開始期)における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
 2. 一時払保険部分または分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
 3. 一時払保険部分を減額する場合には、分割払保険部分も同時に同じ割合で減額するものとします。
 4. 減額後の分割払保険部分の入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合は、一時払保険部分の減額を取り扱いません。

23. 無事故給付金支払特則

(特則の内容)

第 37 条 この特則は、前条までの規定が適用されるこの保険契約において、災害入院給付金または疾病入院給付金のいずれの支払もなく、かつ、被保険者が保険期間満了時に生存しているときに無事故給付金を支払うことを定めたものです。

(特則の付加)

第 38 条 保険契約者は、この保険契約締結または更新の際、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。

(特則の給付金の支払)

第 39 条 この特則の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		
	名称	支払額	受取人
この特則の付加された保険契約において、次のいずれにも該当するとき。 1. 保険期間中に、災害入院給付金または疾病入院給付金のいずれの支払も行なわれなかったこと。 2. 被保険者が保険期間満了時に生存していること。	無事故給付金	無事故給付金額(無事故給付金額は、入院給付金日額の5倍相当額または10倍相当額のいずれかとし、この特則を付加する際に保険契約者の申出によって定めます。)	保険契約者

② 前項の規定によって無事故給付金を支払った後に、保険金または給付金の支払の請求書類が会社に到達した場合は、会社は、前項の無事故給付金を支払わなかったものとして、保険金または給付金を支払います。この場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、保険金または給付金を支払います。

(更新の取扱)

第 40 条 この保険契約が更新される場合には、更新後のそれぞれの保険期間について、前条の規定を適用して無事故給付金を支払います。

② この保険契約の更新時に、第2条第1項に規定する入院を継続している場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

③ 第2条第4項または第5項の規定により、1回の入院とみなされる入院中に更新される場合もしくは1回の入院とみなされる入院を更新後にした場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

(更新の特別取扱)

第 41 条 保険契約者は、この特則が付加された保険契約の更新の際に、会社の承諾を得て、この特則を付加せずに更新することができます。

(特則の減額)

第 42 条 この特則のみの減額は取り扱いません。

② 入院給付金日額が減額された場合には、この特則の無事故給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。

③ 前項の規定によってこの特則の無事故給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(特則の解約)

第 43 条 この特則のみの解約は取り扱いません。

(請求手続)

第 44 条 この特則にもとづく支払については、次に定める書類を提出して請求してください。

1. 会社所定の請求書
2. 保険証券
3. 最終の保険料領収証
4. 受取人の印鑑証明書
5. 受取人の戸籍抄本
6. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表3に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他)および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

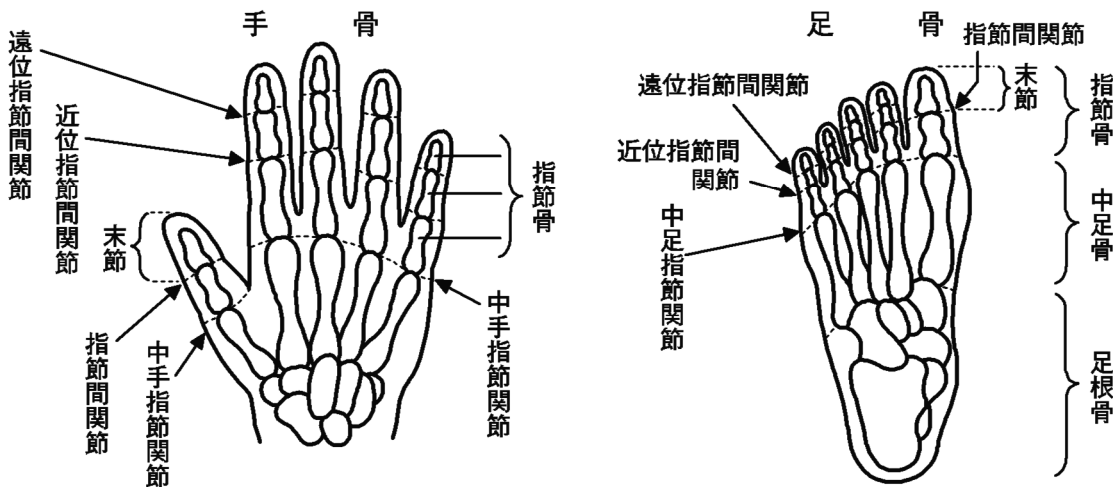
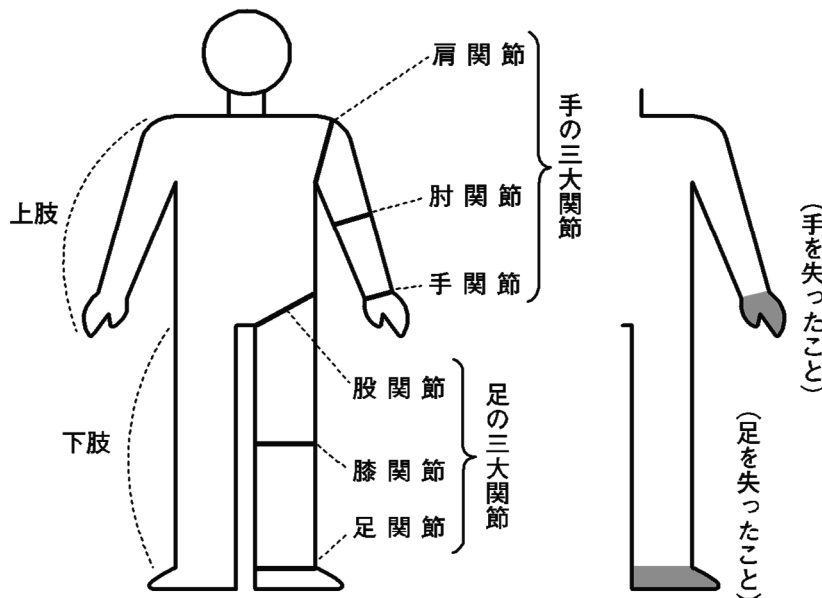
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

無配当医療保険10普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険期間の型

第2条

3. 給付金の支払

第3条 入院給付金の型

第4条 入院給付金および手術給付金の支払限度

第5条 給付金の支払

第6条 保険契約の消滅

4. 保険料の払込免除

第7条

5. 保険契約の取消および無効

第8条

6. 告知義務

第9条 告知義務

第10条 告知義務違反による解除

第11条 保険契約を解除できない場合

7. 重大事由による解除

第12条

8. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第13条 保険料の払込

第14条 保険料の払込方法<経路>

第15条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第16条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

9. 保険料の前納

第17条

10. 保険契約の復活

第18条

11. 契約者配当金

第19条

12. 保険契約の解約

第20条

13. 解約払戻金

第21条

14. 給付金の支払金の時期および場所

第22条

15. 契約内容の変更

第23条 入院給付金日額の減額

第24条 保険契約者の変更

第25条 受取人の変更

第26条 遺言による受取人の変更

第27条 受取人の死亡

第28条 保険契約者の代表者

第29条 保険契約者の住所の変更

16. 受取人による保険契約の存続

第30条

17. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第31条 契約年齢の計算

第32条 契約年齢および性別の誤りの処理

18. 保険契約の更新

第33条

19. 請求手続

第34条

20. 時効

第35条

21. 契約内容の登録

第36条

22. 管轄裁判所

第37条

23. 三大疾病入院給付金支払特則

第38条 特則の内容

第39条 特則の付加

第40条 給付金の支払

第41条 特則の減額および解約

第42条 特則の請求手続

第43条 規定の準用

24. 無事故給付金支払特則

第44条 特則の内容

第45条 特則の付加

第46条 特則の給付金の支払

第47条 更新の取扱

第48条 更新の特別取扱

第49条 特則の減額

第50条 特則の解約

第51条 特則の請求手続

25. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第52条

26. 未経過保険料の取扱

第 53 条

27. 手術給付金不担保特則

第 54 条

民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)
の施行に関する特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表 1 対象となる不慮の事故

別表 2 病院または診療所

別表 3 入院

別表 4 対象となる手術および給付倍率表

別表 5 対象となる手術(約款第5条第1項支払事由3.
(1)(イ)に規定する手術)

別表 6 公的医療保険制度

別表 7 医科診療報酬点数表

別表 8 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒
中

別表 9 身体障害表

別表 10 三大疾病(急性心筋梗塞、脳卒中)とみなす
疾病

無配当医療保険10普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の医療保障を目的として設計された保険で、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
災害入院給付金	被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときに支払います。
疾病入院給付金	疾病を原因として入院したときに支払います。
手術給付金	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病等により所定の手術を受けたときに支払います。(ただし、手術給付金不担保特則を付加した契約を除きます。)
無事故給付金	無事故給付金支払特則を付加した契約において、保険期間中に入院給付金の支払がなく、保険期間満了時に被保険者が生存していたときに支払います。
三大疾病入院給付金	三大疾病入院給付金支払特則を付加した契約において、保険期間中に被保険者が所定の三大疾病の治療による入院をしたときに支払います。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。なお、保険事故・給付事由および保険給付の方法については保険証券に記載しません。
1. 会社名
 2. 保険契約の名称
 3. 契約日
 4. 保険料およびその払込方法
 5. 保険契約の終期(保険期間)および保険料払込期間
 6. 入院給付金日額
 7. 保険契約者の氏名または商号等
 8. 被保険者の氏名および契約時の年齢
 9. 給付金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
 10. 特則が付加されたときは、その特則の名称および給付金額等
 11. 特約が付加されたときは、その特約の名称、終期(保険期間)および給付金額等
 12. 保険証券の作成地および作成年月日

2. 保険期間の型

第2条 保険契約者は、この保険契約締結の際、保険期間に応じて次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 定期型
2. 終身型

3. 給付金の支払

(入院給付金の型)

第3条 保険契約者は、この保険契約締結の際、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度に応じて会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を選択するものとします。

1. 60日型
2. 124日型

(入院給付金および手術給付金の支払限度)

第4条 入院給付金の支払限度は、前条に定める入院給付金の型により次のとおりとします。この場合、災害入院給付金の1回の入院は、別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とし、かつ同一の不慮の事故による1回の入院とします。

入院給付金の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
1. 60 日型	災害入院給付金	60 日	1000 日
	疾病入院給付金	60 日	1000 日
2. 124 日型	災害入院給付金	124 日	1000 日
	疾病入院給付金	124 日	1000 日

② 第5条(給付金の支払)第1項支払事由3.(2)の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、1回とします。

(給付金の支払)

第5条 この保険契約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>(1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院であること。</p> <p>(2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。</p> <p>(3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院であること</p> <p>(4) その入院の日数が1日以上となる入院であること</p> <p>(5) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること。</p>	災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>(1) その入院が責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因として開始した入院であること。</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(3) その入院の日数が1日以上となる入院であること。</p> <p>(4) その入院が病院における入院であること。</p>	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>3. 被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当する手術を受けたとき。</p> <p>(1) 責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、保険期間中に、病院において、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その手術が別表4に定める手術であること</p> <p>(イ) その手術が次のいずれにも該当する手術であること。ただし、前(ア)の手術給付金が支払われる場合を除きます。</p> <p>(i) 別表5に定める手術であること</p> <p>(ii) 別表6に定める公的医療保険制度(以下、「公的医療保険制度」といいます。)に基づく別表7に定める医科診療報酬点数表(以下、「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料が算定される手術であること</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に病院において行なわれた別表4に定める骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p>	手術給付金	<p>手術1回につき、次に定める金額</p> <p>(1) 左記の支払事由(1)(ア)または(2)に該当したとき</p> <p>入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率(別表4)を乗じて得られる金額</p> <p>(2) 左記の支払事由(1)(イ)に該当したとき</p> <p>入院給付金日額 ×5</p>	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

② 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

1. 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
 2. 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 3. 責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院
- ③ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ⑤ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払われません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。
- ⑥ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。
1. 併発しているそれらの疾病がいずれも別表8に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
 2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 次のいずれの場合でも、会社は、第1項にかかわらず、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複しては支払いません。
1. 疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガン以外のとき
 - (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。

- (2) 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。その場合の災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. 疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガンとき
- (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。その場合の疾病入院給付金の支払額は、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (2) 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。
- ⑧ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して 31 日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合または手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときまたは手術を受けたときは、その入院または手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 会社は、被保険者が時期を同じくして手術を受けた場合、次のとおり取扱います。ただし、別表4の手術と別表5の手術を同時に受けた場合には第1項支払事由3. (1)(ア)による手術給付金を支払います。
1. 被保険者が時期を同じくして別表4に定める2以上の手術を受けた場合には、1回の手術とみなして第1項支払事由3. (1)(ア)による手術給付金のうち給付倍率の高い方を支払います。
 2. 被保険者が時期を同じくして別表5に定める2以上の手術を受けた場合には、1回の手術とみなして第1項支払事由3. (1)(イ)による手術給付金を支払います。
- ⑫ 第2項および第10項の規定は、手術給付金の場合に準用します。
- ⑬ 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を入院給付金として支払います。
- ⑭ この保険契約が定期型の場合で、被保険者が、第1項、第3項および第4項に規定する入院中に保険期間が満了したとき、保険期間満了時から継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
- ⑮ 次の各号のいずれかによって入院または手術をした被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(保険契約の消滅)

第6条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。

- ② 前項に該当した場合、保険契約者(保険契約者が被保険者である場合はその承継人)はただちに会社に通知してください。この場合、事実の確認のための書類の提出を求めることがあります。

4. 保険料の払込免除

第7条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合 (以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する 保険料	払込免除事由に該当しても保険料 の払込を免除しない場合
1. 被保険者が保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として別表9に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表9に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第13条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日まで間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
2. 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表9に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表9に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。		次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 第5条(給付金の支払)第2項および第10項の規定は、本条の場合に準用します。

③ 被保険者が次の第2号により第1項第1号に定める身体障害の状態に該当した場合、または次の各号のいずれかにより第1項第2号に定める身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

④ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

5. 保険契約の取消および無効

第8条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

6. 告知義務

(告知義務)

第9条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第10条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第 11 条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第9条の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第9条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
5. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 別表9に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。
 - (2) 第5条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは別表4もしくは別表5に定めるいずれかの手術を受けたとき
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

7. 重大事由による解除

第 12 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および払込を免除される保険料をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この保険契約の給付金(前号の給付金および無事故給付金をいいます。以下本項において同じ。)の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第13条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第14条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前2項の未払込保険料の払込については、第16条第2項および第3項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第14条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 4. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
 5. 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 保険契約者は、会社の定める範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ③ 保険料払込方法が第1項第3号から第5号までである保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第15条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第16条 保険料払込の猶予期間中に給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社が支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
- ③ 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その保険料の払込免除事由によって、他の特約から給付金等の支払が行なわれる場合には、会社は未払込保険料と当該給付金等を相殺して保険料の払込免除を行なうことができるものとします。

9. 保険料の前納

第17条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の保険料を会社の定める範囲内で、前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
1. 保険契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

10. 保険契約の復活

第18条 保険契約者は、第15条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して1年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ④ 復活後の保険契約の保険証券には、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

11. 契約者配当金

第19条 この保険契約に対して、契約者配当金はありません。

12. 保険契約の解約

第20条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

13. 解約払戻金

第21条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約についてはありません。その他の保険契約については入院給付金日額に保険証券に記載の数値を乗じた金額となります。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

14. 給付金の支払金の時期および場所

第22条 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、三大疾病入院給付金(三大疾病入院給付金支払特則を付加した場合。以下同じ)および無事故給付金(無事故給付金支払特則を付加した場合。以下同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。ただし、無事故給付金支払請求に必要な書類が支払事由発生前に会社に到達した場合には、無事故給付金支払事由発生日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

- ② 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または三大疾病入院給付金(以下本条において「給付金」といいます。)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第12条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項について弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。

15. 契約内容の変更

(入院給付金日額の減額)

第23条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。

② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとします。

(保険契約者の変更)

第24条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

② 保険契約者の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第25条 給付金の受取人については、保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第26条 保険契約者は、遺言によっても、給付金の受取人を保険契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第27条 給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者の代表者)

第28条 保険契約者が2人以上のときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第29条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 受取人による保険契約の存続

- 第 30 条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して、1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または三大疾病入院給付金の受取人である被保険者(通知の時において保険契約者が受取人でない場合に限る)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第 21 条(解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

17. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

- 第 31 条** 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第 32 条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

18. 保険契約の更新

- 第 33 条** この保険契約が定期型の場合、保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。
1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 2. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 3. 保険契約に指定疾病・指定部位不担保特約(無配当医療保険10用)が付加されているとき。
 4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- ② 前項第2号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑥ 保険契約が更新された場合に、第4条(入院給付金および手術給付金の支払限度)、第5条(給付金の支払)および第7条(保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ⑦ 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。
1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
 2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および入院給付金日額
 3. 更新された特則の名称および給付金額等
 4. 更新された特約の名称、終期(保険期間)および給付金額等
 5. 更新後の保険料およびその払込方法
- ⑧ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑨ 第1項第4号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第1項第1号ないし第3号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第4条(入院給付金および手術給付金の支払限度)、第5条(給付金の支払)および第7条(保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

19. 請求手続

第34条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類											その他の書類	
	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 入 院 ・ 手 術 証 明 書		
				保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人				
1	災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	災害入院給付金の場合、不慮の事故であることを証明する書類
2	第6条第2項に規定する死亡の通知		○						○		○		
3	保険料の払込免除	○	○	○					○		○		
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○				○				
5	保険契約の復活	○											会社所定の告知書
6	入院給付金日額の減額	○	○	○	○								
7	保険契約者の変更	○	○		○								旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続代表者の念書 (3) 相続代表者の印鑑証明書
※上記1については、会社が必要と認めた場合、住民票にかえて戸籍抄本													

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の2および5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑤ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

20. 時効

第35条 給付金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

21. 契約内容の登録

第36条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
2. 入院給付金の種類
3. 入院給付金の日額
4. 契約日(復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。)
5. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じとします。)の申込(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受け

た場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

22. 管轄裁判所

- 第37条** この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人(給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 三大疾病入院給付金支払特則

(特則の内容)

第38条 この特則は、前条までの規定が適用されるこの保険契約において、三大疾病を原因とする入院給付金の支払について定めたものです。

(特則の付加)

第39条 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の定める範囲内で、この特則をこの保険契約に付加することができるものとします。

(給付金の支払)

第40条 この特則の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人
	名称	支払額	
被保険者が責任開始時以後に発病した疾病を原因として保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. その入院が責任開始時以後に発病した別表8に定める悪性新生物、脳卒中または急性心筋梗塞(以下「三大疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 2. その入院が三大疾病の治療を目的とした入院であること。 3. その入院の日数が1日以上となる入院であること。 4. その入院が病院における入院であること。	三大疾病入院給付金	入院一回につき入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者

- ② 三大疾病入院給付金の支払の限度は無制限とします。
- ③ この特則による三大疾病入院給付金日額は、この保険契約の入院給付金日額と同額とします。
- ④ 三大疾病を原因とする入院をした後、別表10に定める疾病の治療を目的とする入院をした場合、その入院は同一の三大疾病を原因とする入院とみなして三大疾病入院給付金を支払います。
- ⑤ 三大疾病を原因とする入院をした後、これと医学上重要な関係がある疾病(別表10に定める疾病を除きます。)の治療を目的とする入院をした場合、その入院は同一の三大疾病を原因とする入院とみなして三大疾病入院給付金を支払います。ただし、三大疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過した後開始した入院を除きます。
- ⑥ 次のいずれの場合でも、会社は、第5条にかかわらず、三大疾病入院給付金と災害入院給付金または疾病入院給付金を重複しては支払いません。
 - 1. 三大疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複したとき
 - (1) 災害入院給付金の支払われる入院中に、三大疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。その場合の三大疾病入院給付金の支払額は三大疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

- (2) 三大疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。
2. 三大疾病入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複したとき
- (1) 三大疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガン以外で、疾病入院給付金の支払われる入院中に、三大疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。その場合の三大疾病入院給付金の支払額は三大疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (2) 三大疾病入院給付金の支払事由に該当した疾病がガンで、疾病入院給付金の支払われる入院中に、三大疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、第1項にかかわらず、三大疾病入院給付金の支払額は疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) 三大疾病入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、三大疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した三大疾病を直接の原因として責任開始時以後に三大疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その三大疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その三大疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その三大疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その三大疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特則の減額および解約)

第41条 この特則のみの減額または解約は取り扱いません。

- ② 入院給付金日額が減額された場合には、この特則も同時に同じ割合で減額されたものとします。

(特則の請求手続)

第42条 この特則にもとづく支払については、次に定める書類を提出してください。

請求書類	1. 会社所定の請求書 2. 保険証券 3. 最終の保険料領収証 4. 受取人の印鑑証明書 5. 受取人の戸籍抄本 6. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) 7. 会社所定の診断書・証明書 8. 会社所定の入院証明書
------	---

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(規定の準用)

第43条 この特則に別段の定めのない場合には、三大疾病入院給付金について、第5条第2項を除きこの普通保険約款中の疾病入院給付金の規定を準用するものとします。

24. 無事故給付金支払特則

(特則の内容)

第44条 この特則は、前条までの規定が適用されるこの保険契約において、災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金のいずれの支払もなく、かつ、被保険者が保険期間満了時に生存しているときに無事故給付金を支払うことを定めたものです。

(特則の付加)

第45条 保険契約者は、この保険契約が定期型の場合、保険契約締結または更新の際、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。

(特則の給付金の支払)

第46条 この特則の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人
	名称	支払額	
この特則の付加された保険契約において、次のいずれにも該当するとき。 1. 保険期間中に、災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金のいずれの支払も行われなかったこと。 2. 被保険者が保険期間満了時に生存していること。	無事故給付金	無事故給付金額(無事故給付金額は、入院給付金日額の20倍相当額とします。)	保険契約者

② 前項の規定によって無事故給付金を支払った後に、給付金の支払の請求書類が会社に到達した場合は、会社は、前項の無事故給付金を支払わなかったものとして、給付金を支払います。この場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、給付金を支払います。

(更新の取扱)

第47条 この保険契約が更新される場合には、更新後のそれぞれの保険期間について、前条の規定を適用して無事故給付金を支払います。

② この保険契約の更新時に、第5条第1項に規定する入院を継続している場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

③ 第5条第3項もしくは第4項の規定により、1回の入院とみなされる入院中に更新される場合もしくは1回の入院とみなされる入院を更新後にした場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

(更新の特別取扱)

第48条 保険契約者は、この特則が付加された保険契約の更新の際に、会社の承諾を得て、この特則を付加せずに更新することができます。

(特則の減額)

第49条 この特則のみの減額は取り扱いません。

② 入院給付金日額が減額された場合には、この特則の無事故給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。

③ 前項の規定によってこの特則の無事故給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(特則の解約)

第50条 この特則のみの解約は取り扱いません。

(特則の請求手続)

第51条 この特則にもとづく支払については、次に定める書類を提出して請求してください。

請求書類	1. 会社所定の請求書 2. 保険証券 3. 最終の保険料領収証 4. 受取人の印鑑証明書 5. 受取人の戸籍抄本 6. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本)
------	---

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

25. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の取扱

第52条 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額(以下「第1回保険料等」といいます。)を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

1. 会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により払い込む場合

会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額以内であること等(以下「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行なった時(会社所定の利用票(以下「利用票」といいます。)を使用するときは、利用票を作成した時)

2. 会社の指定するデビットカード(以下「デビットカード」といいます。)により払い込む場合

会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時

② 第1項第1号の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は他の方法で第1回保険料を払い込むことを要します。

1. 会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと

2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人(クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。)から保険料相当額を受け取ることができないこと

- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
- ④ 本条の取扱いにより払い込まれた第1回保険料については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

26. 未経過保険料の取扱

第53条 年払契約および半年払契約は次の各号の取扱をします。なお、この取扱は主契約に付加された特約にも適用します。この場合、主約款は特約条項と読替えます。

1. 保険契約の全部または一部の消滅時に解約払戻金または責任準備金を支払う場合は、消滅時から消滅後最初に到来する、年払契約は年単位の、半年払契約は半年単位の契約応当日前日までの月数(以下、「残存月数」といいます。)に応じた保険料を未経過保険料として保険契約者に返還します。ただし、支払事由に基づいて保険金または給付金を支払うことにより保険契約が消滅する場合は、この取扱をしません。
2. 前号にかかわらず、主約款の規定により、保険期間の全期間または一定期間、解約払戻金がないか、または解約払戻金額が抑制されている保険契約については、解約払戻金を支払う場合でも未経過保険料を返還する取扱をしません。
3. 第1号における残存月数は、消滅後最初に到来する月単位での契約応当日より起算します。また、未経過保険料は、年払契約の場合は年払保険料を12等分した金額、半年払契約の場合は半年払保険料を6等分した金額に残存月数を乗じて算出します。
4. 未経過保険料を返還する場合、解約払戻金または責任準備金の計算については、主約款における解約払戻金または責任準備金の規定にかかわらず、保険料払込中は、保険料払込年月数および経過年月数により計算します。

27. 手術給付金不担保特則

第54条 この特則は、前条までの規定の適用される保険契約において、手術給付金を不担保とすることを定めたものです。

- ① (特則の付加)
保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の定める範囲内で、この特則をこの保険契約に付加することができるものとします。
- ② (手術給付金の不担保)
この特則を付加した保険契約について、被保険者が手術給付金の支払事由に該当した場合でも、これを支払いません。
- ③ (特則の解約)
この特則のみの解約は取扱いません。
- ④ (保険契約の消滅)
この特則が付加された場合、第6条(保険契約の消滅)の規定を次のとおり読み替えます。
「第6条 次のいずれかの事由に該当した場合、該当した時から保険契約は消滅したものとします。
 1. 被保険者が死亡したとき。
 2. 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数のいずれもが通算の支払限度に達したとき。ただし、三大疾病入院給付金支払特則が付加されている場合を除きます。② 前項第1号に該当した場合、保険契約者(保険契約者が被保険者である場合はその承継人)はただちに会社に通知してください。この場合、事実の確認のための書類の提出を求めることがあります。」

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

令和2年3月31日以前に締結された保険契約が、令和2年4月1日以後に保険契約の更新に関する規定により更新された場合には、契約年齢および性別の誤りの処理に関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。
2. 入院の日数が1日となる入院
入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合や日帰り手術を受けた場合などで、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
3. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」とは、治療のための手術をいい、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

5. 療養

「療養」とは、別表6に定める公的医療保険制度における診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

6. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
	・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる手術および給付倍率表

ここでいう「手術」とは、第5条第1項支払事由3. (1)(ア)または(2)に規定する手術給付金の対象となる手術のことをいい、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1. ～89. に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	20
2.	乳房切断術	20
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	20
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§	内分泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§	神経の手術	
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§	感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剝離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剝離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§	感覚器・聴器の手術	
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§	悪性新生物の手術	
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	40
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)	20
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	骨髄幹細胞採取手術	
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	20

(備考)

- 観血手術
「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。
- 開頭術
「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出したりする手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

7. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表5 対象となる手術(約款第5条第1項支払事由3.(1)(イ)に規定する手術)

ここでいう「手術」とは、別表4に定める手術以外で、第5条第1項支払事由3.(1)(イ)に規定する手術給付金の対象となる手術のことであり、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術をいい、次の各号に定めるものを除きます。

- (1) 吸引および穿刺などの処置
- (2) 神経ブロック
- (3) 屈折異常に対する手術
- (4) 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマンまたは抜歯手術
- (5) 骨または関節の非観血的修復術、非観血的修復固定術および非観血的授動術
- (6) 別表4において施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度としているために手術給付金の支払われない手術

(注1) 移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。

(注2) 輸血、移植骨髄穿刺、術中術後自己血回収術は手術に含まれません。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。ただし、歯科診療報酬点数は対象外とします。

別表8 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
3. 脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

備考

ガンの診断確定

ガンの診断確定は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

別表9 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの

身体障害
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

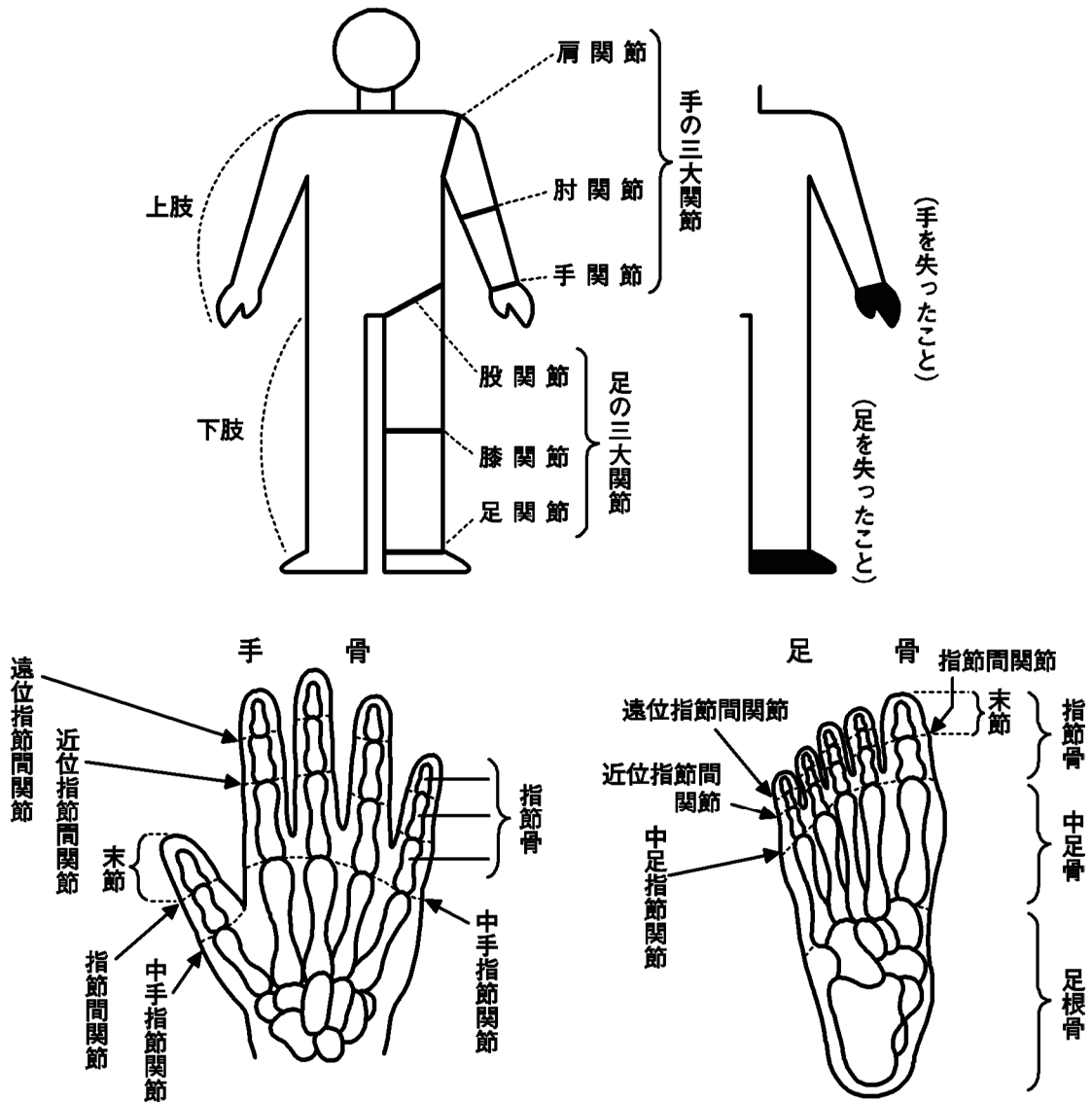
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表 10 三大疾病(急性心筋梗塞、脳卒中)とみなす疾病

三大疾病(急性心筋梗塞、脳卒中)とみなす疾病とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 急性心筋梗塞	再発性心筋梗塞	I22
	急性心筋梗塞の続発合併症	I23
	陳旧性心筋梗塞	I25.2
	心室瘤	I25.3
2. 脳卒中	血管性認知症	F01
	くも膜下出血の続発・後遺症	I69.0
	脳内出血の続発・後遺症	I69.1
	脳梗塞の続発・後遺症	I69.3

保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成 24 年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

(死亡保険金の簡易請求)

第3条 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

- 「
4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ) 目次

第1条 失効取消の適用

第2条 主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅳ)

第1条(失効取消の適用)

- この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^{(*)1}中に失効取消にかかる延滞保険料^{(*)2}の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^{(*)3}の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^{(*)4}の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。

第1条の用語の意義

- *1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- *2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- *3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- *4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

第2条(主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱)

- この特則の適用がある主契約が無配当終身保険(USD建)で、主契約に保険料等円入金取扱特約が付加されている場合には、この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料^{(*)1}の換算基準日^{(*)2}は、会社が受領する日とします。
- この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に保険料円入金特約(積立個人年金用)が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
 - この特則の規定に基づき保険契約者が会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日^{(*)2}は、会社が受領する日とします。
 - 保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)の適用がある場合には、つぎの①および②のとおり取り扱います。
 - 第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第7条(保険料円換算額を定める場合の特則)第2項に定める保険料円換算額により取り扱うものとし、会社が受領する日を換算基準日^{(*)2}として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、計算した外国通貨建の金額を主契約の保険料とします。
 - 第1条の補則の補1に定める死亡保険金等を支払う場合において、失効取消にかかる延滞保険料を差し引くときは、失効取消にかかる延滞保険料の払込期月の1日を換算基準日^{(*)3}として、保険料円入金特約(積立個人年金用)条項第3条(保険料の円貨への換算に用いる為替レート)第2項に定める為替レートを用いて、差し引くべき失効取消にかかる延滞保険料を計算します。

第2条の用語の意義

- *1 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。

*2 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直前の金融機関の営業日とします。本条において同じとします。

*3 換算基準日

外国通貨建の保険料を円に換算する際の基準となる日を換算基準日といたします。ただし、その日が会社が指定する金融機関の休業日にあたる場合には、直後の金融機関の営業日とします。

未経過保険料の取扱に関する特則

第1条 この保険契約（主契約および主契約に付加された特約を含みます。）については、保険期間中に保険契約が消滅した場合に、翌払込期月までの残存期間に応じた保険料を未経過保険料として支払う取扱はありません。ただし、主約款において未経過保険料の取扱いの規定がある保険契約に更新した場合は、この限りではありません。

第2条 前条ただし書に該当した場合は、この特則は更新されずに消滅します。

第3条 この特則のみを解約することはできません。

入院一時給付特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 告知義務
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 特約を解除できない場合
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の契約者配当金
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約払戻金

- 第16条 入院一時給付金支払の時期および場所
- 第17条 入院一時給付金額の減額
- 第18条 特約の更新
- 第19条 請求手続
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 特約の取消および無効
- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

入院一時給付特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
入院	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病を原因として5日以上継続して入院したとき	入院1回につき所定の金額	入院一時給付金

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - ③ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間(保険契約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。以下本条において同じ。)中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>1. 次のいずれかに該当する入院</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因とする入院</p> <p>2. 主約款に定める病院または診療所における治療を目的とする入院</p> <p>3. 5日以上継続した入院</p>	入院一時給付金	入院1回につき(不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院の場合は、同一の不慮の事故による入院1回につき)、入院一時給付金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

- ② 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして本条の規定を適用します。
- 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
 - 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院
- ③ 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因とする場合は、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな疾病による入院とみなします。
- ④ 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院が同一の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院である場合は、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- ⑤ 会社は、被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたはその入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害と異なる不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき。
 - その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害が生じていたときまたは生じたとき。
- ⑥ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院一時給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により入院一時給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が入院中に入院一時給付金が減額された場合は、会社は、支払事由に該当した日現在の入院一時給付金額を入院一時給付金として支払います。
- ⑩ 被保険者が第1項、第3項および第4項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- この特約の保険期間が満了したとき。

2. 主約款に定める高度障害給付金を支払うことによって第14条第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑪ 次の各号のいずれかによって入院一時給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院一時給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(告知義務)

第4条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第5条** 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 入院一時給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院一時給付金を支払いません。すでに入院一時給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、入院一時給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、入院一時給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

- 第6条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第4条の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第4条の告知をしないうことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって第3条に定める入院を開始したときを除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第4条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第7条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が入院一時給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 入院一時給付金の請求に関し、入院一時給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または入院一時給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは入院一時給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院一時給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院一時給付金の支払をしません。入院一時給付金の支払をすでに行っていたときでも、その返還を請求することができます。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の契約者配当金)

第12条 この特約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。
- ② 前項第2号の場合には、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。ただし、主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約の解約払戻金は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(入院一時給付金支払の時期および場所)

第16条 入院一時給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 入院一時給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から入院一時給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院一時給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 入院一時給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無

2. 入院一時給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
入院一時給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第7条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは入院一時給付金の受取人の特約締結の目的もしくは入院一時給付金請求の意図に関する特約の締結時から入院一時給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、入院一時給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院一時給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、入院一時給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(入院一時給付金額の減額)

第17条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院一時給付金額を減額することができます。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の入院一時給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前2項の規定によってこの特約の入院一時給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第3条(給付金の支払)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(請求手続)

第 19 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
	契約者	受取人				被保険者	受取人	被保険者	受取人					
1 入院一時給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社は必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 入院一時給付金の減額	○	○	○	○	○									
3 責任準備金の支払	○	○	○	○	○									
4 解約払戻金の支払	○	○	○	○	○									

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の3の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 20 条 この特約における入院一時給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 22 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 23 条 入院一時給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 契約者は、遺言によっても、入院一時給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 25 条 入院一時給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院一時給付金の受取人とします。

② 前項の規定により入院一時給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院一時給付金の受取人となった者のうち生存している他の入院一時給付金の受取人を入院一時給付金の受取人とします。

③ 前2項により入院一時給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 26 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす入院一時給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

- ③ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第15条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第27条 入院一時給付金、責任準備金、解約払戻金または契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(主約款に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため主約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

ガン保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 ガン入院給付金日額
- 第4条 保険金および給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の契約者配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 保険金支払の時期および場所

- 第18条 ガン入院給付金日額の減額
- 第19条 特約の更新
- 第20条 請求手続
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 特約の取消および無効
- 第24条 受取人の変更
- 第25条 遺言による受取人の変更
- 第26条 受取人の死亡
- 第27条 受取人による特約の存続
- 第28条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 悪性新生物
- 別表2 身体障害表

ガン保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
入院	被保険者がガンを原因として5日以上継続入院したとき。	ガン入院給付金日額の入院日数倍	ガン入院給付金
死亡	被保険者がガンを原因として死亡したとき。	ガン入院給付金日額の100倍相当額	ガン死亡保険金
高度障害	被保険者がガンを原因として所定の高度障害になったとき。		ガン高度障害給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(ガン入院給付金日額)

第3条 この特約のガン入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

(保険金および給付金の支払)

第4条 この特約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 (2) その入院がガンの治療を目的とした入院であること。 (3) その入院が5日以上継続した入院であること。 (4) その入院が備考3. に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者
2. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき。	ガン死亡保険金	ガン入院給付金日額の100倍相当額	主契約の保険金受取人
3. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因としてこの特約の保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発病したガン(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった疾病と因果関係のないガンに限ります。)を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	ガン高度障害給付金	ガン入院給付金日額の100倍相当額	契約者

- ② ガン入院給付金の支払は、1回の入院について120日分を限度とします。
- ③ 被保険者がガンを直接の原因として第1項に規定する5日以上継続入院を2回以上した場合は、それぞれの入院を合わせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、ガン入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ④ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- ⑤ 会社は、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるガン以外の疾病を直接の原因として入院を開始した時にガンを併発していた場合またはその入院中にガンを併発した場合には、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑥ 主約款に定める災害入院給付金とこの特約に定めるガン入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とガン入院給付金を重複しては支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間についてはガン入院給付金を支払います。
- ⑦ 被保険者が入院中にガン入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在のガン入院給付金日額を基準として計算された金額をガン入院給付金として支払います。
- ⑧ 被保険者が第1項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害給付金を支払うことによって、第15条第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑨ ガン死亡保険金を支払った後は、ガン高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑩ 会社がガン高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。
- ⑪ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、ガン高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、ガン高度障害給付金を支払います。
- ⑫ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑬ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病したガンを直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にガン入院給付金、ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- そのガンについて、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - そのガンについて、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたこと

がない場合。ただし、そのガンによる症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第6条** 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
 - ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

- 第7条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第5条の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第5条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、この特約を解除することができます。
 - (1) 高度障害になったとき。
 - (2) 第4条に定める入院を開始したとき。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第5条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第8条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(ガン入院給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金をいいます。本条において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのがガン死亡保険金の受取人のみであり、そのガン死亡保険金の受取人がガン死亡保険金の一部の受取人であるときは、ガン死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきガン死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明で

あるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。

- ④ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、ガン死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用しガン死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われないガン死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の契約者配当金)

第13条 この特約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

- 1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
- 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。
- ② 前項第2号の場合には、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。ただし、主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(特約の解約払戻金)

第16条 特約の解除(第6条および第8条)、失効(第10条)、または解約(第14条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第15条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(保険金支払の時期および場所)

第17条 保険金(ガン入院給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第8条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までににおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(ガン入院給付金日額の減額)

第18条 この特約のガン入院給付金日額のみ減額は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約のガン入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特約のガン入院給付金日額が減額された場合、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第20条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
	契約者	受取人				被保険者	受取人	被保険者	受取人					
1	ガン入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	ガン死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	ガン高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	責任準備金の支払	○	○	○	○									
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○									

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の4の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ④ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑤ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における保険金または給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第23条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第24条 ガン死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、ガン入院給付金およびガン高度障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第25条 契約者は、遺言によっても、ガン死亡保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、ガン入院給付金およびガン高度障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第26条 給付金(ガン入院給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 27 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすガン入院給付金、ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 28 条 保険金、給付金、責任準備金または解約払戻金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できなくなった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表1 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表2 身体障害表

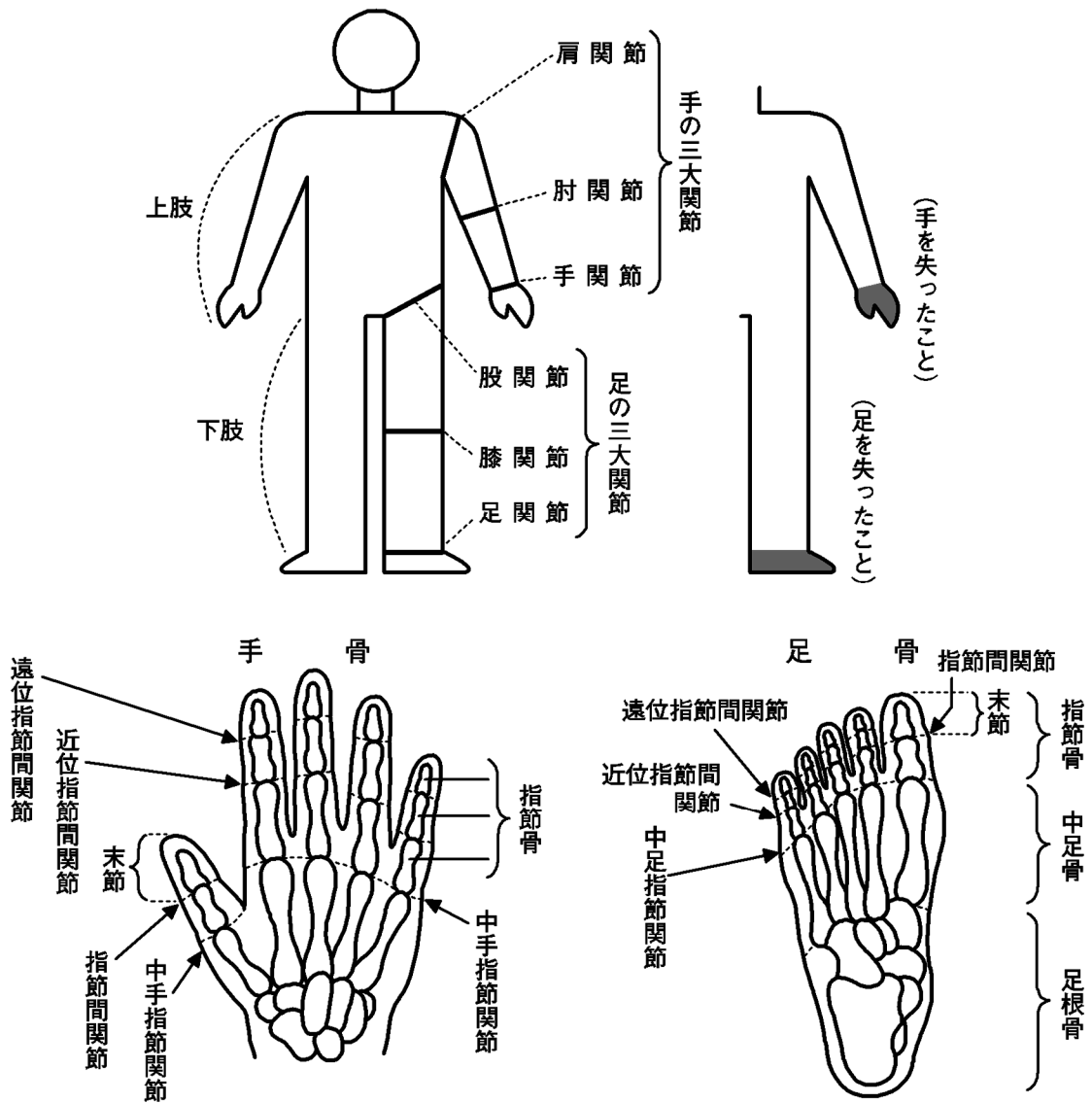
身体障害
1. 両目の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 目の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ

関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



新手術保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 手術給付金の型
- 第4条 給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の契約者配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 手術給付金支払の時期および場所
- 第18条 特約の更新
- 第19条 請求手続
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 特約の取消および無効
- 第23条 受取人の変更
- 第24条 遺言による受取人の変更
- 第25条 受取人の死亡
- 第26条 受取人による特約の存続
- 第27条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付倍率表

新手術保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
手術	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病等により所定の手術を受けるとき。	主契約の入院給付金日額に該当した手術に応ずる給付倍率を乗じて得た金額	手術給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(手術給付金の型)

第3条 この特約の手術給付金の型はI型およびII型とし、契約者は、この特約締結の際、いずれかの型を指定するものとします。

(給付金の支払)

第4条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること。</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした手術であること。</p> <p>(ア) 別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害</p> <p>(イ) 疾病</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること。</p> <p>2. その手術が別表2の給付倍率表に定めるいずれかの手術であること。</p> <p>3. その手術が備考4. に定める病院または診療所における手術であること。</p>	手術給付金	手術1回について、主契約の入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率(別表2)を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

- ② 次の各号のいずれかに該当する手術は、疾病を直接の原因とした手術とみなして本条の規定を適用します。
- 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした手術
 - 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための手術。
- ③ 手術給付金の支払限度は、手術給付金を支払う倍率を通算して700倍とします。また、第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。
- ④ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表2の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、それらの手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- 地震、噴火または津波
 - 戦争その他の変乱
- ⑥ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払いません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第5条の告知をすることを妨げたとき。
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第5条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって第4条に定める手術を受けたときは、この特約を解除することができます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第5条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者もしくは手術給付金の受取人が手術給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 手術給付金の請求に関し、手術給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または手術給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または手術給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは手術給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または手術給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 手術給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、手術給付金の支払をしません。すでに手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または手術給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 10 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 11 条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第 12 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の契約者配当金)

第 13 条 この特約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第 14 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合をのぞきます。
- ② この特約の手術給付金の支払が、第4条第3項に定める支払限度に達した場合には、この特約は、その支払限度に達する手術を受けた日の翌日に消滅したものとみなします。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の解除(第6条および第8条)、失効(第10条)、または解約(第14条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第15条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(手術給付金支払の時期および場所)

第 17 条 手術給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 手術給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から手術給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 手術給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
2. 手術給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
手術給付金の支払事由が発生した原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第8条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは手術給付金の受取人の特約締結の目的もしくは手術給付金請求の意図に関する特約の締結時から手術給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、手術給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または手術給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は手術給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、手術給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第19条 この特約にもとづく支払等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券			契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人		
1 手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社所定の手術証明書 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本	
2 特約の解約	○	○	○	○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)はその事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(管轄裁判所)

第20条 この特約における手術給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第22条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第23条 手術給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 24 条 契約者は、遺言によっても、手術給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第 25 条** 手術給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を手術給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により手術給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により手術給付金の受取人となった者のうち生存している他の手術給付金の受取人を手術給付金の受取人とします。
 - ③ 前2項により手術給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第 26 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、手術給付金の支払事由が生じ、会社が手術給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、手術給付金の受取人に支払います。
 - ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 27 条 手術給付金、責任準備金、解約払戻金または契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2の手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとしてします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれま

せん。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど)

分類項目 (基本分類コード)		除外項目等
		<ul style="list-style-type: none"> ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)		
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)		<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)		<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付倍率表

手術 番号	手術の種類	給付倍率	
		I型	II型
§皮膚・乳房の手術			
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10	20
2.	乳房切断術	10	20
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)			
3.	骨移植術	10	20
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10	20
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	5	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	10	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5	10
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10	20
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5	10
§呼吸器・胸部の手術			
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5	10
15.	喉頭全摘除術	10	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10	20
17.	胸郭形成術	10	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	25	50
§循環器・脾の手術			
19.	観血の血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10	20
20.	静脈瘤根本手術	5	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	25	50
22.	心膜切開・縫合術	10	20
23.	直視下心臓内手術	25	50
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10	20
25.	脾摘除術	10	20
§消化器の手術			
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5	10
28.	食道離断術	25	50
29.	胃切除術	25	50
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10	20
31.	腹膜炎手術	10	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10	20
33.	ヘルニア根本手術	5	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5	10
35.	直腸脱根本手術	10	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5	10
§尿・性器の手術			
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	25	50
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
42.	陰茎切断術	25	50
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10	20
44.	陰嚢水腫根本手術	5	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	25	50
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5	10
47.	帝王切開娩出術	5	10
48.	子宮外妊娠手術	10	20
49.	子宮脱・膣脱手術	10	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	5	10

手術 番号	手術の種類	給付倍率	
		I型	II型
§ 内分泌器の手術			
53.	下垂体腫瘍摘除術	25	50
54.	甲状腺手術	10	20
55.	副腎全摘除術	10	20
§ 神経の手術			
56.	頭蓋内観血手術	25	50
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	25	50
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)			
60.	眼瞼下垂症手術	5	10
61.	涙小管形成術	5	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5	10
63.	結膜嚢形成術	5	10
64.	角膜移植術	5	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	5	10
67.	緑内障観血手術	10	20
68.	白内障・水晶体観血手術	10	20
69.	硝子体観血手術	5	10
70.	網膜剥離症手術	5	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	10	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	10	20
74.	眼筋移植術	5	10
§ 感覚器・聴器の手術			
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10	20
76.	乳様洞削開術	5	10
77.	中耳根本手術	10	20
78.	内耳観血手術	10	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	25	50
§ 悪性新生物の手術			
80.	悪性新生物根治手術	25	50
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
82.	その他の悪性新生物手術	10	20
§ 上記以外の手術			
83.	上記以外の開頭術	10	20
84.	上記以外の開胸術	10	20
85.	上記以外の開腹術	5	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
§ 新生物根治放射線照射			
88.	新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
§ 骨髄幹細胞採取手術			
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10	20

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

新災害割増特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 災害割増保険金額
- 第4条 保険金および給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の契約者配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 保険金支払の時期および場所

- 第18条 災害割増保険金額の減額
- 第19条 特約の更新
- 第20条 請求手続
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 新医療保障付定期保険に付加した場合の特則
- 第24条 特約の取消および無効
- 第25条 受取人の変更
- 第26条 遺言による受取人の変更
- 第27条 受取人の死亡
- 第28条 受取人による特約の存続
- 第29条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 身体障害表
- 別表3 感染症

新災害割増特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
死亡	被保険者が不慮の事故による傷害または感染症を原因として死亡したとき。	災害割増 保険金額	災害死亡保険金
高度障害	被保険者が不慮の事故による傷害または感染症を原因として高度障害になったとき。		災害高度障害給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(災害割増保険金額)

第3条 この特約の災害割増保険金額は、主契約の入院給付金日額の100倍相当額とします。

(保険金および給付金の支払)

第4条 この特約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当して死亡したとき。</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後に発病した別表3に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき。</p>	災害死亡保険金	災害割増保険金額	主契約の保険金受取人	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 主契約の保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。</p> <p>4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>2. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当して別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)になったとき。</p> <p>(1) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害になったとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害になったとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。</p>	災害高度障害給付金	災害割増保険金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

② 次の各号のいずれかによって死亡し、または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、災害高度障害給付金を支払います。

④ 災害死亡保険金を支払った後は、災害高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。

⑤ 会社が災害高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

⑥ 第1項の規定によって災害死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。(第1項第1号免責事由3.に該当したことにより災害死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない災害死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者の故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社がこの特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第5条の告知をすることを妨げたととき
3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第5条の告知をしなないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって高度障害になったときは、この特約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(災害死亡保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが災害死亡保険金の受取人のみであり、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人）に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ⑤ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

（特約の失効）

第 10 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第 11 条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

（特約の復活）

第 12 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の契約者配当金）

第 13 条 この特約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

（特約の解約）

第 14 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第 15 条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。
 1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合をのぞきます。

（特約の解約払戻金）

第 16 条 特約の解除（第6条および第8条）、失効（第 10 条）、または解約（第 14 条）の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。
 ② 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して第8条第2項の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
 ③ 第 14 条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 ④ 第 15 条の規定によって特約の消滅とみなす場合（主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。）には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
 ⑤ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

（保険金支払の時期および場所）

第 17 条 保険金（災害死亡保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ）の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
 支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
 保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 前2号に定める事項、第8条（重大事由による解除）第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請

求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(災害割増保険金額の減額)

第18条 この特約の災害割増保険金額のみの減額は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の災害割増保険金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特約の災害割増保険金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第20条 この特約にもとづく支払等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	契約者	受取人				被保険者	受取人	被保険者	受取人				
1 災害死亡保険金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 災害高度障害給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 特約の解約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の提出を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における保険金または給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新医療保障付定期保険に付加した場合の特則)

第 23 条 この特約を新医療保障付定期保険に付加した場合には、第9条第2項中「保険料前納の場合」とあるのを「保険料前納または一時払の場合」に読み替えます。

(特約の取消および無効)

第 24 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 25 条 災害死亡保険金の受取人については、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、災害高度障害給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 26 条 契約者は、遺言によっても、災害死亡保険金の受取人を、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、災害高度障害給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 27 条 保険金(災害死亡保険金および災害高度障害給付金をいいます。本条において同じ)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 28 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす災害死亡保険金または災害高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 29 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金または契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

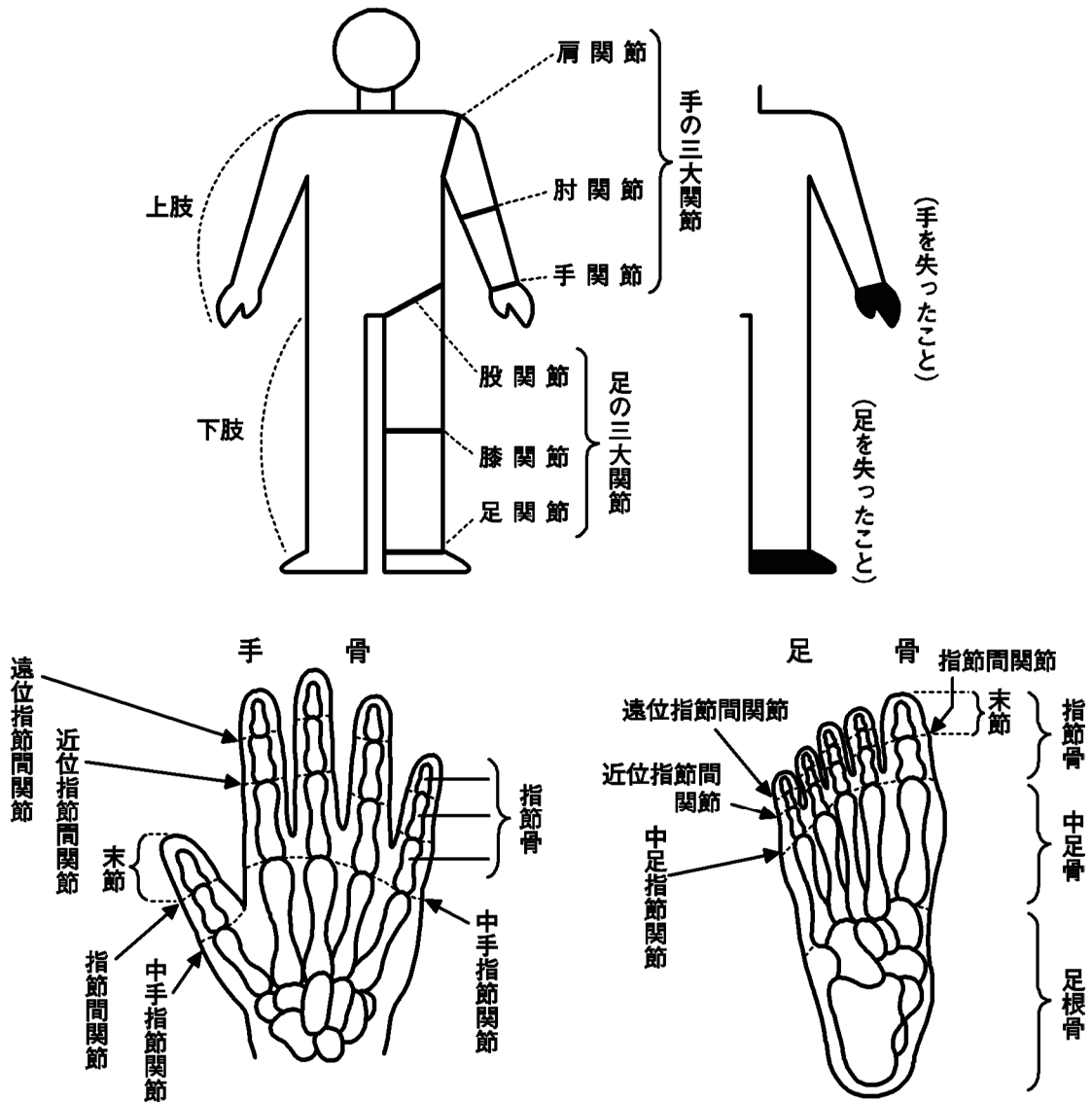
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとし、ます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、ます。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)で定めら

れている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

新通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約の復活
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 通院給付金の請求手続
- 第7条 通院給付金支払の時期および場所
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 通院給付金日額の減額
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の消滅とみなす場合
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 特約の更新

- 第16条 契約者配当金
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 特約の取消および無効
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所

新通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第8条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第4条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主約款に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。</p> <p>2. その通院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること。</p> <p>3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。</p>	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

② 被保険者が通院中に通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日各日現在の通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。

③ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。

1. 最終の入院(1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。

④ 被保険者が第1項および第3項に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって第11条第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. 主契約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。

⑤ 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。

⑥ 会社は、被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。

⑦ この特約により通院給付金が支払われる限度は次のとおりです。

1. 1回の入院(主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

⑧ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第6項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。

1. 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
2. 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。

⑨ 被保険者が、責任開始時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑪ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いません。

1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑫ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(通院給付金の請求手続)

第6条 被保険者が、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して通院給付金を請求して下さい。
1. 通院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による通院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(通院給付金支払の時期および場所)

第7条 通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第13条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第8条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了す

る日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(通院給付金日額の減額)

第9条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の通院給付金日額を減額することができます。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。

② 主契約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されます。

(特約の解約)

第10条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 主約款に規定される疾病入院給付金または災害入院給付金のいずれかが通算の支払限度に達したとき。
3. 第5条第7項第2号の規定により、この特約の通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(告知義務違反による解除)

第12条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第5条に定める通院を開始したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または通院給付金の受取人が通院給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 通院給付金の請求に関し、通院給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者、被保険者または通院給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または通院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは通院給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または通院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、通院給付金の支払をしません。すでに通院

給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第 14 条 特約の失効(第3条)、解約(第 10 条)、または解除(第 12 条および第 13 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第 10 条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第 11 条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。

(特約の更新)

第 15 条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第5条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(契約者配当金)

第 16 条 この特約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第 17 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第 18 条 この特約における通院給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 19 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 20 条 通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 22 条 通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を通院給付金の受取人としてします。

- ② 前項の規定により通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の通院給付金の受取人を通院給付金の受取人としてします。
- ③ 前2項により通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 23 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、通院給付金の支払事由が生じ、会社が通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、通院給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 14 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が

会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 24 条 通院給付金、責任準備金、解約払戻金または契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

新災害通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約の復活
- 第5条 災害通院給付金の支払
- 第6条 災害通院給付金の請求手続
- 第7条 災害通院給付金支払の時期および場所
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 災害通院給付金日額の減額
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の消滅とみなす場合
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 特約の更新

- 第16条 契約者配当金
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 特約の取消および無効
- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 通院
- 別表3 病院または診療所

新災害通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として通院した場合に、通院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第8条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第4条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(災害通院給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <p>ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。</p> <p>1. 責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とする別表2に定める通院(往診を含み、以下「通院」といいます。)であること。</p> <p>2. 不慮の事故の日を含めて 180 日以内の期間の通院であること。</p> <p>3. 治療を目的とした別表3に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。)への通院であること。</p>	災害通院給付金	災害通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの</p>

- ② 被保険者が通院中に災害通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日各日現在の災害通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 会社は、いかなる場合においても、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、災害通院給付金を支払いません。
- ④ この特約による災害通院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による通院についての支払限度は、災害通院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。) 90 日分とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して 700 日分とします。
- ⑤ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - 1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 - 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑥ 次の各号のいずれかによって通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、災害通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波
 - 2. 戦争その他の変乱

(災害通院給付金の請求手続)

第6条 契約者または被保険者は、前条に規定する災害通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する災害通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して災害通院給付金を請求して下さい。
 - 1. 災害通院給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故を証する書類
 - 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 - 5. 契約者の戸籍抄本
 - 6. 契約者の印鑑証明書
 - 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(災害通院給付金支払の時期および場所)

第7条 災害通院給付金の支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 災害通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から災害通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害通院給付金を支払うべき期

限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 災害通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 災害通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
災害通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第13条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは災害通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは災害通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から災害通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は災害通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、災害通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第8条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(災害通院給付金日額の減額)

- 第9条** 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の災害通院給付金日額を減額することができます。
- ② 前項の規定によって、災害通院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

- 第10条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第11条** 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 2. 第5条第4項第2号の規定により、この特約の災害通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(告知義務違反による解除)

- 第12条** この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 災害通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。すでに災害通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、被保険者の通院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げる

ことを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第5条に定める通院を開始したときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人が災害通院給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 災害通院給付金の請求に関し、災害通院給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または災害通院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは災害通院給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、災害通院給付金の支払をしません。すでに災害通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第14条 特約の失効(第3条)、特約の解約(第10条)、または解除(第12条および第13条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 第10条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 第11条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、第1項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に払い戻します。
- ④ 本条の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の更新)

第15条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときに、主契約とともにこの特約も更新されたものとし

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第5条(災害通院給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(契約者配当金)

第16条 この特約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第17条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第18条 この特約における災害通院給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第19条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(受取人の変更)

第 20 条 災害通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 21 条 契約者は、遺言によっても、災害通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 22 条 災害通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害通院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により災害通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により災害通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の災害通院給付金の受取人を災害通院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により災害通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 23 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす災害通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害通院給付金の支払事由が生じ、会社が災害通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害通院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 14 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(時効)

第 24 条 災害通院給付金、責任準備金、解約払戻金または契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表3に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当災害入院保障特約(傷害保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の型
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 給付金を支払わない場合
- 第5条 災害入院給付金の支払限度
- 第6条 無事故給付金の支払
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 特約の取消および無効
- 第9条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 給付金支払の時期および場所
- 第12条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第13条 特約の失効
- 第14条 払込期中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 特約の復活
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の解約払戻金
- 第19条 特約の減額

- 第20条 受取人の変更
- 第21条 遺言による受取人の変更
- 第22条 受取人の死亡
- 第23条 受取人による特約の存続
- 第24条 特約の更新
- 第25条 特約の契約者配当金
- 第26条 請求手続
- 第27条 時効
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 契約内容の登録
- 第30条 主約款の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 入院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 給付対象手術および給付倍率表
- 別表4 対象となる運動等
- 別表5 感染症

無配当災害入院保障特約(傷害保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合または手術を受けた場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者(以下、「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態等に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の型)

第2条 契約者は、この特約の締結の際、次のいずれかの型を指定してください。

特約の型	給付の種類
A型	(1) 災害入院給付金 (2) 災害手術給付金 (3) 無事故給付金
B型	(1) 災害入院給付金 (2) 災害手術給付金

- ② 前項により、A型を指定した場合には、契約者は、会社の定める範囲内で、次のいずれかの無事故給付金支払日を合わせて指定してください。
 1. 契約日から3年毎の年単位の契約応当日および保険期間満了日の翌日
 2. 契約日から5年毎の年単位の契約応当日および保険期間満了日の翌日
 3. 契約日から10年毎の年単位の契約応当日および保険期間満了日の翌日

(給付金の支払)

第3条 この特約において支払う給付金は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
災害入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次の1. または2. のいずれかに該当し、かつ、3. および4. のいずれにも該当する入院(別表1に定めるものをいいます。以下同じ。)をしたとき</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること</p> <p>2. この特約の責任開始時以後に発病した別表5に定める感染症(以下、「感染症」といいます。)を直接の原因とした入院であること</p> <p>3. 前1. または2. による入院が2日以上継続していること</p> <p>4. 前1. または2. による入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)での治療を直接の目的とした入院であること</p>	<p>同一の不慮の事故または感染症による入院1回につき、</p> <p>(災害入院給付金日額) × (入院日数)</p>	契約者
災害手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次の1. または2. のいずれかに該当し、かつ、治療を直接の目的として、3. および4. のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>1. その手術がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に行なった手術であること</p> <p>2. その手術がこの特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因とした手術であること</p> <p>3. 前1. または2. の手術が病院において受けた手術であること</p> <p>4. その手術が別表3に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>(災害入院給付金日額) × (別表3に定める給付倍率)</p>	契約者

- ② 被保険者が2以上の不慮の事故または感染症により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故または感染症(以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故または感染症(以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。
- ③ 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故または感染症が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第5条(災害入院給付金の支払限度)の規定を適用します。ただし、その事故または発病の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生したときから継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなして、本条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了した時
 - 主契約の障害給付金の支払割合が100%に達したことによりこの特約が消滅した時
- ⑥ 被保険者の入院中に災害入院給付金日額が変更された場合には、災害入院給付金の支払額は、各日現在の災害入院給付金日額に応じて計算します。
- ⑦ 被保険者が時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ災害手術給付金を支払います。

(給付金を支払わない場合)

第4条 被保険者が次のいずれかにより、前条の災害入院給付金または災害手術給付金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらずその給付金を支払いません。

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為または闘争行為
- 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火または津波
- 戦争その他の変乱
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下本号において同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分

裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

10. 前号以外の放射線照射または放射能汚染

11. 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの

12. 次のいずれかに該当する間に生じた事故

(1) 被保険者が別表4に定める運動等を行なっている間

(2) 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間、ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた事故は除きます。

(3) 被保険者が、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)に搭乗している間(被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。)

② 前項第7号または第8号の事由により災害入院給付金または災害手術給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、会社は、災害入院給付金または災害手術給付金を全額または削減して支払うことがあります。

(災害入院給付金の支払限度)

第5条 この特約の災害入院給付金の支払限度は、型に応じて次のとおりとし、契約者はこの特約の締結の際、次のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

1. 60日型

同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数(災害入院給付金を支払う日数。以下同じ。)60日とし、通算支払限度は、支払日数730日とします。

2. 120日型

同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数120日とし、通算支払限度は、支払日数730日とします。

3. 730日型

同一の不慮の事故による入院についての支払限度および通算支払限度とも、支払日数730日とします。

② 前項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

(無事故給付金の支払)

第6条 この特約において支払う無事故給付金は、次のとおりです。ただし、特約の型がA型の場合に限りです。

名称	支払事由	支払額	受取人
無事故給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たすとき 1. 被保険者が無事故給付金支払日(第2条)の前日に生存しているとき 2. 契約日または無事故給付金支払日(第2条)からその直後に到来する前号の無事故給付金支払日の前日までの間(以下、「無事故給付金支払対象期間」といいます。)に災害入院給付金または災害手術給付金(以下、本条で「給付金」といいます。)のいずれもが支払われなかったとき	災害入院給付金日額の20倍相当額	契約者

② 無事故給付金が支払われた後に、その無事故給付金支払対象期間中の給付金の請求を受け、その給付金が支払われることとなった場合は、会社は、前項の無事故給付金を支払わなかったものとして、給付金を支払います。この場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、給付金を支払います。

③ 被保険者が同一の不慮の事故により2回以上入院し、それらの入院が第3条(給付金の支払)第3項の規定により、1回の入院とみなされる場合で、それらの入院の最初の入院日と最後の退院日との期間中に無事故給付金支払対象期間が満了したときは、それらの入院は、最初の入院が災害入院給付金の支払事由に定める入院日数に達した日の属する無事故給付金支払対象期間における入院とみなします。

④ 前項に該当する場合をのぞき、無事故給付金支払対象期間の満了時を含んで継続している入院(第3条第4項の規定により、継続した1回の入院とみなされる入院を含みます。)は、その入院が災害入院給付金の支払事由に定める入院日数に達した日の属する無事故給付金支払対象期間における入院とみなします。

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約の被保険者について主約款に規定する保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金

を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって、重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- ③ 災害入院給付金または災害手術給付金の支払事由もしくは保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害入院給付金または災害手術給付金の支払もしくは保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害入院給付金、災害手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金(第1号の給付金および無事故給付金をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に払い戻します。
 - ④ 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知します。

(給付金支払の時期および場所)

第11条 給付金(災害入院給付金、災害手術給付金および無事故給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。た

だし、無事故給付金支払請求に必要な書類が支払事由発生前に会社に到達した場合には、無事故給付金支払事由発生日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第12条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了の日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中に主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害入院給付金または災害手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第14条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第3項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第14条** 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
 - ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

- 第15条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
 - ③ 契約者が第18条(特約の解約払戻金)の規定により解約払戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

(特約の消滅)

- 第16条** 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
1. 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 2. 主契約の障害給付金の支払割合が100%に達したことにより主契約が消滅したとき
 3. 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 4. この特約の災害入院給付金の支払日数が、通算支払限度に達したとき
- ② 前項第1号の場合、会社は、主約款の規定により主契約の責任準備金相当額を支払うときは、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)相当額を契約者に支払います。
 - ③ 第1項第3号の場合、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の解約)

- 第17条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

- 第18条** この特約が失効(第13条)したとき、解約(前条)もしくは解除(第9条および第10条)された場合でこの特約の解約払戻金があるときは、保険料払込期間中については保険料を払い込んだ年月数により、その他のときはその経過年月数によって計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。ただし、失効または解約の場合の払戻金は契約者からの請求にもとづき払い戻します。
- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の減額)

- 第19条** 契約者は、将来に向かって、災害入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② 前項によって、災害入院給付金日額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約払戻金を契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を変更します。

(受取人の変更)

- 第20条** 災害入院給付金、災害手術給付金および無事故給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

- 第21条** 契約者は、遺言によっても、災害入院給付金、災害手術給付金および無事故給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

- 第22条** 給付金(災害入院給付金、災害手術給付金および無事故給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
 - ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

- 第23条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす災害入院給付金または災害手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
 - ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害入院給付金の支払事由が生じ、会社が災害入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害入院給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第18条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第24条 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。

- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第3条(給付金の支払)、第5条(災害入院給付金の支払限度)および第7条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第3条、第5条および第7条の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第25条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第26条 契約者または給付金の受取人は、この特約にもとづく支払および変更等についての請求をする場合には、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の入院・手術証明書	その他の書類	
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	災害入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	災害手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	無事故給付金の支払	○	○	○		○		○	○				会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○					○			会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	災害入院給付金日額の減額	○	○		○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第27条 給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第28条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第29条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。

1. 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)

2. 入院給付金の種類
 3. 入院給付金の日額
 4. 契約日(復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下、第2項において同じとします。)
 5. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
 - ③ 協会加盟の生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約(入院給付金のある保険契約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 - ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
 - ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - ⑧ 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

(主約款の準用)

第30条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を直接の目的とする入院」に該当しません。
2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

別表1 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 上記1.の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 給付対象手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～88.に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	20
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	20
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・陰脱手術	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§	内分泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§	神経の手術	
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§	感覚器・視器の手術	
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§	感覚器・聴器の手術	
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§	悪性新生物の手術	
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	40
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	20
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10

備考

- 観血手術
「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。
- 開頭術
「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- 開胸術
「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
- 開腹術
「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。
- 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

別表4 対象となる運動等

対象となる運動等とは、次のいずれかのもをいいます。

1. 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
2. リュージュ、ボブスレー
3. スカイダイビング
4. ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
5. サーフィン、ウインドサーフィン、スキューバダイビング
6. その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動

別表5 感染症

「感染症」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)で定められている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当災害通院特約(傷害保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 給付金を支払わない場合
- 第4条 災害通院給付金の支払限度
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 特約の取消および無効
- 第7条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 災害通院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第11条 特約の失効
- 第12条 払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 特約の復活
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の解約払戻金

- 第17条 特約の減額
- 第18条 受取人の変更
- 第19条 遺言による受取人の変更
- 第20条 受取人の死亡
- 第21条 受取人による特約の存続
- 第22条 特約の更新
- 第23条 特約の契約者配当金
- 第24条 請求手続
- 第25条 時効
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる運動等
- 別表2 感染症

無配当災害通院特約(傷害保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として通院した場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者(以下、「契約者」といいます。)の申出によって、無配当災害入院保障特約(傷害保険用)(以下、「主特約」といいます。)とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。この場合でも、主特約とあわせて付加することとします。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態等に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の支払)

第2条 この特約において支払う給付金は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
災害通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれかの事由に該当し、その直接の結果として平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、その不慮の事故による傷害または感染症の治療を直接の目的として、その事故または発病の日から起算して 180 日以内の期間(以下、「通院期間」といいます。)に備考に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。)に通院(備考に定めるものをいいます。また往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。(平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつたとき以降の通院を除きます。)</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始時。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)</p> <p>2. この特約の責任開始時以後に発病した別表2に定める感染症(以下、「感染症」といいます。)</p>	<p>同一の不慮の事故または感染症による通院につき、</p> <p>(災害通院給付金日額) × (通院日数)</p>	契約者

- ② 被保険者が、同一の日に2回以上前項に定める通院をしたときは、1回の通院とみなし、災害通院給付金は重複して支払いません。また、重複して支払われない災害通院給付金の通院日数については、災害通院給付金の支払限度の計算には算入しません。
- ③ 被保険者が、無配当災害入院保障特約(傷害保険用)の災害入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
- ④ 会社は、いかなる場合においても、不慮の事故または発病の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、災害通院給付金を支払いません。
- ⑤ 被保険者の通院期間中に次の各号に定める事由が発生したときは、それらの事由の発生時を含んで継続しているその通院期間内の通院は、この特約の保険期間中の通院とみなして、第1項の規定を適用します。
 1. この特約の保険期間が満了した時
 2. 主契約の障害給付金の支払割合が 100%に達したことにより、この特約が消滅した時
 3. この特約とあわせて付加されている無配当災害入院保障特約(傷害保険用)の災害入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅した時
- ⑥ 被保険者の通院期間中に災害通院給付金日額が変更された場合には、災害通院給付金の支払額は、各日現在の災害通院給付金日額に応じて計算します。

(給付金を支払わない場合)

第3条 被保険者が次のいずれかにより、前条の災害通院給付金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらずその給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為または闘争行為
3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
7. 地震、噴火または津波
8. 戦争その他の変乱
9. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下本号において同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
10. 前号以外の放射線照射または放射能汚染
11. 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの
12. 次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (1) 被保険者が別表1に定める運動等を行なっている間
 - (2) 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた事故は除きます。
 - (3) 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)に搭乗している間(被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。)
- ② 前項第7号または第8号の事由により災害通院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前項の規定にかかわらず、会社は、災害通院給付金を全額または

削減して支払うことがあります。

(災害通院給付金の支払限度)

第4条 この特約の災害通院給付金の支払限度は、同一の不慮の事故または感染症による通院について、支払日数(災害通院給付金を支払う日数。以下同じ。)90日とし、通算支払限度は、支払日数730日とします。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約の被保険者について主約款に規定する保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第6条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって、重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。

③ 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。

1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかつたとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条(給付金の支払)に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(災害通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があつた場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、

会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 災害通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、災害通院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに災害通院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に払い戻します。
- ④ 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知します。

(災害通院給付金支払の時期および場所)

第9条 災害通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 災害通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から災害通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 災害通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 災害通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
災害通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは災害通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは災害通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から災害通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または災害通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、災害通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第10条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了の日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中に主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第12条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第3項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 11 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 12 条 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約の災害通院給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。

- ② 猶予期間中に、この特約の災害通院給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第 13 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- ③ 契約者が第 16 条(特約の解約払戻金)の規定により解約払戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

(特約の消滅)

第 14 条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

1. 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
2. 主契約の障害給付金の支払割合が 100%に達したことにより主契約が消滅したとき
3. 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
4. この特約の災害通院給付金の支払日数が、第4条(災害通院給付金の支払限度)の通算支払限度に達したとき
5. この特約とあわせて付加されている無配当災害入院保障特約(傷害保険用)の災害入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
6. この特約とあわせて付加されている無配当災害入院保障特約(傷害保険用)が解約その他の事由により消滅したとき
- ② 前項第1号の場合、会社は、主約款の規定により主契約の責任準備金相当額を支払うときは、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)相当額を契約者に支払います。
- ③ 第1項第3号および第6号の場合、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。
- ④ 第1項第5号の場合、会社は、この特約の責任準備金相当額を契約者に支払います。

(特約の解約)

第 15 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 この特約が失効(第 11 条)したとき、解約(前条)もしくは解除(第7条および第8条)された場合でこの特約の解約払戻金があるときは、保険料払込期間中については保険料を払い込んだ年月数により、その他のときはその経過年月数によって計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。ただし、失効または解約の場合の払戻金は、契約者からの請求にもとづき払い戻します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の減額)

第 17 条 契約者は、将来に向かって、災害通院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害通院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。

- ② 前項によって、災害通院給付金日額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約払戻金を契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を変更します。

(受取人の変更)

第 18 条 災害通院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 19 条 契約者は、遺言によっても、災害通院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 20 条 災害通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害通院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により災害通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の

規定により災害通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の災害通院給付金の受取人を災害通院給付金の受取人とします。

- ③ 前2項により災害通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 21 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす災害通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害通院給付金の支払事由が生じ、会社が災害通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害通院給付金の受取人に支払います。

- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 16 条(特約の解約払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第 22 条 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。

- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第2条(給付金の支払)、第4条(災害通院給付金の支払限度)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。

- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。

- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第2条、第4条および第5条の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 23 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 24 条 契約者または給付金の受取人は、この特約にもとづく支払および変更等についての請求をする場合には、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の通院証明書	その他の書類
	契約者	受取人				契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	災害通院給付金の支払	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	解約払戻金の支払	○	○	○	○	○				○				会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	災害通院給付金日額の減額	○	○	○	○	○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 25 条 災害通院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求

権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における災害通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

2. 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等(1.に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、1.に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

3. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」には、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。

別表1 対象となる運動等

対象となる運動等とは、次のいずれかのものをいいます。

1. 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
2. リュージュ、ボブスレー
3. スカイダイビング
4. ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
5. サーフィン、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング
6. その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動

別表2 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)で定められている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じと

します。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当追加障害年金特約(傷害保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|--|---|
| <p>第1条 特約の締結および責任開始時</p> <p>第2条 年金の支払</p> <p>第3条 追加障害年金の開始事由が生じた場合の取扱</p> <p>第4条 年金の削減支払</p> <p>第5条 年金支払証書の交付</p> <p>第6条 特約保険料の払込免除</p> <p>第7条 特約の取消および無効</p> <p>第8条 告知義務および告知義務違反による解除</p> <p>第9条 重大事由による解除</p> <p>第10条 追加障害年金支払の時期および場所</p> <p>第11条 特約の保険期間および保険料の払込</p> <p>第12条 特約の失効</p> <p>第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱</p> <p>第14条 特約の復活</p> | <p>第15条 特約の消滅</p> <p>第16条 特約の解約</p> <p>第17条 特約の解約払戻金</p> <p>第18条 特約の減額</p> <p>第19条 受取人の変更</p> <p>第20条 遺言による受取人の変更</p> <p>第21条 受取人の死亡</p> <p>第22条 受取人による特約の存続</p> <p>第23条 特約の更新</p> <p>第24条 特約の契約者配当金</p> <p>第25条 請求手続</p> <p>第26条 時効</p> <p>第27条 管轄裁判所</p> <p>第28条 主約款の準用</p> |
|--|---|
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**

無配当追加障害年金特約(傷害保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害により所定の障害状態になった場合、その事故の日から所定の期間生存しているときに、給付を行なうことを目的としたものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者(以下、「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態等に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(年金の支払)

第2条 この特約において支払う年金は、次のとおりです。

名称	年金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
追加障害年金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たすとき</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、主約款に定める障害給付金の支払事由に該当したことにより障害給付金が支払われ、かつ、その支払により障害給付金の支払割合を通算して100%に達したとき</p> <p>2. 被保険者が次に定める追加障害年金支払日に生存しているとき</p> <p>(1) 第1回追加障害年金支払日 前号の障害給付金の支払原因となった不慮の事故の日からその日を含めて1年を経過した日</p> <p>(2) 第2回目以後の追加障害年金支払日 第1回追加障害年金支払日からその日を含めて10年(以下、「追加障害年金支払期間」といいます。)以内に到来する第1回追加障害年金支払日の年単位の応当日(その月に応当日がない場合は、その月の末日とします。)</p>	追加障害年金額	契約者

- ② 追加障害年金支払期間(本項においては、当該不慮の事故の日からその日を含めて1年の期間を含みます。)中にこの

特約の保険期間が満了した場合、その満了時を含んで継続している追加障害年金支払期間は、この特約の保険期間中の追加障害年金支払期間とみなします。

(追加障害年金の開始事由が生じた場合の取扱)

第3条 被保険者が前条第1項第1号の事由(以下、「追加障害年金の開始事由」といいます。)に該当したことにより、主契約が消滅した場合でも、第15条(特約の消滅)第1項第2号の規定にかかわらず、この特約は消滅することなく、当初定めたこの特約の保険期間満了日まで有効に継続します。

- ② この特約の保険料払込期間中に前項の規定に該当したときは、第11条(特約の保険期間および保険料の払込)第3項の規定にかかわらず、追加障害年金の開始事由が生じた払込期月の次に到来する払込期月以後のこの特約の保険料の払込は要しません。
- ③ 第1項に該当した場合、その該当した特約については、以後、第18条(特約の減額)の規定は適用しません。

(年金の削減支払)

第4条 次のいずれかにより主契約の給付金または追加障害年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、第2条(年金の支払)の規定にかかわらず、会社は、追加障害年金を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(年金支払証書の交付)

第5条 会社は、第2条(年金の支払)の規定により追加障害年金を支払う場合には、年金支払証書を年金の受取人に交付します。年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。

1. 追加障害年金支払日
2. 追加障害年金額

(特約保険料の払込免除)

第6条 会社は、主契約の被保険者について主約款に規定する保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第7条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が年金(保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第8条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって、重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- ③ 会社は、追加障害年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、追加障害年金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、追加障害年金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または年金の受取人がこの特約の年金(追加障害年金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の年金の請求に関し、年金の受取人の詐取行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または年金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 追加障害年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、追加障害年金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに追加障害年金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に払い戻します。
- ④ 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知します。

(追加障害年金支払の時期および場所)

第10条 追加障害年金は、次のとおり会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

1. 請求に必要な書類が会社に到達した日が追加障害年金支払日前の場合
追加障害年金支払日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。
2. 請求に必要な書類が会社に到達した日が追加障害年金支払日以後の場合
請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第11条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了の日までとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中に主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による追加障害年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。

(特約の失効)

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第13条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による追加障害年金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の復活）

- 第 14 条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- ③ 契約者が第 17 条（特約の解約払戻金）の規定により解約払戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

（特約の消滅）

- 第 15 条** 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
1. 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 2. 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 3. この特約の追加障害年金の開始事由発生時以後、被保険者が死亡したとき
 4. 追加障害年金の支払回数が 10 回に達したとき
- ② 前項第 1 号の場合、会社は、主契約の責任準備金相当額を支払うときは、この特約の責任準備金（会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ）相当額を契約者に支払います。
- ③ 第 1 項第 2 号の場合、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

（特約の解約）

- 第 16 条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

（特約の解約払戻金）

- 第 17 条** この特約が失効（第 12 条）したとき、解約（前条）もしくは解除（第 8 条および第 9 条）された場合でこの特約の解約払戻金があるときは、保険料払込期間中については保険料を払い込んだ年月数により、その他のときはその経過年月数によって計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。ただし、追加障害年金の開始事由発生後には、この特約の解約払戻金はありません。ただし、失効または解約の場合の払戻金は、契約者からの請求にもとづき払い戻します。
- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 5 営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

（特約の減額）

- 第 18 条** 契約者は、将来に向かって、追加障害年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の追加障害年金額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② 主契約の災害死亡保険金額が減額された場合に、追加障害年金額が会社所定の限度をこえるときは、その限度まで追加障害年金額を減額します。
- ③ 前 2 項によって、追加障害年金額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約払戻金を契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を変更します。

（受取人の変更）

- 第 19 条** 追加障害年金の受取人については、契約者（主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者）以外の者に変更することはできません。

（遺言による受取人の変更）

- 第 20 条** 契約者は、遺言によっても、追加障害年金の受取人を、契約者（主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者）以外の者に変更することはできません。

（受取人の死亡）

- 第 21 条** 追加障害年金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を追加障害年金の受取人とします。
- ② 前項の規定により追加障害年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により追加障害年金の受取人となった者のうち生存している他の追加障害年金の受取人を追加障害年金の受取人とします。
- ③ 前 2 項により追加障害年金の受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（受取人による特約の存続）

- 第 22 条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす追加障害年金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第 1 項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第 17 条（特約の解約払戻金）第 2 項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して 1 か月を経過した日」と読み替えて、

適用します。

(特約の更新)

第 23 条 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。

- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第2条(年金の支払)および第6条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第2条および第6条の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 24 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 25 条 契約者または追加障害年金の受取人は、この特約にもとづく支払および変更等についての請求をする場合には、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類			年金支払証書	印鑑証明書		年金受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証		契約者	受取人				
1 追加障害年金の支払	○	○	○			○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 第2回目以降の追加障害年金の支払	○			○		○	○	○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3 解約払戻金の支払	○	○	○		○			○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4 追加障害年金額の減額	○	○	○		○					

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 26 条 追加障害年金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における追加障害年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の型
- 第3条 妻の被保険者資格の得喪
- 第4条 子の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族災害入院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 給付金を支払わない場合
- 第8条 家族災害入院給付金の支払限度
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 特約の取消および無効
- 第11条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 給付金支払の時期および場所
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中に保険事故が生じた場合
- 第17条 特約の復活
- 第18条 特約の消滅
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の払戻金

- 第21条 家族災害入院給付金日額の減額
- 第22条 受取人の変更
- 第23条 遺言による受取人の変更
- 第24条 受取人の死亡
- 第25条 受取人による特約の存続
- 第26条 特約の更新
- 第27条 契約者配当金
- 第28条 請求手続
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 主約款および主特約の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 入院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 給付対象手術および給付倍率表
- 別表4 対象となる運動等
- 別表5 感染症

無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合または手術を受けた場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により無配当災害入院保障特約(傷害保険用)(以下「主特約」といいます。)とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主特約とあわせて主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態等に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ この特約の責任開始時以後にこの特約の被保険者の資格を取得した者については、被保険者の資格を取得した時からこの特約の責任を開始します。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の型)

第2条 契約者はこの特約の付加の際、次の被保険者の型のいずれかを指定してください。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻型	妻
子型	子

(妻の被保険者資格の得喪)

- 第3条 特約の被保険者の型が妻型の場合、この特約の被保険者はこの特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されているもの(以下「妻」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後、戸籍上の異動により妻に該当しなくなった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(子の被保険者資格の得喪)

第4条 特約の被保険者の型が子型の場合、この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍

にその子として記載されている満20歳未満の子(以下「子」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。また、この特約の締結後に子に該当するに至った者はその該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。ただし、この特約の締結の際に、会社が告知書に基づく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した日の翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後、子が次の各号のいずれかに該当したときは、該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
1. 戸籍上の異動により子に該当しなくなった時
 2. 子が満20歳になったとき

(家族災害入院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族災害入院給付金日額は、主特約の被保険者について定められた主特約の災害入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約において支払う給付金は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
家族災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の1. または2. のいずれかに該当し、かつ、3. および4. のいずれにも該当する入院(別表1に定めるものをいいます。以下同じ。)をしたとき 1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること 2. この特約の責任開始時以後に発病した別表5に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因とした入院であること 3. 前1. または2. による入院が2日以上継続していること 4. 前1. または2. による入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への治療を直接の目的とした入院であること	同一の不慮の事故による入院1回につき、 (家族災害入院給付金日額) × (入院日数)	主契約の被保険者
家族災害手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の1. または2. のいずれかに該当し、かつ、治療を直接の目的として、3. および4. のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. その手術がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に行なった手術であること 2. その手術がこの特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因とした手術であること 3. 前1. または2. の手術が病院において受けた手術であること 4. その手術が別表3に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、 (家族災害入院給付金日額) × (別表3に定める給付倍率)	主契約の被保険者

- ② 同一の被保険者が2以上の不慮の事故または感染症により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故または感染症(以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する家族災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故または感染症(以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する家族災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により家族災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により家族災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する家族災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により家族災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族災害入院給付金日額を乗じた金額とします。
- ③ 同一の被保険者が家族災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故または感染症が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第8条(家族災害入院給付金の支払限度)第1項の規定を適用します。ただし、その事故または発病の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ 同一の被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑤ 同一の被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生したときから継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなして、本条の家族災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
1. この特約の保険期間が満了した時
 2. 第18条(特約の消滅)第1項第1号から第3号までのいずれかに該当したことによりこの特約が消滅した時
 3. 同一の被保険者である子が第4条(子の被保険者資格の得喪)第3項第2号の規定により、この特約の被保険者の資格を喪失した時

- ⑥ 被保険者の入院中にこの特約の家族災害入院給付金日額が変更された場合には、家族災害入院給付金の支払額は、各日現在の家族災害入院給付金日額に応じて計算します。
- ⑦ 同一の被保険者が時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ家族災害手術給付金を支払います。

(給付金を支払わない場合)

第7条 被保険者が次のいずれかにより、前条の家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の支払事由に該当した場合には、前条の規定にかかわらずその給付金を支払いません。

1. 契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失
 2. その被保険者の犯罪行為または闘争行為
 3. その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 4. その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 5. その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 6. その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 7. 地震、噴火または津波
 8. 戦争その他の変乱
 9. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 10. 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 11. 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの
 12. 次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (1) その被保険者が別表4に定める運動等を行なっている間
 - (2) その被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた事故は除きます。
 - (3) その被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であるとを問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)に搭乗している間(その被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。)
- ② 前項第7号または第8号の事由により家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、会社は、家族災害入院給付金または家族災害手術給付金を全額または削減して支払うことがあります。

(家族災害入院給付金の支払限度)

第8条 この特約の同一の被保険者についての家族災害入院給付金の支払限度は、支払限度の型に応じて次のとおりとし、この特約の支払限度は、無配当災害入院保障特約(傷害保険用)において選択された支払限度の型と同一とします。

1. 60日型
同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数60日とし、通算支払限度は、支払日数730日とします。
 2. 120日型
同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数120日とし、通算支払限度は、支払日数730日とします。
 3. 730日型
同一の不慮の事故による入院についての支払限度および通算支払限度とも、支払日数730日とします。
- ② 前項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。
- ③ 子型において、複数の子が被保険者となる場合、すべての子の合計の家族災害入院給付金の支払限度は、型にかかわらず通算1460日とします。その際、第1項に定める支払限度日数に達していない被保険者がいる場合においても同様とします。

(特約保険料の払込免除)

第9条 主契約の被保険者について、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込の免除の取扱をします。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- ③ 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

(特約の取消および無効)

第10条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

- 第11条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって、重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
 - ③ 家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の支払事由もしくは保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の支払もしくは保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
 - ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条(給付金の支払)に定める入院を開始したとき、別表3に定める手術を受けたときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
 - ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

- 第12条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族災害入院給付金、家族災害手術給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に払い戻します。
 - ④ 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

(給付金支払の時期および場所)

- 第13条** 給付金(家族災害入院給付金および家族災害手術給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から給付金請求時まで会社に提

出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人の特約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する特約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第14条** この特約の保険期間は主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。
- ② この特約の保険料払込期間はこの特約の保険期間の範囲内で会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第16条(猶予期間中に保険事故が生じた場合)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第15条** 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中に保険事故が生じた場合)

- 第16条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額は支払いません。

(特約の復活)

- 第17条** 主契約の復活請求の際に、契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

(特約の消滅)

第 18 条 次のいずれかに該当したときには、この特約は消滅します。

1. 主契約が主契約の被保険者の死亡により消滅したとき
 2. 主契約の障害給付金の支払割合が 100%に達したことにより主特約が消滅したとき
 3. 主特約の災害入院給付金の支払日数が通算限度に達したことにより主特約が消滅したとき
 4. 主契約または主特約が解約その他の理由により消滅したとき。ただし、前3号に該当する場合を除きます。
- ② 前項のほか、この特約が妻型の場合、次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
1. 妻が死亡したとき
 2. 妻が被保険者の資格を喪失したとき。ただし、前号の場合を除きます。
 3. この特約の家族災害入院給付金の支払日数が通算限度に達したとき
- ③ 第1項のほか、この特約が子型の場合、次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
1. すべての子が被保険者資格を喪失したとき
 2. すべての子の家族災害入院給付金の支払日数の合計が通算支払限度に達したとき
- ④ 第1項第1号ないし第3号および第2項第1号の場合、会社は、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に主契約の被保険者を死亡させた場合を除きます。
- ⑤ 第1項第4号および第2項第2号の場合、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。
- ⑥ 第3項第1号の場合でこの特約の解約払戻金があるときは、会社はこの特約の解約払戻金を契約者に支払います。
- ⑦ 第2項第2号または第3項第1号に該当したとき、契約者は、すみやかに会社に通知してください。

(特約の解約)

第 19 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

(特約の払戻金)

第 20 条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の場合には特約の保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には特約の保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。
- ④ この特約の型が子型の場合で、かつ、この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約払戻金および責任準備金はありません。

(家族災害入院給付金日額の減額)

第 21 条 この特約の家族災害入院給付金日額のみ減額は取扱いしません。

- ② 無配当災害入院保障特約(傷害保険用)の規定によって、災害入院給付金日額が減額された場合には、この特約による各被保険者の家族災害入院給付金日額も同時に同じ割合で減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって、家族災害入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約されたものとして取扱いします。

(受取人の変更)

第 22 条 家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の受取人については、主契約の被保険者(主契約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 23 条 契約者は、遺言によっても、家族災害入院給付金または家族災害手術給付金の受取人を、主契約の被保険者(主契約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 24 条 給付金(家族災害入院給付金および家族災害手術給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 25 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす家族災害入院給付金および家族災害手術給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達し

た日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族災害入院給付金の支払事由が生じ、会社が家族災害入院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族災害入院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第20条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第26条 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。

- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第6条(給付金の支払)、第8条(家族災害入院給付金の支払限度)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第6条、第8条および第9条の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

第27条 この特約に対しては、契約者配当金はありません。

(請求手続)

第28条 契約者または給付金の受取人は、この特約にもとづく支払および変更等についての請求をする場合には、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	家族災害入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	家族災害手術給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	被保険者の資格喪失	○	○	○	○					○			会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○					○			
5	妻型の被保険者の死亡による責任準備金の支払	○	○	○	○					○		○	医師の死亡診断書または死体検案書 契約者の戸籍謄本(契約者が死亡している場合は契約者の相続人が判明する戸籍謄本および相続人の印鑑証明書)

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の5の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第29条 給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がそ

の権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款および主特約の規定の準用)

第 31 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主特約の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を直接の目的とする入院」に該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

別表1 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 上記1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 給付対象手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1.～88. に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	20
2.	乳房切断術	20
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	20
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	10
§呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	10
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
42.	陰茎切断術	40
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§	内分泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§	神経の手術	
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§	感覚器・視器の手術	
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§	感覚器・聴器の手術	
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§	悪性新生物の手術	
80.	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	40
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
82.	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	20
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
§	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10

備考

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加えるものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。転移・再発病巣のみを切除または摘出した、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

6. 衝撃波による体内結石破砕術

「衝撃波による体内結石破砕術」とは、体外からの衝撃波による体内結石破砕術(ESWL)をいいます。

別表4 対象となる運動等

対象となる運動等とは、次のいずれかのもをいいます。

1. 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
2. リュージュ、ボブスレー
3. スカイダイビング
4. ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
5. サーフィン、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング
6. その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動

別表5 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)で定められている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当家族災害通院特約(傷害保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の型
- 第3条 妻の被保険者資格の得喪
- 第4条 子の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族災害通院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 給付金を支払わない場合
- 第8条 家族災害通院給付金の支払限度
- 第9条 特約の保険料の払込免除
- 第10条 特約の取消および無効
- 第11条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 家族災害通院給付金支払の時期および場所
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中に保険事故が生じた場合
- 第17条 特約の復活

- 第18条 特約の消滅
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 家族災害通院給付金日額の減額
- 第22条 受取人の変更
- 第23条 遺言による受取人の変更
- 第24条 受取人の死亡
- 第25条 給付金の受取人による特約の存続
- 第26条 特約の更新
- 第27条 契約者配当金
- 第28条 請求手続
- 第29条 時効
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 主約款および主特約の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる運動等
- 別表2 感染症

無配当家族災害通院特約(傷害保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子が不慮の事故による傷害の治療を目的として通院した場合に、所定の給付を行なうことを目的とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、無配当家族災害通院特約(傷害保険用)(以下「主特約」といいます。)および無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、この特約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主特約および無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)とあわせて主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態等に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ この特約の責任開始時以後にこの特約の被保険者の資格を取得した者については、被保険者の資格を取得した時からこの特約の責任を開始します。
- ⑤ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の被保険者の型)

第2条 契約者はこの特約の付加の際、次の被保険者の型のいずれかを指定してください。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻型	妻
子型	子

(妻の被保険者資格の得喪)

- 第3条 特約の被保険者の型が妻型の場合、この特約の被保険者はこの特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されているもの(以下「妻」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後、戸籍上の異動により妻に該当しなくなった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(子の被保険者資格の得喪)

第4条 特約の被保険者の型が子型の場合、この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍

にその子として記載されている満20歳未満の子(以下「子」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。また、この特約の締結後に子に該当するに至った者はその該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。ただし、この特約の締結の際に、会社が告知書に基づく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日よりその日を含めて2週間を経過した日の翌日から自動的にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ③ この特約の締結後、子が次の各号のいずれかに該当したときは、該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 1. 戸籍上の異動により子に該当しなくなった時
 2. 子が満20歳になったとき

(家族災害通院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族災害通院給付金日額は、主特約の被保険者について定められた主特約の災害通院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約において支払う給付金は、次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
家族災害通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれかの事由に該当し、その直接の結果として平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、その不慮の事故による傷害または感染症の治療を直接の目的として、その事故または発病の日から起算して180日以内の期間(以下「通院期間」といいます。))に備考に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。)に通院(備考に定めるものをいいます。また往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつたとき以降の通院を除きます。 1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始時。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。) 2. この特約の責任開始時以後に発病した別表2に定める感染症(以下「感染症」といいます。)	同一の不慮の事故による通院につき、 (家族災害通院給付金日額) × (通院日数)	主契約の被保険者

- ② 同一の被保険者が、同一の日に2回以上前項に定める通院をしたときは、1回の通院とみなし、家族災害通院給付金は重複して支払いません。また、重複して支払われない家族災害通院給付金の通院日数については、家族災害通院給付金の支払限度の計算には算入しません。
- ③ 同一の被保険者が、無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)の家族災害入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であるかどうかにかかわらず、家族災害通院給付金は支払いません。
- ④ 会社は、いかなる場合においても、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、家族災害通院給付金を支払いません。
- ⑤ 同一の被保険者の通院期間中に次の各号に定める事由が発生したときは、それらの事由の発生時を含んで継続しているその通院期間内の通院は、この特約の保険期間中の通院とみなして、第1項の規定を適用します。
 1. この特約の保険期間が満了した時
 2. 第18条(特約の消滅)第1項第1号から第4号までのいずれかに該当したことによりこの特約が消滅した時
 3. この特約とあわせて付加されている無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)の家族災害入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅した時
 4. 被保険者である子が第4条(子の被保険者資格の得喪)第3項第2号の規定により、この特約の被保険者の資格を喪失した時
- ⑥ 被保険者の通院期間中に家族災害通院給付金日額が変更された場合には、家族災害通院給付金の支払額は、各日現在の家族災害通院給付金日額に応じて計算します。

(給付金を支払わない場合)

第7条 被保険者が次のいずれかにより、前条の家族災害通院給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金を支払いません。

1. 契約者、主契約の被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失
2. その被保険者の犯罪行為または闘争行為
3. その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
4. その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
5. その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
6. その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
7. 地震、噴火または津波
8. 戦争その他の変乱

9. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下本号において同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
10. 前号以外の放射線照射または放射能汚染
11. 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの
12. 次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (1) その被保険者が別表1に定める運動等を行なっている間
 - (2) その被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行なっている間に生じた事故は除きます。
 - (3) その被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行している航空機(定期便であると不定期便であるとを問いません。)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)に搭乗している間(その被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。)
- ② 前項第7号または第8号の事由により家族災害通院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、会社は、家族災害通院給付金を全額または削減して支払うことがあります。

(家族災害通院給付金の支払限度)

- 第8条** この特約の同一の被保険者についての家族災害通院給付金の支払限度は、同一の不慮の事故による通院期間について、支払日数90日とし、通算支払限度は、支払日数730日とします。
- ② 子型において、複数の子が被保険者となる場合、すべての子の合計の家族災害通院給付金の支払限度は、通算1460日とします。その際、前項に定める支払限度日数に達していない被保険者がいる場合においても同様とします。

(特約の保険料の払込免除)

- 第9条** 主契約の被保険者について、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込の免除の取扱をします。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
 - ③ 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

(特約の取消および無効)

- 第10条** 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

- 第11条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社がこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって、重要な事実を告げなかったかまたは重要な事項について不実のことを告げたときは、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
 - ③ 家族災害通院給付金の支払事由もしくは保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害通院給付金の支払もしくは保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
 - ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条(給付金の支払)に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
 - ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または

事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 12 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(家族災害通院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、この特約の被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。また、すでに給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に払い戻します。
- ④ 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

(家族災害通院給付金支払の時期および場所)

第 13 条 家族災害通院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 家族災害通院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から家族災害通院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、家族災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 家族災害通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 家族災害通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
家族災害通院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者もしくは家族災害通院給付金の受取人の特約締結の目的もしくは家族災害通院給付金請求の意図に関する特約の締結時から家族災害通院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、家族災害通院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族災害通院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または家族災害通院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は家族災害通院給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、家族災害通院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第14条** この特約の保険期間は主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。
- ② この特約の保険料払込期間はこの特約の保険期間の範囲内で会社が定める期間とします。
 - ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納の場合も同様とします。
 - ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第16条(猶予期間中に保険事故が生じた場合)第2項の規定を準用します。
 - ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第15条** 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中に保険事故が生じた場合)

- 第16条** 保険料払込の猶予期間中に、家族災害通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額は支払いません。

(特約の復活)

- 第17条** 主契約の復活請求の際に、契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

(特約の消滅)

- 第18条** 次のいずれかに該当したときには、この特約は消滅します。
1. 主契約が主契約の被保険者の死亡により消滅したとき
 2. 主契約の障害給付金の支払割合が100%に達したことにより主特約が消滅したとき
 3. 主特約の災害通院給付金の支払日数が通算限度に達したことにより主特約が消滅したとき
 4. 無配当災害入院保障特約(傷害保険用)の災害入院給付金の支払日数が通算限度に達したことにより主特約が消滅したとき
 5. 主契約および主特約のいずれかが解約その他の事由により消滅したとき。ただし、前4号による場合を除きます。
- ② 前項のほか、この特約が妻型の場合、次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 1. 妻が死亡したとき
 2. 妻が被保険者の資格を喪失したとき。ただし、前号の場合を除きます。
 3. この特約の家族災害通院給付金の支払日数が通算限度に達したとき
 4. この特約とあわせて付加されている無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)妻型の家族災害入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
 5. この特約とあわせて付加されている無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)妻型が解約その他の事由により消滅したとき。ただし、第1号、第2号および前号の場合を除きます。
 - ③ 第1項のほか、この特約が子型の場合、次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 1. すべての子が被保険者資格を喪失したとき
 2. すべての子の家族災害通院給付金の支払日数の合計が通算支払限度に達したとき
 3. この特約とあわせて付加されている無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)子型の家族災害入院給付金の支払日数が通算支払限度に達したとき
 4. この特約とあわせて付加されている無配当家族災害入院保障特約(傷害保険用)子型が解約その他の事由により消滅したとき。ただし、第1号および前号の場合を除きます。
 - ④ 第1項第1号ないし第4号、第2項第1号、第2項第4号および第3項第3号の場合、会社は、この特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。ただ

し、契約者が故意に主契約の被保険者を死亡させたときを除きます。

- ⑤ 第1項第5号、第2項第2号、第2項第5号および第3項第4号の場合、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。
- ⑥ 第3項第1号の場合でこの特約の解約払戻金があるときは、会社はこの特約の解約払戻金を契約者に支払います。
- ⑦ 第2項第2号または第3項第1号に該当したとき、契約者は、すみやかに会社に通知してください。

(特約の解約)

第19条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

(特約の払戻金)

第20条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の場合には特約の保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。

- ② 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ③ この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には特約の保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。
- ④ この特約の型が子型の場合で、かつ、この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約払戻金および責任準備金はありません。

(家族災害通院給付金日額の減額)

第21条 この特約の家族災害通院給付金日額のみ減額は取扱いしません。

- ② 無配当災害通院特約(傷害保険用)の規定によって、災害通院給付金日額が減額された場合には、この特約による各被保険者の家族災害通院給付金日額も同時に同じ割合で減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって、家族災害通院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約されたものとして取扱いします。

(受取人の変更)

第22条 家族災害通院給付金の受取人については、主契約の被保険者(主契約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第23条 契約者は、遺言によっても、家族災害通院給付金の受取人を、主契約の被保険者(主契約に家族特約の保険金等の受取人に関する特約が付加されている場合は契約者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第24条 家族災害通院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を家族災害通院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により家族災害通院給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により家族災害通院給付金の受取人となった者のうち生存している他の家族災害通院給付金の受取人を家族災害通院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により家族災害通院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(給付金の受取人による特約の存続)

第25条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす家族災害通院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくはこの特約の被保険者の親族、またはこの特約の被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、家族災害通院給付金の支払事由が生じ、会社が家族災害通院給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、家族災害通院給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第20条(特約の払戻金)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第26条 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。

- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第6条(給付金の支払)、第8条(家族災害通院給付金の支払限度)

および第9条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱います。

- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第6条、第8条および第9条の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(契約者配当金)

第27条 この特約に対しては、契約者配当金はありません。

(請求手続)

第28条 契約者または給付金の受取人は、この特約にもとづく支払および変更等についての請求をする場合には、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の通院証明書	その他の書類
	契約者	受取人				契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	家族災害通院給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	解約払戻金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	被保険者の資格喪失	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	妻型の被保険者の死亡による責任準備金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	医師の死亡診断書または死体検案書 契約者の戸籍謄本(契約者が死亡している場合は契約者の相続人が判明する戸籍謄本および相続人の印鑑証明書)

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 第1項の4の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第29条 家族災害通院給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第30条 この特約における家族災害通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款および主特約の規定の準用)

第31条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主特約の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

2. 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等(1. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、1. に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

3. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」には、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。

別表1 対象となる運動等

対象となる運動等とは、次のいずれかのもをいいます。

1. 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
2. リュージュ、ボブスレー
3. スカイダイビング
4. ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
5. サーフィン、ウィンドサーフィン、スキューバダイビング
6. その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動

別表2 感染症

「感染症」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)で定められている新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当入院初期保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 入院初期基本給付金額
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 入院初期給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金

- 第16条 入院初期基本給付金額の減額
- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 特約の契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 契約内容の登録
- 第27条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

無配当入院初期保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
入院初期給付金	被保険者が主約款に規定する災害入院給付金、疾病入院給付金および三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしたときに支払います。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(入院初期基本給付金額)

- 第2条 この特約の入院初期基本給付金額は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、契約者の申出によって定めます。

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、主約款の災害入院給付金、疾病入院給付金または三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしたこと	入院初期給付金	入院1回につき(不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院の場合は、同一の不慮の事故による入院1回につき)、以下の金額 1. 入院日数が継続して1日以上4日以内の場合 入院初期基本給付金額に6を乗じて得られる金額 2. 入院日数が継続して5日以上の場合 入院初期基本給付金額に15を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって左記の支払事由に該当したとき 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、主約款に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、主約款に規定する疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。1回の入院とみなされる場合、入院初期給付金の支払額においては、それぞれの入院は継続したもとして入院日数を計算します。
- ③ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、主約款に規定する災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。1回の入院とみなされる場合、入院初期給付金の支払額においては、それぞれの入院は継続したもとして入院日数を計算します。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、被保険者が同一の三大疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、主約款に規定する三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合(主約款において同一の三大疾病を原因として入院したとみなされる場合を含みます。)には、1回の入院とみなします。ただし、主約款に規定する三大疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。1回の入院とみなされる場合、入院初期給付金の支払額においては、それぞれの入院は継続したもとして入院日数を計算します。
- ⑤ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、主約款の規定により疾病入院給付金または三大疾病入院給付金が支払われる期間が連続しているときは、その入院についての入院初期給付金は1回のみ支払います。この場合、入院開始の直接の原因となった疾病を原因として入院初期給付金は支払われるものとします。
- ⑥ この特約が定期型の場合で、被保険者が第1項、第2項、第3項および第4項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑦ 被保険者の入院中に入院初期基本給付金額が減額された場合は、会社は、支払事由に該当した日(1回の入院とみなされる場合は最初に支払事由に該当した日)現在の入院初期基本給付金額を基準として計算された金額を支払います。
- ⑧ この特約による入院初期給付金の支払限度は、次のとおりとします。
1. 1回の入院についての支払限度は、支払倍率(入院初期給付金を支払う倍率。以下同じ)15倍とします。
 2. 通算の支払限度は、支払倍率を通算して100倍とします。
- ⑨ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 被保険者が、この特約の責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院初期給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑫ 次の各号のいずれかによって入院初期給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院初期給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して

支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院初期給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条(給付金の支払)に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(入院初期給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、入院初期給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに入院初期給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(入院初期給付金支払の時期および場所)

第8条 入院初期給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 入院初期給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から入院初期給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院初期給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 入院初期給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 入院初期給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
入院初期給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは入院初期給付金の受取人の特約締結の目的もしくは入院初期給付金請求の意図に関する特約の締結時から入院初期給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、入院初期給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または入院初期給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または入院初期給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は入院初期給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、入院初期給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間の型には、定期型と終身型があり、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。ただし、第1条(特約の締結および責任開始時)第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院初期給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 11 条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による入院初期給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第 12 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したとき
2. 第3条(給付金の支払)第8項第2号の規定によりこの特約による入院初期給付金の支払倍率が通算支払限度に達したとき

(特約の解約)

第 14 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 15 条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(入院初期基本給付金額の減額)

第 16 条 契約者は、会社所定の範囲内で、この特約の入院初期基本給付金額を減額することができます。

② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額されたことにより、この特約の入院初期基本給付金額が会社の定める限度をこえる場合には、この特約の入院初期基本給付金額は会社の定める範囲内に減額することを要します。

③ 前2項の規定によって、この特約の入院初期基本給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 17 条 入院初期給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 18 条 契約者は、遺言によっても、入院初期給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 19 条 入院初期給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を入院初期給付金の受取人とします。

② 前項の規定により入院初期給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により入院初期給付金の受取人となった者のうち生存している他の入院初期給付金の受取人を入院初期給付金の受取人とします。

③ 前2項により入院初期給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 20 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす入院初期給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院初期給付金の支払事由が生じ、会社が入院初期給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院初期給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所

で支払います。

(特約の更新)

第 21 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 22 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 23 条 この特約にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類			印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1 入院初期給付金の支払	○	○	○		○			○	○		○	○
2 入院初期基本給付金額の減額	○	○	○	○								

※上記1について、会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 24 条 入院初期給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における入院初期給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第 26 条 主約款に定める契約内容の登録に関する規定は、この特約による給付金について準用します。

(主約款の規定の準用)

第 27 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、主約款に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に主約款に定める病院に入院し当日の夕方に退院した場合や日帰り手術を受けた場合などで、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

無配当死亡保障特約10(定期型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 特約保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の消滅または消滅とみなす場合
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の解約払戻金

- 第15条 特約保険金の減額
- 第16条 特約保険金受取人の代表者
- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による特約保険金受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 契約内容の登録
- 第27条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

無配当死亡保障特約10(定期型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
特約死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
特約高度障害給付金	被保険者が高度障害状態になったときに支払います。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	特約保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき 1. 責任開始時(復活が行なわれた特約については最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約保険金受取人の故意。ただし、その者が特約保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意。
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表1に定める1.から7.までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、第1項に定める高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑥ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ)を契約者に支払います。(第1項第1号免責事由2.に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑦ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約保険金または特約給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の特約高度障害給付金が支払われる場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

（特約の取消および無効）

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

（告知義務違反による解除）

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に対して、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により（または会社の診査医に対しては口頭で）告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結または復活の承諾の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。）が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

（重大事由による解除）

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、特約保険金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約保険金受取人のみであり、その特約保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約保険金支払の時期および場所)

- 第7条** この特約の保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

- 第8条** この特約の保険期間の型は定期型のみとし、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項で払い込むべき保険料は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める払込期月中のそれぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
- ⑤ 第3項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。なお、この特約による特約死亡保険金を支払うときは主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の規定にかかわらず、会社は、その払い込まれたこの特約の付加された保険契約の保険料をこの特約の特約保険金受取人に払い戻すことができるものとします。
- ⑥ 払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、この特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は払い込まれた保険料を契約者に払い戻しません。
- ⑦ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑧ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑨ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第9条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額からこの保険契約の未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の復活）

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の消滅または消滅とみなす場合）

第12条 この特約は特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うと消滅します。

② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

（特約の解約）

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の解約払戻金）

第14条 特約の失効（第9条）、解約（第13条）または解除（第5条および第6条）の場合には、会社は、その保険料を払い込んだ年月数により、計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

② 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第6条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

④ 第12条第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。

（特約保険金の減額）

第15条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって、特約保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約保険金受取人の代表者）

第16条 特約保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が特約保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

（受取人の変更）

第17条 契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金の受取人については、契約者（給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者）以外の者に変更することはできません。

② 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による特約保険金受取人の変更）

第18条 前条に定めるほか、契約者は、特約保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金の受取人については、契約者（給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者）以外の者に変更することはできません。

② 前項の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

③ 前2項による特約保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

（受取人の死亡）

第19条 保険金（特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ）の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

③ 前項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第20条 契約者以外の者で特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第14条(特約の解約払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第22条 この特約に、配当金はありません。

(請求手続)

第23条 この特約にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類										その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	
				契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人		
1	特約死亡保険金の支払、特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		
2	責任準備金の支払、特約保険金額の減額、解約払戻金の支払	○	○	○	○						

※上記1については、会社が必要と認めた場合、住民票にかえて戸籍抄本

- ② 特約保険金受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- ③ 会社は、第1項の提出書類の一部の省略を認めまたは第1項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ④ 第1項の2中、責任準備金の支払請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ⑤ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑥ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑦ この特約を付加した保険契約が、官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を契約者および特約保険金(特約高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または甲慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- ⑧ 主契約に無事故給付金支払特則を付加した場合の契約について、主約款の規定によって無事故給付金を支払った後に、特約死亡保険金の支払の請求書類が会社に到達した場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、特約死亡保険金を支払います。

(時効)

第 24 条 保険金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第 26 条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。

1. 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 2. 特約死亡保険金の金額
 3. 契約日(復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。)
 4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。)から5年(契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害給付金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。
- ⑩ 特約の中途付加(第1条)が行なわれた場合は、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約保険金の増額または中途付加の日から5年間(中途付加の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、中途付加の日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)を登録の期間とします。

(主約款の規定の準用)

第 27 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

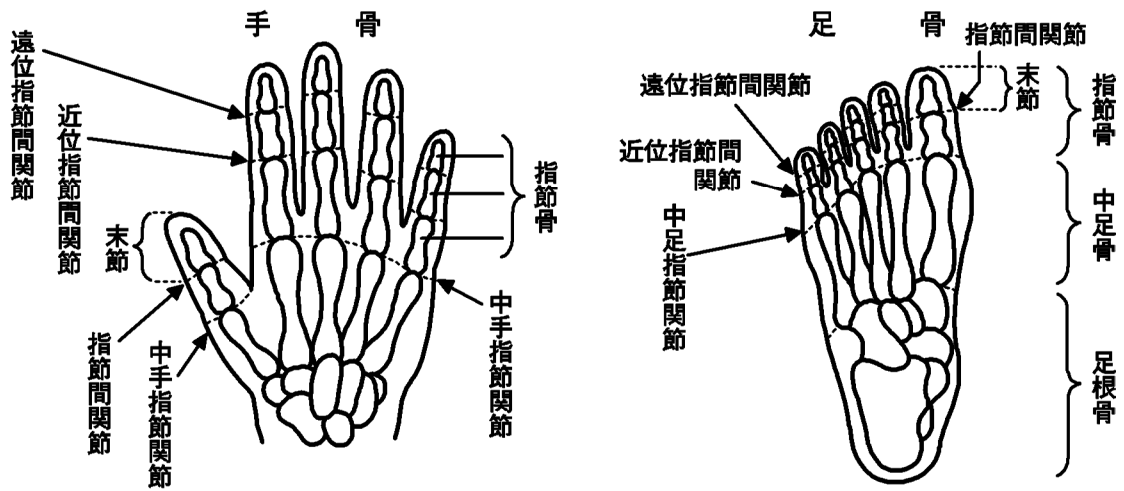
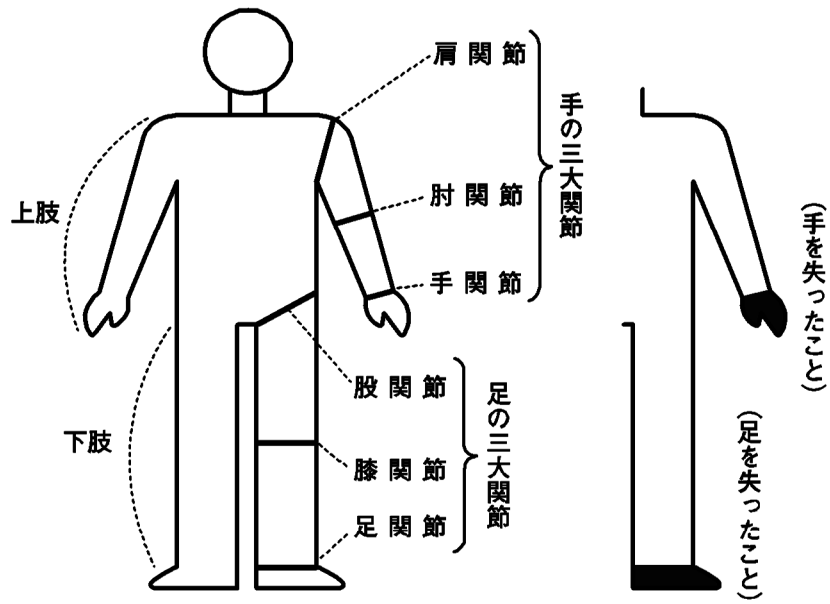
備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当生存給付金付死亡保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約保険料の払込免除
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 特約保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の消滅または消滅とみなす場合
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 特約保険金額の減額
- 第16条 特約保険金受取人の代表者
- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による特約保険金受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 契約内容の登録
- 第27条 生存給付金から先に未払込保険料を控除する場合の取扱
- 第28条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

無配当生存給付金付死亡保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
特約死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
特約高度障害給付金	被保険者が高度障害状態になったときに支払います。
生存給付金	被保険者が契約日から一定期間経過後に生存しているときにその都度支払います。

(特約の締結および責任開始時)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

② この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の特約死亡保険金、特約高度障害給付金および生存給付金(以下「保険金および給付金」といいます。)の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金	特約保険金額	特約保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 責任開始時(復活が行なわれた特約については最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 2. 特約保険金受取人の故意。ただし、その者が特約保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 3. 契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
2. 被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によって保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
3. 被保険者がこの特約の保険期間中の次のときに生存しているとき (1) 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日の前日の満了時(ただし、次の(2)に該当する場合と、保険期間満了までの期間が2年未満の場合を除きます。) (2) この特約の保険期間満了時	生存給付金	それぞれ特約保険金額の50%	契約者	—

- ② この特約が更新された場合には、更新後のそれぞれの保険期間について、第1項の規定を適用して特約死亡保険金および特約高度障害給付金を支払います。
- ③ 保険期間の途中で支払事由が生じる生存給付金については、あらかじめ生存給付金受取人から支払の請求がない限り、支払事由が生じた時から会社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置きます。
- ④ 前項により据え置かれた生存給付金は、請求があったときに生存給付金受取人に、会社の定める範囲内で、その一部または全部を支払います。ただし、主契約が消滅した場合は、以後据え置き取扱は行わないものとし、生存給付金受取人は直ちにその支払を請求することを要します。
- ⑤ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ⑥ 被保険者が、別表1および備考(別表1)に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。ただし、保険期間満了時に被保険者が生存していたときに支払うべき生存給付金をすでに支払っていた場合には、支払うべき特約高度障害給付金からその生存給付金を差し引きます。
- ⑦ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は特約死亡保険金を支払いません。
- ⑧ 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社はこの特約の責任準備金(会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する保険料積立金をいいます。以下同じ。)を契約者に支払います。(第1項第1号免責事由2.に該当したことにより特約死亡保険金の一部が支払われない場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金を払い戻します。)ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、

健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第3条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の特約高度障害給付金が支払われる場合、この特約は消滅します。

② 前項の規定によって保険料の払込免除がされた場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第5条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または特約保険金受取人が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が、特約の締結または復活の承諾の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。

⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 契約者、被保険者または保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合

(1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) 契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは

は保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが特約保険金受取人のみであり、その特約保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約保険金支払の時期および場所)

第7条 特約死亡保険金、特約高度障害給付金および生存給付金(据え置かれた生存給付金を含みます。以下本条で同じ。)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。ただし、生存給付金支払請求に必要な書類が支払事由発生前に会社に到達した場合には、生存給付金支払事由発生日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

- ② 特約死亡保険金および特約高度障害給付金(以下本条で「保険金」といいます。)を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の特約締結の目的または保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間の型は定期型のみとし、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。なお、この特約による特約死亡保険金を支払うときは主約款および主契約に付加されている特約の特約条項の規定にかかわらず、会社は、その払い込まれたこの特約の付加された保険契約の保険料をこの特約の特約保険金受取人に払い戻すことができるものとします。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこ

の特約による特約死亡保険金、特約高度障害給付金および生存給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を適用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金、特約高度障害給付金または生存給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

第12条 この特約は特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うと消滅します。

- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第14条 特約の失効(第9条)、特約の解約(第13条)または解除(第5条および第6条)の場合には、会社は、その保険料を払い込んだ年月数により、計算した解約払戻金を契約者に払い戻します。

- ② 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第6条第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。
- ③ 前条の規定により支払われる解約払戻金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 第12条第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、第1項の規定を準用して取り扱います。

(特約保険金額の減額)

第15条 契約者はこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金受取人の代表者)

第16条 特約保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に会社が特約保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(受取人の変更)

第17条 契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金または生存給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者。ただし、生存給付金の場合は契約者のままとします。)以外の者に変更することはできません。

- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による特約保険金受取人の変更)

第18条 前条に定めるほか、契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。特約高度障害給付金または生存給付金の受取人については、契約者(給付金の受取人に関する特約が付加されている保険契約の場合は被保険者。ただし、生存給付金の場合は契約者のままとしま

す。)以外の者に変更することはできません。

- ② 前項の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による特約保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(受取人の死亡)

第19条 保険金(特約死亡保険金および特約高度障害給付金をいいます。本条において同じ。)の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。

- ② 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
- ③ 前2項により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第20条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の方のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第14条(特約の解約払戻金)第3項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。

- 1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社所定の年齢範囲を超えるとき
- 2. 保険料の払込が免除されているとき。この場合、この特約の保険期間が満了したときに、この特約は消滅します。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。

(契約者配当金)

第22条 この特約に契約者配当金はありません。

(請求手続)

第23条 この特約にもとづく支払および変更等については次の表に定める書類を提出してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人			
1	特約死亡保険金の支払、特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		
2	生存給付金の支払	○	○	○		○		○	○		
3	責任準備金の支払、解約払戻金の支払、特約保険金額の減額	○	○	○	○						

※上記1、2について、会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 特約保険金受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会

社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

- ③ 会社は、第1項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または第1項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 第1項の3の責任準備金の支払請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ⑤ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑥ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑦ この特約を付加した保険契約が、官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を契約者および特約死亡保険金(特約高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の特約死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- ⑧ 主契約に無事故給付金支払特則を付加した場合の契約について、主約款の規定によって無事故給付金を支払った後に、特約死亡保険金の支払の請求書類が会社に到達した場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、特約死亡保険金を支払います。

(時効)

第24条 この特約の保険金、給付金、生存給付金、責任準備金もしくは解約払戻金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における保険金、給付金、生存給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第26条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。

1. 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
2. 特約死亡保険金の金額
3. 契約日(復活、復帰または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または特約中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。)
4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。)の申込(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。)の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日(復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害給付金とある

のは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(生存給付金から先に未払込保険料を控除する場合の取扱)

第 27 条 この特約を付加した主契約に無事故給付金支払特則が付加されていた場合、この特約の保険期間満了時の生存給付金および無事故給付金のそれぞれの支払事由を満たしていたが、主約款第 13 条第 5 項または第 16 条第 1 項に該当していたときには、まず生存給付金から主契約および特約の保険料を差し引き、差し引く金額が不足する場合は無事故給付金から差し引きます。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

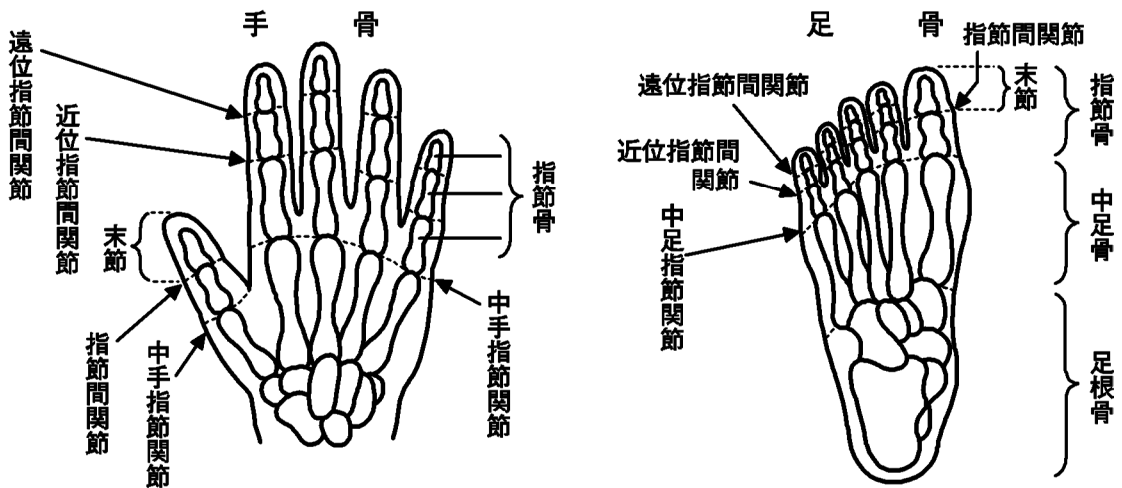
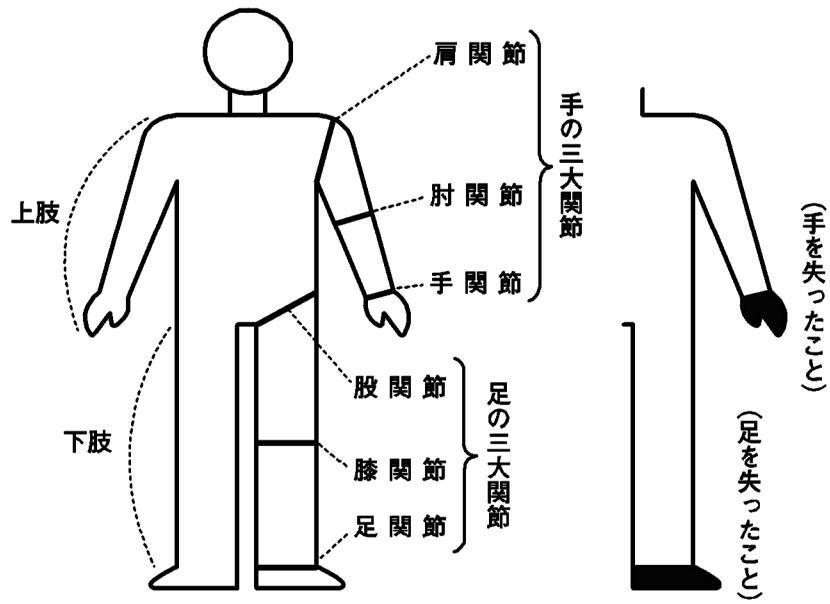
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



無配当生存給付金付死亡保障特約10条項

特約

無配当ガン保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 ガン入院給付金日額
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 ガン入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 ガン入院給付金日額の減額

- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 特約の契約者配当金
- 第23条 請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる悪性新生物
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 入院

無配当ガン保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
ガン入院給付金	被保険者がガンを原因として入院したときに支払います。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(ガン入院給付金日額)

第2条 この特約のガン入院給付金日額は、会社の定める範囲内で、保険契約締結の際、契約者の申し出によって定めます。

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 2. その入院がガンの治療を目的とした入院であること。 3. その入院の日数が1日以上となる入院であること。 4. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること。	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者

- ② ガン入院給付金の支払限度は、無制限とします。
- ③ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ④ 会社は、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるガン以外の疾病を直接の原因として入院を開始した時にガンを併発していた場合またはその入院中にガンを併発した場合には、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑤ 主約款に定める災害入院給付金とこの特約に定めるガン入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とガン入院給付金を重複しては支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間についてはガン入院給付金を支払います。
- ⑥ 被保険者が入院中に主約款の規定により、主契約の入院給付金日額が減額されたことによって、ガン入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在のガン入院給付金日額を基準として計算された金額をガン入院給付金として支払います。
- ⑦ この特約が第9条第1項で規定する定期型の場合で、被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病したガンを直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にガン入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. そのガンについて、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知る事ができなかった場合を除きます。
 2. そのガンについて、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合に消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条に定める支払事由に該当したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(ガン入院給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、ガン入院給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでにガン入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(ガン入院給付金支払の時期および場所)

第8条 ガン入院給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② ガン入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時からガン入院給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. ガン入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. ガン入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
ガン入院給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくはガン入院給付金の受取人の特約締結の目的もしくはガン入院給付金請求の意図に関する特約の締結時からガン入院給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者またはガン入院給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者またはガン入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン入院給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、ガン入院給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間の型には、定期型と終身型があり、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(ガン入院給付金日額の減額)

第16条 この特約の入院給付金日額のみを変更することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約の入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、この特約のガン入院給付金日額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(受取人の変更)

第17条 ガン入院給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第18条 契約者は、遺言によっても、ガン入院給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第19条 ガン入院給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をガン入院給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定によりガン入院給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定によりガン入院給付金の受取人となった者のうち生存している他のガン入院給付金の受取人をガン入院給付金の受取人とします。
- ③ 前2項によりガン入院給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 20 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすガン入院給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 21 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 22 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 23 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類											その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	会社所定の入院証明書	
				契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1 ガン入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 24 条 ガン入院給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約におけるガン入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合や日帰り手術を受けた場合などで、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	

備考

ガンの診断確定

ガンの診断確定は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設。

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当女性医療保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- | | |
|---|-------------------------------|
| 第1条 特約の締結および責任開始時 | 第19条 受取人の変更 |
| 第2条 女性疾病入院給付金日額 | 第20条 遺言による受取人の変更 |
| 第3条 女性疾病入院給付金の型 | 第21条 受取人の死亡 |
| 第4条 女性疾病入院給付金、女性特定手術給付金
および乳房再建給付金の支払限度 | 第22条 受取人による特約の存続 |
| 第5条 給付金の支払 | 第23条 特約の更新 |
| 第6条 特約保険料の払込免除 | 第24条 特約の契約者配当金 |
| 第7条 特約の取消および無効 | 第25条 請求手続 |
| 第8条 告知義務および告知義務違反による解除 | 第26条 時効 |
| 第9条 重大事由による解除 | 第27条 管轄裁判所 |
| 第10条 女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所 | 第28条 主約款の規定の準用 |
| 第11条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第12条 特約の失効 | 備考 |
| 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 | 別表1 対象となる女性疾病 |
| 第14条 特約の復活 | 別表2 病院または診療所 |
| 第15条 特約の消滅または消滅とみなす場合 | 別表3 入院 |
| 第16条 特約の解約 | 別表4 対象となる手術 |
| 第17条 特約の解約払戻金 | 別表5 子宮摘出術 |
| 第18条 女性疾病入院給付金日額の減額 | 別表6 卵巣および卵管の摘出術 |
| | 別表7 乳房再建術 |

無配当女性医療保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、女性を被保険者として、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
女性疾病入院給付金	被保険者が女性疾病入院給付金の支払対象となる入院をしたときに支払います。
女性特定手術給付金	被保険者が乳房、子宮または卵巣・卵管にかかわる所定の手術を受けたときに支払います。
乳房再建給付金	被保険者が女性特定手術給付金の支払対象となる手術を受けた乳房について、乳房再建手術を受けたときに支払います。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が女性の場合に限り、主契約締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(女性疾病入院給付金日額)

第2条 この特約の女性疾病入院給付金日額は、会社の定める範囲内で、保険契約締結の際、契約者の申し出によって定めます。

(女性疾病入院給付金の型)

- 第3条** この特約の女性疾病入院給付金の型は、次のいずれかの型とし、主契約の入院給付金の型と同一とします。
- 60日型
 - 124日型

(女性疾病入院給付金、女性特定手術給付金および乳房再建給付金の支払限度)

第4条 この特約の給付金の支払限度は次のとおりとします。

1. 女性疾病入院給付金の支払限度となる日数は前条に定める女性疾病入院給付金の型によって以下のとおりとします。

女性疾病入院給付金の型	支払限度日数	
	1入院	通算
1. 60日型	60日	1000日
2. 124日型	124日	1000日

2. この特約による女性特定手術給付金および乳房再建給付金の支払限度は、次のとおりとします。

- (1) 第5条第1項支払事由2. による女性特定手術給付金の支払は、一乳房につき1回限りとします。
- (2) 第5条第1項支払事由3. による女性特定手術給付金の支払は、1回限りとします。
- (3) 第5条第1項支払事由4. による女性特定手術給付金の支払は、1回限りとします。
- (4) 第5条第1項支払事由5. による乳房再建給付金の支払は、一乳房につき1回限りとします。

(給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める女性疾病(以下「女性疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が女性疾病の治療を目的とする入院であること (3) その入院の日数が1日以上となる入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること	女性疾病入院給付金	入院1回につき、女性疾病入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかにより左記の支払事由に該当したとき 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存
2. 被保険者が、次のいずれにも該当したとき (1) この特約の責任開始時以後、この特約の保険期間中に、乳房の悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。)されたこと (2) 前(1)の乳房の悪性新生物の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に病院において、別表4に定める乳房の手術を受けたこと	女性特定手術給付金	その手術を受けた各乳房につき、女性疾病入院給付金日額×50	契約者	次のいずれかにより左記の支払事由に該当したとき 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存
3. 被保険者が次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始時以後、次のいずれにも該当したとき (ア) この特約の保険期間中に、子宮の悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたこと (イ) 前(ア)の子宮の悪性新生物の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に病院において、別表4に定める子宮の手術を受けたこと (2) この特約の責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因として、この特約の保険期間中に病院において、別表5に定める子宮摘出術を受けたとき	女性特定手術給付金	女性疾病入院給付金日額×25		

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
4. 被保険者が次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始時以後、次のいずれにも該当したとき (ア) この特約の保険期間中に、卵巣・卵管の悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたこと (イ) 前(ア)の卵巣・卵管の悪性新生物の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に病院において、別表4に定める卵巣・卵管の手術を受けたこと (2) この特約の責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因として、この特約の保険期間中に病院において、別表6に定める卵巣および卵管の摘出術を受けたとき	女性特定手術給付金	女性疾病入院給付金日額×25	契約者	次のいずれかにより左記の支払事由に該当したとき 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存
5. 被保険者が次のいずれにも該当したとき (1) 女性特定手術給付金の支払事由の2. に該当したこと (2) 女性特定手術給付金の支払事由の2. の手術を受けた乳房について、この特約の保険期間中に病院において別表7に定める乳房再建手術を受けたこと	乳房再建手術給付金	乳房再建手術を受けた各乳房につき、女性疾病入院給付金日額×50	契約者	

- ② 被保険者が入院中に主契約の入院給付金日額が減額された場合、女性疾病入院給付金については、入院日各日現在の女性疾病入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 被保険者が同一の女性疾病(これと医学上重要な関係がある女性疾病を含みます。)を直接の原因として、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ この特約が第11条第1項に規定する定期型の場合で、被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了したとき継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる女性疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合または手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に第1項に規定する女性疾病により、入院を開始したときまたは手術をしたときは、その入院または手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に女性疾病入院給付金または女性特定手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が女性疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に女性疾病を併発し、その女性疾病の治療を開始した場合には、その女性疾病の治療を開始した日からその女性疾病の治療を目的として入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 主約款に定める災害入院給付金とこの特約に定める女性疾病入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とこの特約の女性疾病入院給付金を重複して支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間については女性疾病入院給付金を支払います。
- ⑪ 被保険者が、この特約の責任開始時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはその他の外因による傷害を直接の原因として、この特約の保険期間中に病院において、時期を同じくして、次の第1号または第2号の手術と、第3号または第4号の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、第1号または第2号の手術を1回のみ受けたものとみなして女性特定手術給付金を支払います。
- 第1項支払事由3(1)に規定する子宮の悪性新生物の手術
 - 第1項支払事由3(2)に規定する子宮摘出術
 - 第1項支払事由4(1)に規定する卵巣および卵管の摘出手術

4. 第1項支払事由4(2)に規定する卵巣または卵管の悪性新生物の手術
- ⑫ 第4条第1項第2号および本条前項までの規定に加えて、この特約による女性特定手術給付金および乳房再建給付金の支払限度について、次のとおり補足します。
 1. 時期を同じくして第1項支払事由2. に該当する手術を、両乳房について受けた場合には、一乳房毎に女性特定手術給付金を支払います。
 2. 第1項支払事由3. による女性特定手術給付金の支払後、さらに第1項支払事由4. に該当した場合、卵巣または卵管による女性特定手術給付金を支払います。
 3. 時期を同じくして乳房再建手術給付金の支払事由に該当する手術を、両乳房について受けた場合には、一乳房毎に女性特定手術給付金を支払います。
 4. 時期を同じくして第1項支払事由2. と5. に該当する手術を受けた場合には、それぞれに対応する女性特定手術給付金と乳房再建給付金を支払います。
 5. 時期を同じくして第1項支払事由3の(1)と(2)に該当する手術を受けた場合には、1回の手術とみなして女性特定手術給付金を支払います。
 6. 時期を同じくして第1項支払事由4の(1)と(2)に該当する手術を受けた場合には、1回の手術とみなして女性特定手術給付金を支払います。
- ⑬ 次の各号のいずれかによって第1項の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(特約保険料の払込免除)

- 第6条** 会社は主契約について保険料の払込免除が行なわれていた場合には、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、同様にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

- 第7条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

- 第8条** この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ③ 女性疾病入院給付金、女性特定手術給付金または乳房再建給付金(以下、「女性疾病入院給付金等」といいます。)の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、女性疾病入院給付金等の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求したまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
 - ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしなないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第5条に定める入院を開始しもしくは手術を受けたときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
 - ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。
 - ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

- 第9条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(女性疾病入院給付金等および払込を免除される特約

保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 女性疾病入院給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、女性疾病入院給付金等の支払または保険料の払込の免除をしません。女性疾病入院給付金等の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(女性疾病入院給付金等の支払の時期および場所)

第10条 女性疾病入院給付金等は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 女性疾病入院給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から女性疾病入院給付金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 女性疾病入院給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 女性疾病入院給付金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
女性疾病入院給付金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは女性疾病入院給付金等の受取人の特約締結の目的もしくは女性疾病入院給付金等の請求の意図に関する特約の締結時から女性疾病入院給付金等の請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、女性疾病入院給付金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または女性疾病入院給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または女性疾病入院給付金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性疾病入院給付金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、女性疾病入院給付金等を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第 11 条 この特約の保険期間の型には、定期型と終身型があり、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。ただし、第 1 条第 2 項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 13 条第 2 項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 12 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 13 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第 14 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

第 15 条 この特約は、第 4 条および第 5 条第 12 項の規定により各給付金の支払日数または支払回数がそれぞれすべて通算支払限度に達したとき消滅します。

- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第 17 条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(女性疾病入院給付金日額の減額)

第 18 条 この特約の女性疾病入院給付金日額のみを減額することはできません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、会社の定める範囲内で、この特約の女性疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によって、主契約の入院給付金日額が減額された場合には、減額部分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第 19 条 女性疾病入院給付金等の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 20 条 契約者は、遺言によっても、女性疾病入院給付金等の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 21 条 女性疾病入院給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を女性疾病入院給付金等の受取人とします。

- ② 前項の規定により女性疾病入院給付金等の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により女性疾病入院給付金等の受取人となった者のうち生存している他の女性疾病入院給付金等の受取人を女性疾病入院給付金等の受取人とします。
- ③ 前 2 項により女性疾病入院給付金等の受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 22 条 契約者以外のものでこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす女性疾病入院給付金等の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、女性疾病入院給付金等の支払事由が生じ、会社が女性疾病入院給付金等を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、女性疾病入院給付金等の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 23 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(女性疾病入院給付金、女性特定手術給付金および乳房再建給付金の支払限度)、第5条(給付金の支払)および第6条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の契約者配当金)

第 24 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 25 条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人					
1	女性疾病入院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	
2	女性特定手術給付金、乳房再建給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○		

※上記1、2の場合、会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 26 条 女性疾病入院給付金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における女性疾病入院給付金等の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合や日帰り手術を受けた場合などで、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

3. 治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」とは、治療のための手術をいい、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術などは、「治療を目的とした手術」には該当しません。

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

6. ガンの診断確定

「ガンの診断確定」は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見（生検）により行なわれるものとします。（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）

別表1 対象となる女性疾病

対象となる女性疾病の範囲は、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性疾病に含めることがあります。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
・子宮内膜	D07.0	
・外陰部	D07.1	
・膣	D07.2	
・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3	
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	
○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の		
・真正赤血球増加症<多血症>	D45	
・骨髓異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の	
・乳房	D48.6	
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害 (E00～E07) 中の	
	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮 (後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05
	・甲状腺炎	E06
・その他の甲状腺障害 (E07) 中の		
・カルシトニンの分泌過剰	E07.0	
・その他の明示された甲状腺障害	E07.8	
・甲状腺障害、詳細不明	E07.9	
○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の		
・卵巣機能障害	E28	
○代謝障害 (E70～E90) 中の		
・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の		
・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
・治療後卵巣機能不全 (症)	E89.4	
筋骨格系の疾患	○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
・その他の明示された関節障害 (M12) 中の		
・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0	
腎尿路生殖器系の疾患	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害	N80～N98
	○腎尿路生殖器系のその他の障害 (N99) 中の	
	・(手)術後腔癒着	N99.2
	・子宮切除後腔(壁)脱	N99.3
・処置後骨盤腹膜癒着	N99.4	
・腎尿路生殖器系のその他の処置後障害	N99.8	
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	O00～O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩 (O80～O84) 中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患 (A30～A49) 中の		
・産科的破傷風	A34	

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設。

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 対象となる手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、以下の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。なお、手術の対象部位は乳房、子宮、卵巣・卵管とします。

番号	手術の種類
1	悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)
2	悪性新生物根治放射線照射(悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
3	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
4	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)
5	その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)

備考

悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。一つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象になります。

転移・再発病巣のみを切除または摘出したたり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

別表5 子宮摘出術

「子宮摘出術」とは、子宮体部および頸部の全体または子宮体部全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

別表6 卵巣および卵管の摘出術

「卵巣および卵管の摘出術」とは、卵巣もしくは卵管の一部または全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

別表7 乳房再建術

「乳房再建手術」とは、乳房の手術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。

備考

観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出して行なう手術をいいます。

無配当先進医療保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 先進医療給付金の支払限度
- 第3条 先進医療給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 先進医療給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅または消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 受取人の変更
- 第17条 遺言による受取人の変更

- 第18条 受取人の死亡
- 第19条 受取人による特約の存続
- 第20条 特約の更新
- 第21条 契約者配当金
- 第22条 法令等の改正に伴う契約内容の変更
- 第23条 先進医療給付金の請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 療養
- 別表2 異常分娩
- 別表3 不慮の事故
- 別表4 先進医療
- 別表5 病院または診療所
- 別表6 公的医療保険制度

無配当先進医療保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
先進医療給付金	被保険者が先進医療による療養を受けたときに所定の給付を行ないます。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(先進医療給付金の支払限度)

- 第2条 この特約の先進医療給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円を限度とします。

(先進医療給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても 給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
先進医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する別表1に定める療養(以下「療養」といいます。)を受けたとき</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること</p> <p>(1) 疾病(別表2に定める異常分娩(以下、「異常分娩」といいます。)を含みます。以下同じ。)</p> <p>(2) 別表3に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因</p> <p>2. 別表4に定める先進医療(以下、「先進医療」といいます。)による療養であること</p> <p>3. 別表5に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における療養であること</p>	<p>先進医療給付金額(被保険者が負担すべき先進医療の技術料部分に限るものとし、第三者が負担する金額を除きます。)</p>	契約者	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

- ② 被保険者が責任開始時に生じた疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因を原因として療養を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けたときは、その療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- ③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に先進医療給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 先進医療給付金を支払うことにより、第2条(先進医療給付金の支払限度)に定める給付限度を超える場合には、給付限度に達するまでの分の先進医療給付金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかによって先進医療給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- 地震、噴火または津波
 - 戦争その他の変乱

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ③ 先進医療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、先進医療給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、先進医療給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条に定める先進医療による療養を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(先進医療給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 先進医療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、先進医療給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに先進医療給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(先進医療給付金支払の時期および場所)

第8条 先進医療給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 先進医療給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から先進医療給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、先進医療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 先進医療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 先進医療給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
先進医療給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは先進医療給付金の受取人の特約締結の目的もしくは先進医療給付金請求の意図に関する特約の締結時から先進医療給付

金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、先進医療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は先進医療給付金を支支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、先進医療給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間の型には、定期型と終身型があり、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による先進医療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による先進医療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

第13条 この特約は、第2条の規定により、先進医療給付金の支払額が通算支払限度に達したとき消滅します。

- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(受取人の変更)

第 16 条 先進医療給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第 17 条 契約者は、遺言によっても、先進医療給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第 18 条 先進医療給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を先進医療給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により先進医療給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により先進医療給付金の受取人となった者のうち生存している他の先進医療給付金の受取人を先進医療給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により先進医療給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 19 条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす先進医療給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - 2. 契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、先進医療給付金の支払事由が生じ、会社が先進医療給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、先進医療給付金の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 20 条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(先進医療給付金の支払限度)、第3条(先進医療給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 21 条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う契約内容の変更)

第 22 条 会社は、この特約の給付にかかわる、別表6に定める公的医療保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

- ② 前項の場合、支払事由を変更する日の2か月前までに書面にて契約者に郵送により通知します。

(先進医療給付金の請求手続)

第 23 条 この特約に基づく支払については、次のとおりです。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		被保険者の住民票	会社所定の診断書・証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人			
1	先進医療給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	先進医療に要した費用の支出を証明する書類 不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証する書類 会社が必要と認めた場合は、住民票に代えて戸籍抄本

- ② 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 24 条 先進医療給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における先進医療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

2. 先進医療の技術料に含まれない費用

「先進医療の技術料」には、別表6に規定する公的医療保険制度の法律に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、患者申出療養のための費用、食事療養の

ための費用、生活療養のための費用などの費用は含まれません。

別表1 療養

「療養」とは、別表6に定める公的医療保険制度における診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表2 異常分娩

「異常分娩」とは、分娩のうち別表6に定める公的医療保険制度による「療養の給付」の対象となる分娩をいいます。

別表3 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
	炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表4 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限り、)をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表6の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律の基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

無配当移植医療保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 移植医療給付金の支払限度
- 第3条 移植医療給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 移植医療給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅または消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 受取人の変更

- 第17条 遺言による受取人の変更
- 第18条 受取人の死亡
- 第19条 受取人による特約の存続
- 第20条 特約の更新
- 第21条 契約者配当金
- 第22条 法令等の改正に伴う契約内容の変更
- 第23条 移植医療給付金の請求手続
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる移植術および給付割合表
- 別表2 不慮の事故
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 臓器売買等の行為

無配当移植医療保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
移植医療給付金	被保険者が受容者として所定の臓器もしくは組織の移植術を受けたときに支払います。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(移植医療給付金の支払限度)

- 第2条 この特約の移植医療給付金の支払は、給付割合を通算して100%をもって限度とします。

(移植医療給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
移植医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次の各号のいずれにも該当する別表1に定める移植術(以下「移植術」といいます。)を受けたとき(被保険者が受容者の場合に限りません。)</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする移植術であること。</p> <p>(1) 疾病</p> <p>(2) 別表2に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因</p> <p>2. 別表3に定める病院または診療所(以下、「病院」といいます。)において受けた移植術であること。</p> <p>ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次の(1)および(2)のいずれにも該当する移植術であることを要します。</p> <p>(1) 日本国内の医師が被保険者に対して必要を診断した移植術であること。</p> <p>(2) 前(1)の医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること。</p> <p>3. 別表4に定める臓器売買等の行為に該当しない移植術であること。</p>	<p>特約基本給付金額に、被保険者が受けた移植術に応じた別表1に定める給付割合を乗じて得られる金額</p>	<p>契約者</p>	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の薬物依存</p>

- ② 前項の規定にかかわらず、移植術のうち腎臓移植術および骨髄移植術に対する給付金の支払は、それぞれこの特約の保険期間を通じて3回までを限度とします。
- ③ 被保険者が、同時に2種類以上の移植術を受けたときは、最も給付割合の高いいずれか1種類の移植術を受けたものとみなして、第1項の規定により給付金を支払います。
- ④ 移植医療給付金を支払うことにより、第2条(移植医療給付金の支払限度)に定める給付割合限度を超える場合には、給付割合限度に達するまでの分の移植医療給付金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかによって移植医療給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- 地震、噴火または津波
 - 戦争その他の変乱
- ⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に移植医療給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 移植医療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、移植医療給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、移植医療給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第3条に定める移植医療の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(移植医療給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 移植医療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、移植医療給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに移植医療給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(移植医療給付金支払の時期および場所)

第8条 移植医療給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 移植医療給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から移植医療給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、移植医療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 移植医療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 移植医療給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

移植医療給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは移植医療給付金の受取人の特約締結の目的もしくは移植医療給付金請求の意図に関する特約の締結時から移植医療給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、移植医療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または移植医療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または移植医療給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は移植医療給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、移植医療給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間の型は定期型のみとし、この特約の保険期間はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内であるものとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による移植医療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による移植医療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅または消滅とみなす場合)

第13条 この特約は、第2条の規定により、移植医療給付金の支払額が通算の支払割合限度に達したとき消滅します。

- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(受取人の変更)

第16条 移植医療給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第17条 契約者は、遺言によっても、移植医療給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第18条 移植医療給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を移植医療給付金の受取人とします。

② 前項の規定により移植医療給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により移植医療給付金の受取人となった者のうち生存している他の移植医療給付金の受取人を移植医療給付金の受取人とします。

③ 前2項により移植医療給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第19条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす移植医療給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、移植医療給付金の支払事由が生じ、会社が移植医療給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、移植医療給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第20条 この特約が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。ただし、更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社所定の年齢を超える場合には、この特約は更新できません。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(移植医療給付金の支払限度)、第3条(移植医療給付金の支払)および第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第21条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(法令等の改正に伴う契約内容の変更)

第22条 会社は、臓器の移植に関する法律及び同法に基づく命令の改正が行われた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の許可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行なう時は、主務官庁の許可を得て定めた日(以下「支払事由の変更日」といいます。)から将来に向かって支払い事由を改めます。

③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、臓器の移植に関する法律および同法に基づく命令を改正する法令の公布時期等やむを得ない事由により、支払事由の変更日の2か月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。

④ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合で、契約者がある変更を承諾しない時は、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解除されたものとします。

(移植医療給付金の請求手続)

第23条 この特約に基づく支払については、次のとおりです。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	移植医療給付金の支払	○	○	○	○			○	○	○	不慮の事故による場合、不慮の事故であることを証する書類 会社が必要と認めた場合は、住民票に代えて 戸籍抄本

- ② 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第24条 移植医療給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における移植医療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる移植術および給付割合表

1. 移植術

この特約の給付金の支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術、肺移植術、肝臓移植術、膵臓移植術、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この特約の給付金の支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の(1)および(2)の場合のみ支払対象となるものとします。

(1) 自家移植

骨髄移植術における自家移植

(2) 再移植

腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始時以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

2. 給付割合表

各移植術に対する給付金割合は、次のとおりとします。

給付の対象	給付割合
心臓移植術	100%
肺移植術	100%
肝臓移植術	100%
膵臓移植術	100%
小腸移植術	100%
腎臓移植術	60% (2回目以降の支払は 20%)
骨髄移植術	60% (2回目以降の支払は 20%)

備考

- 「異種移植」とは、ヒト種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。
- 「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
- 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
- 「再移植」とは、すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。
- 「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植も含まれます。
- 「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含まれません。
- 「膵臓移植術」には、膵島移植は含まれません。

別表2 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20~W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50~W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65~W74)	
・その他の不慮の窒息(W75~W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
	胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 臓器売買等の行為

この特約において「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束すること。
2. 移植術に使用されるための臓器または組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申し込みもしくは約束すること。
3. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのあることをし、またはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、またその要求もしくは約束すること。
4. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのあることをし、またはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申し込みもしくは約束すること。
5. 臓器または組織が前項目の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出もしくは移植術に使用すること。

備考

1. から4. までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器および組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのあることをし、またはあつせんをしたことに関して通常必要であると認められるものは、含みません。

無配当三大疾病治療保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条** 三大疾病の定義およびガンの診断確定
- 第2条** 特約の締結および責任開始時
- 第3条** 特約のガン給付責任開始日
- 第4条** 給付金の支払
- 第5条** 特約の消滅とみなす場合
- 第6条** ガン給付責任開始日前にガンと診断確定された場合の取扱
- 第7条** 特約保険料の払込免除
- 第8条** 特約の取消および無効
- 第9条** 告知義務および告知義務違反による解除
- 第10条** 重大事由による解除
- 第11条** 三大疾病治療給付金支払の時期および場所
- 第12条** 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第13条** 特約の失効
- 第14条** 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条** 特約の復活

- 第16条** 特約の解約
- 第17条** 特約の解約払戻金
- 第18条** 給付金額の減額
- 第19条** 受取人の変更
- 第20条** 遺言による受取人の変更
- 第21条** 受取人の死亡
- 第22条** 受取人による特約の存続
- 第23条** 特約の更新
- 第24条** 契約者配当金
- 第25条** 請求手続
- 第26条** 時効
- 第27条** 管轄裁判所
- 第28条** 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1** 対象となる三大疾病
- 別表2** 病院または診療所
- 別表3** 入院

無配当三大疾病治療保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
三大疾病治療給付金	被保険者が三大疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)の状態に該当して入院したときに支払います。

(三大疾病の定義およびガンの診断確定)

- 第1条** この特約において、「三大疾病」、「ガン」、「急性心筋梗塞」および「脳卒中」とは、それぞれ別表1に定める三大疾病、ガン、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
- ② ガンの診断確定は、医師または歯科医師によって病理組織学的所見(生検)により行なわれるものとします。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)
- ③ この特約において「再発」とは、すでに診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態となった後に、同一臓器(同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同一臓器とみなします。)に、再度ガンが認められた状態をいいます。
- ④ この特約において「転移」とは、すでに診断確定されたガンを原因として他の臓器にガンが認められた状態をいいます。

(特約の締結および責任開始時)

- 第2条** この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、ガンによる三大疾病治療給付金の支払を除いて、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時。以下「中途付加の責任開始時」といいます。)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約のガン給付責任開始日)

- 第3条** 第4条に規定するガンによる三大疾病治療給付金の支払については、会社は、それぞれ次に定める日からこの特約上の責任を負うものとし、その日をこの特約のガン給付責任開始日とします。

1. この特約の締結に際しては、前条第3項に規定するこの特約の責任開始時よりその日を含めて、90日を経過した日の

翌日

- この特約の復活に際しては、最後のこの特約の復活の責任開始日よりその日を含めて、90日を経過した日の翌日
- この特約を前条第2項により中途付加するに際しては、中途付加の責任開始日よりその日を含めて、90日を経過した日の翌日

(給付金の支払)

第4条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人
	名称	支払額	
被保険者が、次のいずれかに該当したとき 1. ガン給付責任開始日(第3条に定めるガン給付責任開始日とします。)前にガンと診断確定されたことのない被保険者が、ガン給付責任開始日以後の保険期間中に次のすべてに該当したとき (1) ガン給付責任開始日以後に次のいずれかに該当したこと (ア) 初めてガンと診断確定されたこと (イ) ガンが再発したと診断確定されたこと (ウ) ガンが転移したと診断確定されたこと (エ) 再発にも転移にも該当せず、ガンが新たに生じたと診断確定されたこと (2) ガン給付責任開始日以後に前(1)で診断確定されたガンの治療を直接の目的として入院を開始したこと (3) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下、「病院」といいます。)における別表3に定める入院(以下「入院」といいます。)であること (4) その入院の日数が1日以上となる入院であること 2. 責任開始時(復活が行なわれた場合については、最後の復活の際の責任を負う日とし、この特約を中途付加した場合については、中途付加の責任開始時とします。以下同じ。)以後のこの特約の保険期間中に次のすべてに該当したとき (1) 責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、医師により診断されたこと (2) その治療を直接の目的として入院を開始したこと (3) その入院が病院における入院であること (4) その入院の日数が1日以上となる入院であること	三大疾病治療給付金	三大疾病治療給付金額	契約者

- 責任開始時からガン給付責任開始日前の間にガンと診断確定されたことにより、ガンによる三大疾病治療給付金の支払対象にならなかった被保険者が、ガン給付責任開始日以後、保険期間中に、再発にも転移にも該当せず、ガンが新たに生じたと診断確定され、その治療を直接の目的として病院での入院を開始したときは、ガンによる三大疾病治療給付金を支払います。
- 被保険者がこの特約の責任開始時前に生じた疾病を原因として入院した場合でも、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に、第1項の支払事由に規定する急性心筋梗塞または脳卒中により入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に急性心筋梗塞または脳卒中により三大疾病治療給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 被保険者が、この特約の責任開始時以後、三大疾病以外の原因により入院を開始し、その入院中に三大疾病の治療を開始した場合(ガンの場合にはガン給付責任開始日以後にガンと診断確定され治療を開始した場合)には、その三大疾病の治療を開始した日からその三大疾病の治療を目的として入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- 三大疾病治療給付金の支払については、次のとおり取扱います。
 - 第1項に規定する急性心筋梗塞または脳卒中の支払事由に該当したことによる三大疾病治療給付金の支払は、各1回限りとします。
 - 被保険者が、第1項に規定するガンにより三大疾病治療給付金の支払われた最終の支払事由が該当日(以下「基準日」といいます。)からその日を含めて2年以内に、第1項に規定するガンにより三大疾病治療給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガンによる三大疾病治療給付金を支払いません。
 - 被保険者が、すでに第1項の支払事由に該当したガンの治療を目的として、基準日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、入院していたときまたは入院を開始したときは、その2年を経過した後に初めて到来する入院日に、新たに診断確定され入院を開始したものとみなして、会社は、本条の規定を適用してガンによる三大疾病治療給付金を支払います。
 - 三大疾病治療給付金の併発支払については次のとおり取扱います。
 - 被保険者が、第1項に規定するガンの支払事由に該当し、かつ併発して第1項に規定する急性心筋梗塞または脳

卒中のいずれかもしくは両方の支払事由に該当した場合(同時に該当した場合を含みます。)、ガンによる三大疾病治療給付金に加えて、急性心筋梗塞または脳卒中のいずれかもしくは両方の三大疾病治療給付金を支払います。

- (2) 被保険者が、第1項に規定する急性心筋梗塞の支払事由に該当し、かつ併発して第1項に規定する脳卒中またはガンのいずれかもしくは両方の支払事由に該当した場合(同時に該当した場合を含みます。)、または、第1項に規定する脳卒中の支払事由に該当し、かつ併発して第1項に規定する急性心筋梗塞またはガンのいずれかもしくは両方の支払事由に該当した場合(同時に該当した場合を含みます。))の取扱については、前(1)の規定を準用して三大疾病治療給付金を支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第5条 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したときには、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(ガン給付責任開始日前にガンと診断確定された場合の取扱)

第6条 被保険者がこの特約の告知日からこの特約のガン給付責任開始日の前日までに、ガンと診断確定されていた場合、次の各号のとおり取り扱います。

1. この特約の締結または中途付加の際のガン給付責任開始日前にガンと診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者から申出があったときは、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 2. この特約の復活の際のガン給付責任開始日前にガンと診断確定された場合で、その診断確定からその日を含めて6カ月以内に契約者から申出(この特約の保険期間満了日前の申出に限りです。また、その診断確定日以後、この特約が更新した後は申出することはできないものとします。)があったときは、この特約の復活を無効とし、この特約の復活の際に払い込まれた金額およびこの特約の復活以後に払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 3. 第1号において、この特約の中途付加の際に適用する場合には、中途付加に際して払い込まれた金額も払い戻します。
- ② 前項の規定にかかわらず、次の場合は、本条の規定は取扱いしません。
1. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定により、この特約が解除される場合
 2. 前項の申出前にすでに三大疾病治療給付金の支払をしていた場合

(特約保険料の払込免除)

第7条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第8条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第9条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 三大疾病治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、三大疾病治療給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、三大疾病治療給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。))が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したときまたは三大疾病治療給付金の支払事由に規定する状態に該当したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。

- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第 10 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(三大疾病治療給付金および払込を免除する特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 三大疾病治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、三大疾病治療給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに三大疾病治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(三大疾病治療給付金支払の時期および場所)

第 11 条 三大疾病治療給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 三大疾病治療給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から三大疾病治療給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、三大疾病治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 三大疾病治療給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 三大疾病治療給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
三大疾病治療給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは三大疾病治療給付金の受取人の特約締結の目的もしくは三大疾病治療給付金請求の意図に関する特約の締結時から三大疾病治療給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、三大疾病治療給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または三大疾病治療給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または三大疾病治療給付金の受取人が正当な理由なく当

該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は三大疾病治療給付金を支払いません。

- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、三大疾病治療給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第12条 この特約の保険期間の型には、定期型と終身型があり、この特約の保険期間の型および保険期間は、主契約の保険期間の型および保険期間と同一とします。ただし、第2条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の終期と同一とします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第14条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第14条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による三大疾病治療給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第15条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第17条 この特約に対する解約払戻金は、ありません。

(給付金額の減額)

第18条 契約者は、この特約の三大疾病治療給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の三大疾病治療給付金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 前項の規定によって、三大疾病治療給付金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第19条 三大疾病治療給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第20条 契約者は、遺言によっても、三大疾病治療給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第21条 三大疾病治療給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を三大疾病治療給付金の受取人とします。

- ② 前項の規定により三大疾病治療給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により三大疾病治療給付金の受取人となった者のうち生存している他の三大疾病治療給付金の受取人を三大疾病治療給付金の受取人とします。
- ③ 前2項により三大疾病治療給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第 22 条 契約者以外の方でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす三大疾病治療給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- 1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
- 2. 契約者でないこと

③ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第 23 条 この特約が定期型で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(給付金の支払)および第7条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(契約者配当金)

第 24 条 この特約の契約者配当金はありません。

(請求手続)

第 25 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類		最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書・証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券		契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人		
1	三大疾病治療給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	三大疾病治療給付金の減額	○	○	○	○						

※上記1について、会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(時効)

第 26 条 三大疾病治療給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における三大疾病治療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 28 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表3に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合や日帰り手術を受けた場合などで、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表1 対象となる三大疾病

A.対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たにガンに分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となるガンに含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

B.対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設。

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

無配当特定損傷保障特約10条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特定損傷給付金の支払
- 第3条 特定損傷給付金の請求手続
- 第4条 特約保険料の払込免除
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特定損傷給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 特定損傷給付金額の減額

- 第17条 受取人の変更
- 第18条 遺言による受取人の変更
- 第19条 受取人の死亡
- 第20条 受取人による特約の存続
- 第21条 特約の更新
- 第22条 特約の中途付加に関する取扱
- 第23条 契約者配当金
- 第24条 時効
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 対象となる特定損傷
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 治療

無配当特定損傷保障特約10条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とするものです。

給付金の名称	給付内容
特定損傷給付金	被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けたときに支払います。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特定損傷給付金の支払)

第2条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次の治療を受けたとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による別表2に定める特定損傷に対して受けた治療であること 2. その治療が1.の事故の日を含めて180日以内に受けた治療であること 3. その治療が、別表3に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における別表4に定める治療であること	特定損傷給付金	特定損傷給付金額	契約者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

- ② 前項の規定により特定損傷給付金が支払われた場合には、その支払後に特定損傷給付金の支払原因となった同一の不慮の事故により特定損傷給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、この特約による特定損傷給付金の支払は、支払回数を通算して10回をもって限度とします。
- ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特定損傷給付金の請求手続)

第3条 契約者または被保険者は、前条に規定する特定損傷給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、被保険者が前条に規定する特定損傷給付金支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して特定損傷給付金を請求してください。

請求書類	1. 特定損傷給付金請求書 2. 不慮の事故であることを証する書類 3. 会社所定の様式による医師の診断書 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) 5. 契約者の戸籍抄本 6. 契約者の印鑑証明書 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
------	--

- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ⑤ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(特約保険料の払込免除)

第4条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特定損傷給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、特定損傷給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第2条に定める特定損傷の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(特定損傷給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特定損傷給付金の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特定損傷給付金支払の時期および場所)

第8条 特定損傷給付金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 特定損傷給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特定損傷給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
 1. 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 特定損傷給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

特定損傷給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特定損傷給付金の受取人の特約締結の目的もしくは特定損傷給付金請求の意図に関する特約の締結時から特定損傷給付金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 6. 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査 60日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特定損傷給付金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の保険期間の型、保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間の型は定期型のみとし、この特約の保険期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内であるものとします。

- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間の範囲内で、会社が定める期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 第2条第3項の規定により、特定損傷給付金の支払回数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特定損傷給付金額の減額)

第16条 契約者はこの特約の特定損傷給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 前項の規定によって特定損傷給付金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(受取人の変更)

第17条 特定損傷給付金の受取人については、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第18条 契約者は、遺言によっても、特定損傷給付金の受取人を、契約者(主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合は被保険者)以外の者に変更することはできません。

(受取人の死亡)

第19条 特定損傷給付金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特定損傷給付金の受取人とします。

② 前項の規定により特定損傷給付金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特定損傷給付金の受取人となった者のうち生存している他の特定損傷給付金の受取人を特定損傷給付金の受取人とします。

③ 前2項により特定損傷給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による特約の存続)

第20条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす特定損傷給付金の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
2. 契約者でないこと

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特定損傷給付金の支払事由が生じ、会社が特定損傷給付金を支払うことによりこの特約が消滅することとなるときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特定損傷給付金の受取人に支払います。

④ 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合に、債権者等に支払うべき金額があるときは、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日の翌日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が定期型の場合で、この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。ただし、更新後の主契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社所定の年齢を超える場合には、この特約は更新できません。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第2条(特定損傷給付金の支払)、第4条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(特約の中途付加に関する取扱)

第22条 この特約を中途付加するにあたって、第2条第3項に規定する特定損傷給付金の支払限度には、この特約を付加する前に、この特約の主契約に付加されていた無配当特定損傷保障特約10により支払われた特定損傷給付金の支払回数を含みます。

(契約者配当金)

第23条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(時効)

第24条 特定損傷給付金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 26 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20~W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50~W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65~W74)	
・その他の不慮の窒息(W75~W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85~W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00~X09)	
・熱および高温物質との接触(X10~X19)	
・有毒動植物との接触(X20~X29)	
・自然の力への曝露(X30~X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40~X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大

分類項目 (基本分類コード)		除外項目等
		腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)		
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 対象となる特定損傷

対象となる「特定損傷」とは、次のいずれかをいいます。

- 骨折
- 関節脱臼
- 腱の断裂

備考

- 骨折
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
- 関節脱臼
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 腱の断裂
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)を

います。

特定疾病診断保険料免除特約10条項 目次

(この特約の概要)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険料払込の免除
- 第3条 責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患し、診断確定されたことによる無効
- 第4条 保険料率
- 第5条 特約の取消および無効
- 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 保険料払込免除の時期および場所
- 第9条 特約の保険期間
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険料免除事由の発生と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 特約の解約

- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 特約の契約者配当金
- 第17条 主契約に付加されているその他の特約の取扱
- 第18条 請求手続
- 第19条 時効
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更
- 第22条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 公的医療保険制度
- 別表4 医科診療報酬点数表

特定疾病診断保険料免除特約10条項

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。

(保険料払込の免除)

第2条 主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が、主契約の保険料払込期間中につきの各号のいずれかの事由(以下「この特約の保険料払込免除事由」といいます。)に該当したとき(主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める主契約の保険料払込免除事由に該当したときを除きます。)は、会社は、直後に到来する主約款第13条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の主契約の保険料(ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間にこの特約の払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含まれます。)の払込を免除します。

- 1. 被保険者が責任開始時以後、次に該当したとき。
 - (1) この特約の保険期間中に初めて(責任開始時前の期間を含めて初めてとします。)別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)
 - (2) (1)に該当した場合でも、責任開始時の属する日(以下「責任開始日」といいます。)からその日を含めて90日以内に別表1に定める悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、主契約の保険料(以下「保険料」といいます。)の払込を免除しません。ただし、この場合でも、責任開始日を含めて90日経過後、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- 2. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。
 - (1) 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の作業では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。
 - (2) 別表1に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき
 - (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術
 - (イ) 別表2に定める病院または診療所における手術
 - (ウ) 別表3に定める公的医療保険制度に基づく別表4に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列

挙げられている手術

- (3) 別表1に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
 - (4) 別表1に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき
 - (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術
 - (イ) 別表2に定める病院または診療所における手術
 - (ウ) 別表3に定める公的医療保険制度に基づく別表4に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
- ② 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に別表1に定める急性心筋梗塞または脳卒中によりこの特約の保険料払込免除事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、前項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物に罹患し、診断確定されたことによる無効)

第3条 新生物に罹患し、医師によって診断確定されたために、主契約の保険料が免除されない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし第6条(告知義務および告知義務違反による解除)または第7条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除される場合を除きます。

- ② 第1項の規定によりこの特約が無効とされた場合、保険契約締結時(復活が行なわれた場合には最後の復活時とします。以下同じ。)からこの特約が付加されなかったものとして計算された保険料に変更します。その場合、保険契約締結時から払い込まれたこの保険契約の保険料のうち、変更後の保険料との差額を契約者に払い戻します。

(保険料率)

第4条 この特約が付加される場合、主契約および主契約に付加されるその他の特約(以下「主契約等」といいます。)には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

(特約の取消および無効)

第5条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、この特約が付加されなかったものとして計算された主契約等の保険料に変更し、その差額は払い戻しません。

- ② 契約者が保険料を不法に免除させる目的をもって、特約の締結または復活をした場合は、その特約は無効とし、会社は、この特約が付加されなかったものとして計算された主契約等の保険料に変更し、その差額は払い戻しません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第6条 この特約の締結または復活の際、この特約の保険料払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ 保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき。
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 5. この特約が、この特約の責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したとき、またはこの特約の保険料払込免除事由に規定する状態に該当したときを除きます。
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者または被保険者が保険料を免除させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. 保険料払込免除の請求に関し、契約者の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. 契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ② 保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(保険料払込免除の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の保険料払込免除の場合に準用します。

(特約の保険期間)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険料免除事由の発生と保険料の取扱)

- 第11条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約の保険料の払込免除事由が発生した場合には、第2条の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額が払い込まれるまで保険料の免除をしません。
- ② この保険契約に無配当三大疾病治療保障特約10が併せて付加されている場合で、三大疾病治療給付金が支払われるとき、会社は前項の未払込保険料を、その三大疾病治療給付金と相殺し、この特約による保険料の払込免除を行なうことができるものとします。

(特約の復活)

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が死亡、解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

(特約の解約)

第14条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の契約者配当金)

第16条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(主契約に付加されているその他の特約の取扱)

第17条 主契約に付加されているその他の特約の特約条項における特約保険料の払込免除に関する規定中「主約款」とあるのは「主約款または特定疾病診断保険料免除特約10条項」と読み替えます。

(請求手続)

第 18 条 この特約に基づく保険料の払込免除の請求については、次に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書 ・ 証 明 書	会 社 所 定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	保険料の払込免除	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 19 条 保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第 20 条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更)

第 21 条 会社は、別表3に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料の払込免除事由を別表3に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「保険料の払込免除事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の保険料の払込免除事由を改めます。

③ 本条の規定によりこの特約の保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

無配当年金支払特約(健康還付給付金付無配当医療保険用)条項 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結

第2条 年金基金

第3条 年金受取人

第4条 年金支払証書

第5条 年金の種類

第6条 基本年金額の計算

第7条 年金支払開始日および年金支払日

第8条 年金の支払

第9条 年金の請求手続

第10条 年金の支払時期および場所

第11条 年金の一括支払

第12条 年金受取人の死亡

第13条 相続人の代表者

第14条 年金受取人の変更

第15条 年金受取人の住所の変更

第16条 特約の解約

第17条 契約者配当金

第18条 年金受取人に対する貸付

第19条 時効

第20条 管轄裁判所

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求書類

無配当年金支払特約(健康還付給付金付無配当医療保険用)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加し、主契約の健康還付給付金の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を年金で支払うことを内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主契約の保険期間の型が定期型(短期払)および終身型の場合に付加することができます。

② この特約は、健康還付給付金受取人の申出によって、主契約に付加して締結します。

③ 会社がこの特約の付加を承諾したときは、健康還付給付金の支払事由が発生した時(健康還付給付金の支払事由発生後にこの特約付加の申出があったときは申出の時)にこの特約は締結されたものとします。

④ 健康還付給付金受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

⑤ この特約を付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

⑥ 健康還付給付金の支払後は、この特約を付加することはできません。

(年金基金)

第2条 この特約が締結されたときは、締結の時に健康還付給付金の全部を年金基金に充当します。

② 前項の規定にかかわらず健康還付給付金受取人の申出がある場合は、健康還付給付金の一部を年金基金に充当することができます。

③ 年金基金設定日以後、第1回の年金支払日(以下「年金支払開始日」といいます。)前に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める健康還付給付対象期間中の災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、ガン入院給付金、女性疾病入院給付金、通院給付金および無事故給付金(以下「給付金等」といいます。)の支払の請求書類が会社に到達し、給付金等が支払われる場合には、年金基金設定日に遡って、本条の規定により充当された年金基金から給付金等の金額を差し引くものとします。ただし、会社が第1回年金の支払処理を完了した後に請求書類が到達した契約については、年金支払開始日に請求書類が到達したものとみなして、第6条(基本年金額の計算)の規定を適用します。

(年金受取人)

第3条 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された健康還付給付金の受取人としてします。

(年金支払証書)

第4条 第2条(年金基金)の規定によって年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。

1. 年金の種類
2. 年金支払開始日
3. 年金額
4. 年金受取人
5. 年金支払方法

(年金の種類)

第5条 年金の種類は確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間(以下「年金支払期間」といいます。)中、年金受取人に年金を支払います。

- ② この特約の締結の際、健康還付給付金の受取人の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間を定めることができます。

(基本年金額の計算)

第6条 基本年金額は、この特約の年金の支払その他の計算の基準となるもので、年金基金設定日における会社の定める率によって計算します。

- ② 前項で計算される基本年金額が会社の定める最低年金額に満たない場合には、健康還付給付金を一時に年金受取人に払い戻します。
- ③ 年金支払開始日以後に、主約款に定める健康還付給付対象期間中の給付金等の支払の請求書類が会社に到達し、給付金等が支払われる場合には、給付金等の支払の請求書類が会社に到達した日の直後に到来する年金支払日の前日における未払年金の現価から給付金等の金額を差し引き、その残額をもって、その年金支払日以後の残存期間の基本年金額を定めます。この新たな基本年金額が会社の定める最低金額に満たない場合には、その残額を一時に年金受取人に払い戻し、この特約はその時に消滅します。ただし、会社が直後に到来する年金支払日の年金の支払処理を完了した後請求書類が到達した契約については、その直後に到来する年金支払日に請求書類が到達したものとみなして、本条の規定を適用します。
- ④ 前項の給付金等の金額が、給付金等の支払の請求書類が会社に到達した日の直後に到来する年金支払日の前日における未払年金の現価を超える場合には、年金受取人は既に受け取った年金を返還してください。会社は、この年金が返還された後に、給付金等の受取人に給付金等を支払い、年金基金設定日における年金基金からこの給付金等の金額を差し引いた後の残額がある場合は一時に年金受取人に払い戻し、この特約はその時に消滅します。

(年金支払開始日および年金支払日)

第7条 年金支払開始日は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(年金の支払)

第8条 年金は、毎年の年金支払日に年金受取人(法人が年金受取人の場合は、法人が指定した者)が生存するときに年金受取人に支払います。

(年金の請求手続)

第9条 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、この特約の別表に定める書類を提出して年金を請求してください。

(年金の支払時期および場所)

第10条 年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(年金の一括支払)

第11条 年金受取人は、年金支払開始日以後、将来の年金の支払に代えて、年金支払期間中の未払年金の現価を一時に請求することができます。この場合、この特約は消滅します。

- ② 前項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ③ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(年金受取人の死亡)

第12条 年金受取人(年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者)が死亡したときは、この特約はその時に消滅し、会社は、年金受取人の死亡時の法定相続人(年金受取人が法人の場合には、その法人)に、次の金額を支払います。

1. 年金基金の設定日以後年金支払開始日前に死亡したとき
死亡時における年金基金の価額
 2. 年金支払開始日以後に死亡したとき
年金支払期間中に死亡したときは、未払年金の現価
- ② 年金受取人の死亡時の法定相続人(年金受取人が法人の場合には、その法人)は、年金受取人(年金受取人が法人の場合には、法人の指定した者)が死亡したことを知ったときには、すみやかに会社に通知してください。
- ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
- ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(相続人の代表者)

第13条 前条の場合において、年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の年金受取人の法定相続人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

(年金受取人の変更)

第14条 年金受取人は、年金基金の設定後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に第1回年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から第1回年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(年金受取人の住所の変更)

第15条 年金受取人が住所または居所(通信先を含みます。以下同じとします。)を変更したときは、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 年金受取人が前項の通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

(特約の解約)

第16条 年金受取人は、年金基金の設定後、年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。

- ② 前項の規定により、この特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を年金受取人に一時に支払います。
 ③ 第1項の場合には、この特約の別表に定める書類を提出して請求してください。
 ④ 本条に定める支払金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に支払います。

(契約者配当金)

第17条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(年金受取人に対する貸付)

第18条 年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

(時効)

第19条 年金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第20条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
1. 第1回の年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届(ただし、会社が認めた場合) (3) 法人が指定した者の住民票(年金受取人が法人の場合に限りです。) (4) 年金支払証書
2. 第2回以後の年金の支払	(1) 会社所定の年金支払請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 法人が指定した者の住民票(年金受取人が法人の場合に限りです。) (4) 年金支払証書
3. 年金受取人死亡による年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 年金受取人(法人が年金受取人の場合には、法人が指定した者)の死亡した事実を証する住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (3) 年金受取人の法定相続人の戸籍抄本および印鑑証明書(年金受取人が法人の場合は、法人の印鑑証明書) (4) 年金支払証書
4. 年金の一括支払	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
5. 特約解約	(1) 会社所定の解約請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替(以下「保険料口座振替」といいます。)を委託すること
3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。

② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料(月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。)を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て下さい。

② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択して下さい。

③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委託するか、他の払込方法を選択して下さい。

- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更に際し、その変更の手續が行なわれないまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読み替えます。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、つぎの第1号から第3号のすべての条件を満たし、かつ、第4号から第6号のいずれかの条件を満たした保険契約について適用します。

1. 保険契約者は、官公署、会社、工場、組合その他の団体(その事業所を含み、以下、「団体」といいます。)の代表者もしくは団体に勤務または所属し、その団体から定期的に給与等(役員報酬を含みます。)の支払を受ける社員、組合員等(以下「所属員」といいます。)であること。
2. 団体の代表者を保険契約者とする場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
3. 団体の代表者と会社との間に団体特別取扱協約が締結されており、団体代表者において第2回以後の保険料を取りまとめ、一括して会社に払い込むことが可能であること。
4. 団体の所属員を保険契約者とする場合には、その保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
5. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員またはその親族を被保険者とする事業保険契約の場合には、被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であること。
6. その団体から給与等の支払を受ける保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であること。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社が取決めた日までに団体を經由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

- ② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、団体代表者を經由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者(事業保険契約の保険契約者は除きます。)が死亡し、または団体を脱退したとき。ただし、この場合においても、団体を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。

4. 第1条第4号から第6号までの条件のいずれにも満たなくなり、6カ月を経過してもなおいずれの条件も満たせないとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保
険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における
期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が
付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読
み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユーロ建)に付加 する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユー
ロ建)に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第2条(契約日の特例)および第3条(保険料率)の規定は適用しません。
2. 第4条(保険料の払込)第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と
読み替えます。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は所属員またはその親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

- ② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(契約者配当金の支払)

第7条 普通保険約款に定める契約者配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の契約者配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を経由して、現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。ただし、この場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
2. 保険契約が普通保険約款に定める払済保険、払済終身保険、払済定期保険、払済年金保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが10人未満となり、6カ月(月払契約の場合は3カ月)を経過してもなお10人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合の特則)

この特約を自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第1条(特約の適用)中、「所属員またはその親族」を「所属員の親族」と読み替えます。
2. 第2条(契約日の特例)第1項中、「被保険者」を「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)第1項中、「契約年齢、保険期間その他この保
険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における
期間の計算は、その日を基準として計算します。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が
付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険事故」を「ガン以外の事由による保険事故」と、それぞれ読
み替えます。

(予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユーロ建)に付加 する場合の特則)

この特約を予定利率市場連動型積立個人年金保険(USドル建)または予定利率市場連動型積立個人年金保険(ユー
ロ建)に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱い
ます。

1. 第2条(契約日の特例)および第3条(保険料率)の規定は適用しません。
2. 第4条(保険料の払込)第1項中、「第2回以後の保険料」を「普通保険約款に定める基本保険料および増額保険料」と
読み替えます。

健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、健康還付給付金付無配当医療保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当長期傷害保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当長期傷害保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当長期傷害保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により集団代表者と会社が決めた日までに、集団を経由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

新医療保障付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と新医療保障付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、新医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

無配当医療保険10集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(その事業所を含み、以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といい、所属員が会社・商店等である場合には、当該所属員の役職員を含みます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と無配当医療保険10集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 集団の代表者が保険契約者となる場合には、被保険者は集団の所属員またはその親族であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、無配当医療保険10集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納の取扱は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。ただし、保険契約者が集団を脱退した場合においても、集団を通じて保険料を払い込むことができる期間については、その者は第1条に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取扱い、この特約は効力を失いません。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

クレジットカード払特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用するには次の条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定するクレジットカードが、会社と保険料決済の取り扱いを提携しているクレジットカード発行会社(以下「提携カード会社」といいます)のクレジットカードであること
2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内(以下「クレジットカードの有効性等」といいます)であること
3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人(提携カード会社の会員規約等により、クレジットカードの使用が認められている人を含みます)が同一であること

(契約日の特例)

第2条 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は普通保険約款(以下「主約款」といいます)に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。ただし、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、責任開始の日を契約日として、保険契約上の責任を負い、契約年齢および保険期間は、この日を基準として再計算します。

② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款の規定により契約日を定めます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

(保険料)

第4条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)から、クレジットカードにより払い込んでください。この場合、クレジットカードの有効性等を会社が確認し、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、その払込があったものとみなします。

② 前項の場合において会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

③ 保険料払込期間の中途においてこの特約を付加する場合は、この特約付加の申し出があった月の翌期の払込期月から、クレジットカードによる取扱を行ないます。ただし、この特約付加の申し出があった月前に、すでに払込期月の到来している未払込保険料(保険料の自動振替貸付を行なっている保険契約については、その貸付元利金を含みます)があるときは、この特約を付加する際、これを会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

④ この特約による第2回目以後の保険料については、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、提携カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。

⑤ この特約により払い込まれた保険料については、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、領収証を発行しません。

(諸変更)

第5条 保険契約者は、クレジットカード払の取扱を停止するときにはあらかじめ会社に申し出て、他の払込方法を選択してください。

② 提携カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したときには、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、他の払込方法を選択してください。

(特約の消滅)

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更したとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納の取扱は行ないません。

(主約款の適用)

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特例)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、第2条(契約日の特例)の規定は適用しません。

(無配当ガン保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当ガン保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(契約日の特例)第1項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と、「契約年齢および保険期間の計算は、この日を基準として行ないます。」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、この日を基準として行ないます。(責任開始期の計算にあたって使用する保険期間の始期は、この特約が付加されていない場合の保険期間の始期とします。)」と、「保険金、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由」を「ガン以外の事由による保険事故」と、「契約年齢および保険期間」を「契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間」と、それぞれ読み替えます。
2. 第4条(保険料)第2項中、「責任開始の日」を「保険期間の始期」と読み替えます。

指定代理請求特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とする内容を主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の対象となる給付金等)

第2条 この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となることと定められている給付
5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
 1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
 2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
 3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

第3条 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。))が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の3親等内の親族
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
 1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 3. その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。))は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
 1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第4条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（特約の解約）

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（指定代理請求人の変更または撤回）

第6条 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

（主契約の被保険者が変更された場合の取扱）

第7条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

（主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用）

第8条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則）

第10条 この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる給付金等）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
1. 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
2. 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
3. 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
4. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
5. 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」
2. 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行われたこと」
3. 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

（主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則）

第11条 この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる給付金等）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
2. 前号の適用に際しては、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

（主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則）

第12条 この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）第1項中、「主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）」とあるのは「主契約の主たる被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）」と読み替え、同条第2項、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)

第13条 この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- 「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類
指定代理請求人の変更または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「給付金、一時金または年金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「給付金、一時金および年金」と読み替えます。

(無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「年金または給付金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「年金および給付金」と読み替えます。

(長期介護保障保険に付加する場合の特則)

この特約を長期介護保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「介護給付金または介護一時金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「介護給付金および介護一時金」と読み替えます。

(無配当医療保険10に付加する場合の特則)

この特約を無配当医療保険10に付加する場合には、第2条(給付金の受取人)を次のとおり読み替えます。

「(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者とします。ただし、無配当生存給付金付死亡保障特約10条項における生存給付金の受取人は契約者とします。」

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

「ご契約のしおり・約款」約款規定変更のお知らせ

「ご契約のしおり・約款」中、約款の別表または付則に記載されている「感染症」の（新型コロナウイルス感染症に関する特則）の内容につきまして変更いたしました。（波線部分）誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管くださいますようお願いいたします。

感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。）	

（新型コロナウイルス感染症に関する特則）

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

ジブラルタ生命保険株式会社



ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）